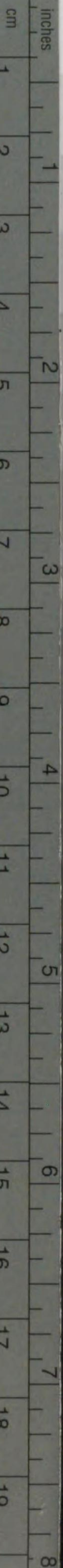


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19




Kodak Color Control Patches


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]

593

593-1
1200501526623





512B17



國民思想叢書 士道篇

加藤吐堂編



國民思想叢書刊行會藏版

凡

例

(士道篇解題)

一 士道篇の編纂は稍々他の諸篇と趣を異にし、初めに士道理論ともいふべき山鹿素行の士道、齋藤拙堂の士道要論、井澤蟠龍の武士訓并に高林政明の武家小學を載せて士道の要義を知るに便し、次ぎに鎌倉時代以後幕末に至る武士の家訓を一括して士道家訓と題して之れを収めて實際的方面を見るに便し、更に其の言行に現はれたる事實を示すべく武士道美の最も絢爛の花を開きたりと見るべき織豊二氏の時代より徳川時代の初期に於ける代表的美談と我が士道の精華と謳はるゝ赤穂四十七士を紹介したる室鳩巢の赤穂義人録を収め、最後に幕末志士の一人たる藤田東湖の正氣歌を加ふ。これ士道は單なる思想の上に於てのみ見るべからず、却つて其の事實として現はれたる所に多くの教訓を含めるを思ひ、理論と實際とを兼ね示さんとしたる編者の婆心に基き、此雜然たる體裁を成したのである。

一 我が國の士道は遠く建國の昔に胚胎し、國史の芳躅は悉く之れを示し、早く我が最古

の歌集たる萬葉集の如き眞に剛健の氣横溢し、彼の大伴、家持の「海行かば水つく屍かほら、山行かば草むす屍、大君のへにこそ死なめ、顧みはせじ」といへる如き精神は到る處に見得らるゝのであるが、こゝに士道として收めたるものは主として武家階級の擡頭し來りし鎌倉時代以後にして其の家訓として子弟并に家子郎黨を教訓せるものを初め、干戈倥偬の際彼等が如何に修養し來れるかを瞥見し、更に理論を離れて、之れを事實に求むべく實戰場裡に於ける言行を加へたるものにして、其の言行は、多く太平の象漸く萌して士道次第に頽廢せんとする徳川初期又は中期に當りて故老の語り草等に基きて蒐集せられたる熊澤淡庵の「武將感狀記」眞田增譽の「明良洪範」大導寺友山の「岩淵夜話」并に著者不詳の「武野燭談」等に據り、原文の儘これを抄録し、之れに加ふるに此の士道頽廢の夢を破り、時代の武士に一大警覺を與へたる赤穂義人録を以てしたので、終りに藤田東湖の正氣の歌を添えたのは、其の中に多くの史實を含み、士氣を鼓舞する大なるものあるを想ふたからである。

一 世に武士の家訓として傳へらるゝもの、本篇收むる所の外「楠氏壁書」「楠氏櫻井訓」「新田義貞の家訓」等其の類少からざるも、多くは後人假托の書にして眞偽疑ふべきを以

て、こゝには其の疑ふべからずと認めらるゝものゝみを收めて、他は之れを省く。士道家訓は本篇の外、「民衆篇」中に收めたる親子訓、尾籠集、兒教訓の如きも主として武士并に其の子弟を對象とせられたれば併せ讀まれんことを望む。

一 我が國の士道は源を我が國體に發し、更に儒佛二教の感化によつて其の精華を發揮せるものなるも、徳川以前に於ては佛教其の中心となつて何れの家訓にも信仰の情の溢るものあるを想はしめ、徳川時代に入つて干戈收つて武士道は治教の上に現はれ、其の武士道理論を大成せる山鹿素行は専ら儒教の上に立脚し大義名分の思想多く之れに基き其の後、士道を論ずるもの亦主として此精神に據り、佛教は稍々閑却せられたるの觀あるも、死生に馳驅すべき武士の精神に佛教が多大の感化を與へたるは特に武術と禪道との關係に於て見得べく、宮本武藏の「五輪書」澤庵禪師の「不動智神妙錄」等武士の心を鍛鍊するに力ありしもの頗る多い。本叢書は別に心要篇を設けて、これら修養工夫に關するものを纂集することゝしたれば之れをも參照せられんことを請ふ。其他國體、神道、儒教、佛教の諸篇も皆な悉く士道に關聯し、文藝篇に蒐集する所の忠烈物語の如き悉くこれ士道の映發と見るべく、其の詩歌の類も亦概ね之れと相離れざるものなるを

以て士道に關する述作を單に本篇に於て盡きたりとなすなからんことを望む。

一 士道篇は何が故に斯く各般に亘るか、云ふまでもなく士道は我が國民思想の精華にして全國皆兵の古制は夙に之れを發揚し、中世これを武士なる一階級に專屬せしめたるも干戈相收まる徳川時代に入つては、單に攻城野戦の間に於てのみ行はるゝ道にあらずして當時四民の上位に立つて範を庶民に垂るべきものとして教養せられたるを以て此時代に大成せられたる士道理論は直にこれ今の所謂紳士道であり、國民道たるべきもの其の各般に亘るは、もと之れに因す。今や全國皆兵の古制に復し、昔の一階級の道德と目せられたる此士道は直に國民全般に普及すべき多くの教訓を含む。輕々に看過するなくんば則ち幸である。

一 本篇も亦足立栗園氏を勞すること多く、標註校訂は高崎直承、沼倉良仙の二氏専ら其の任に當り予を援助して本篇を成さしめらる。記して感謝の意を表す。

昭和四年五月

咄堂識

目次

士道……………一—一七六

士道要論……………一七—二〇

武士訓……………二—二六三

武家小學……………二六五—二八九

士道家訓……………二九—四〇〇

平重時家訓……………二九七—三三〇

菊池武茂起請文……………三三一—三三三

竹馬抄……………三五—三四六

今川了俊制詞……………三四七—三五五

朝倉敏景十七個條……………三五七—三六二

武田信玄家法……………三六三—三七九

加藤清正掟書……………三八一—三八二

忠孝通義……………三八三—三九六

士規七則……………三九七—四〇〇

士道美談……………四〇一—四三〇

赤穂義人錄……………四三一—五四七

正氣歌訓釋……………五四九—五六四

目次(細別)……………五六五—五七六

士道

解題

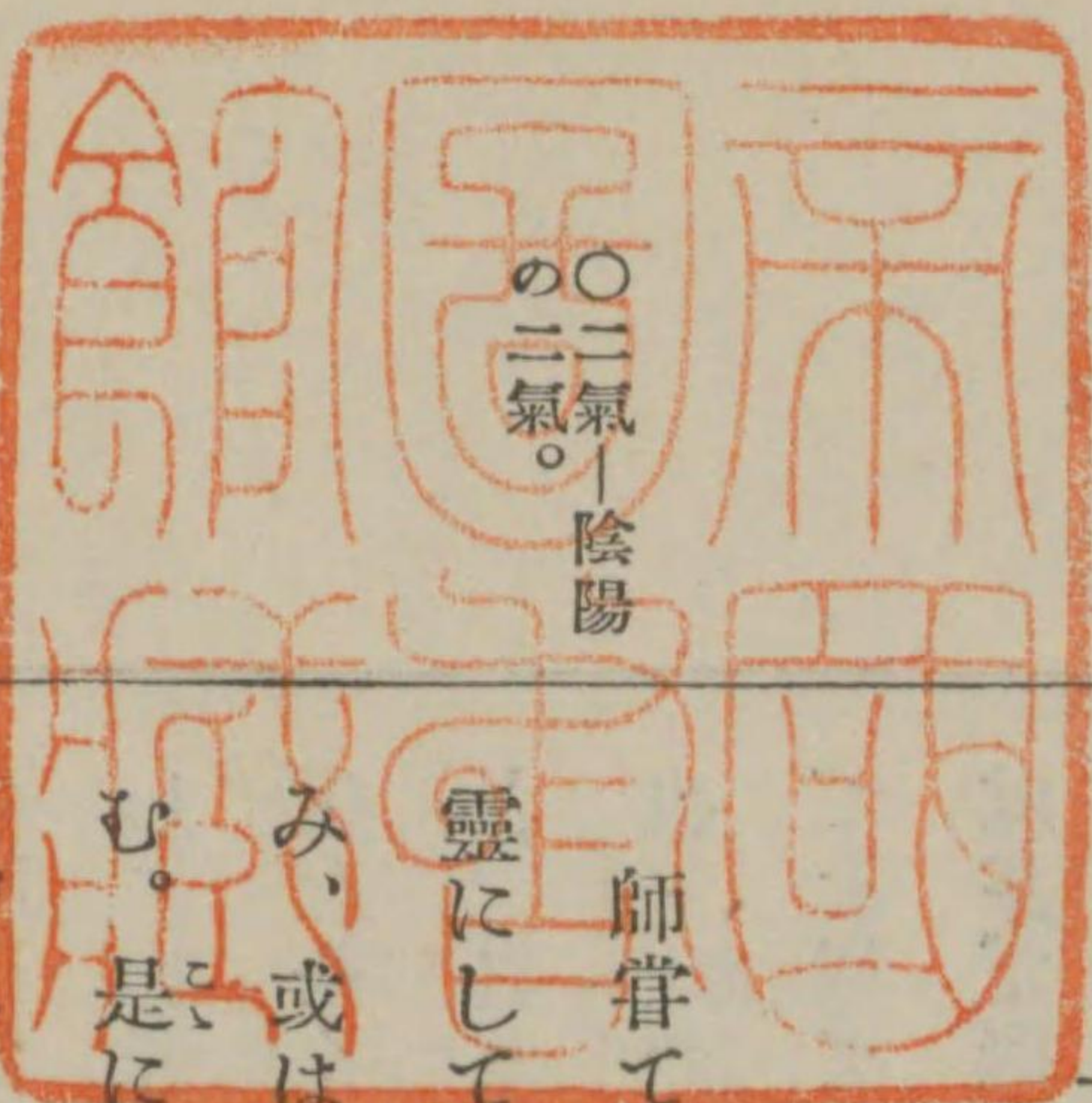
我が國士道の淵源は遠く、これが教訓を示したるものも少からざれど、多くは實際の事例にして深く之れを學理の根柢に置き組織的に其の教範を垂れたるものは之れを山鹿素行に推さざるを得ない。素行名は高祐たかすけ、字は子敬、通稱を甚五左衛門といひ、元和八年八月二十六日を以て奥州會津に生れ、幼にして林羅山の門に入りて經史を究め、更に自ら神道の研究に志し、國文國史を修め、武事に關しては尾畑景範おつかかげのり、北條氏長に從つて造詣頗る深く兵學に於て當代殆んど比肩するものなかりしが、偶々當路の忌諱に觸れて赤穂に流謫せられ、後赦されて江戸に歸り貞享二年九月二十六日六十四歳を以て歿す、素行、士道に關する著書甚だ多く武教要録、武教本論、武教小學等あるも思想的に士道を論じたるは本書を以て最も其の第一とす、篇を分つこと六、更に細目を設けて士道の大本より日用の細節に至り、最後に自警、子弟警戒等を載せて修養に便にす、今、これを士道篇の卷頭に收めて士道の大本を知るに便す、尙ほ素行の事に關しては國體篇下中朝事實を參照せられんことを望む。

士道

山鹿素行著

立本

知己職分



師嘗て曰く、凡そ天地の間二氣の妙合を以て人物の生々を遂ぐ。人は萬物の靈にして、萬物人に至つて盡く。こゝに生々無息の人、或は耕して食をいとなみ、或はたくみて器物を作り、或は互に交易利潤せしめて、天下の用をたらしむ。是に農、工、商已むを得ずして相起れり。而して士は耕さずしてくらひ、造らずして用ひ、賣買せずして利する、その故何事ぞや。我、今日此身を顧みるに、父祖代々弓馬の家に生れ、朝廷奉公の身たり。彼の不耕、不造、不買して士たり。士として其職分なくんば有べからず。職分あらずして食用足らしめんことは遊民と云ふべし。一向心を付けて、我身に付けて詳に省み考ふべし。

○昆遊―衆く
集つて遊ぶ。

士 道

四

されば、天下の間、人間は云ふに及ばず、鳥獸のたぐひ、魚虫のいやしき、草木非情なる、何れかいたづらにして天性を全くするや。鳥獸は自ら飛走して食を求め魚虫は昆遊して其食を尋ね、草木は土に根ざして深からんことをなせり。各唯、食を求むる事暇あらず。一年の間、一日一時も飛走、昆遊を忘るゝ事なし。物皆然り。而して人の上に農、工、商又此の如し。若しつとめずして、一生を全く終るべくは、天の賦民といふべし。しかれば、士、何ぞ職業なからんと、自ら省みて、士の職分を究明いたさんには、士の職業初めてあらはるべき也。此の思入の立たざる内は、或は人の云ふにまかせ、或は書冊にしるせるまでを以てして、實に腹心に體認せざるを以て、志の立つ處甚だ薄し。志の立つ處甚だ薄きときは、以前より因循して久しく染む所の惡習、内にかくるゝを以て、輕薄にして、道志何を以てか長ぜんや。是れ士の本を立つるを第一とすべし。人の教にしたがひ、當座の心にまかせんことは、譬へば暫く其事をなすといへども、實と成し難し。今云ふらん處に深く志を立てて、自我職分を糾明し得んには、士たるの職こゝに明なるべきなり。凡そ士の職と云ふは、其身を願

○道志―道を
行ふのこゝろ
ざし。

○孔子曰志於
道、道に志す
や、徳に據り、
仁に依り、藝
に遊ぶと論語
述而篇にあり

士 道

七

とを知るは、其道を尋ねて、其用をしるに在るべき也。而して、道あらんやと志出て來れば我より先だつて志あつて能く行ひ得たらん人を求め、是に案内を頼んでその引導に任せつべし。其師たる人の行跡、違ふ所あるか、言は似て、其事物に應ずる處明らかならざるには、速に去つて從ふなかれ。邪師の教に久しくそまるときは、覺えず其人に荷擔あつて、誠の道に彌とをさかるべし。此の如くして外を尋ね學ぶといへども、外に聖人の師なくんば、自ら立ち歸つて内に省るべし。内に省ると云ふは、聖人の道、聊かしいて致す處なく、唯、天徳の自然にまかせて至る教のみなれば、我に志の立つ處あらんには、事は習ひ知つて至るべく、其本意は推して自得するに在るべき也。況や古の聖人、人を道びくのために格言を垂れ玉へり。我是を以てつゝしみ勤めんには、聖人の大道こゝに於て得べき也。人々各五倫のついであることを知り、士の道のあらんずる事を知るといへども、或は自ら是としてたれりとし、或は邪師を信じて、努して功なきが如し。是れ併し道に志す所の輕薄なるより事おこたりぬべし。孔子曰、道に志すとは、此心にや。道と云ふものゝ有るべき、私を以ては論ぜ

られざる事也と、其の志の立つことあらざれば、道に至るべき様なし。故に、道に志すと云へる也。世に少しなれて賢がほなる輩は、推して道を定め、この外に、別に相ことなることは非ずと、私の意見を立つるを以て、道こゝに遠ざかりて、遂に大道に入るを得ざる也。されば士の職分を知ると云ふとも、道に志す處あらざれば、知あつて行なければ全からざる也。尤も詳に究理すべき也。

在勤行其所志

師曰はく、曾子曰く、士以て弘毅ならざるべからず、任重うして道遠し。仁以て己が任となす、亦重からずや。死して後已む、亦遠からずやといへり。士は其器尤も廣く、能く忍ぶ所あらずしては、重きにたへ、遠きをいたすこと叶ふべからざる也。職分を知り、其道に志すと云ふとも、つとめて其志す處を行ふにあらずしては、言ばかりにして其實あらざるなり。行ふと云ふとも、一生是をつとめて、而して後に已むにあらざれば、中道にして廢す。道のとくべき所なし。故に勤行を以て士の勇とする也。孔子曰く、君子は言に訥にして行に

○曾子曰論語泰伯篇に出づ。弘毅心廣志強きをいふ。

○君子云々論語里仁篇に出づ。口重し。口重しと云ふ。

敏ならんことを欲すといへり。言ふことは是れ安く、行ふことは是れ難しと云へり。職分を知つて志を立て、道に志有つて其道の次第をきくことを得ると云ふとも、勤め行ふ所を專とす。而して勤め行ふ事、大方の志にては遂ぐることに難し。今少しの入らざる事を致し、ならへるわざすら是を改めんとするには、甚だ力を入れずしては安んじがたし。殊に利害の間色欲の妄動、名根の萌すところ、因循すること久しきを以て、更に間斷する所なく、其意妄りに先ず。ここに於て、我に大力量あらずしては、必ず引きちとされて其誠を盡す事叶ふべからず。我に大力量を出さしむるは、志の淺深によることなり。志す所淺くしては、勤むる所深かるべからざる也。志は自ら省みて、人の人たらざる所をたしかに辱る處深からざれば、此志出でざる也。故に中庸に、子曰はく、學を好むは知に近く、力めて行ふは仁に近く、耻を知るは勇に近し、と出せり。孟子曰く、富貴も淫する能はず、貧賤も移す能はず威武も屈する能はず、此れ之を大丈夫と謂ふ、といへり。富貴は人の大に好む所にして、貧賤は人の大に惡む所、威武は人の大に恐るゝ所にして、此間に聊か心を付る處なきに有らざれば、

○中庸は孔子の孫子思の著なり。孟子曰く同書滕文公下篇に出づ。

○大丈夫とは志す所の勤行する者の謂也

大丈夫と云ふ可らず。大丈夫と云ふは、是士の道に志して、其志す所をたしかに行ひつとめたるもの、事也。其厚く正しき所此の如くつとめずしては、士の本の立と云ふべからざる也。

明心術

養氣存心

論養氣

師嘗て曰く、人の氣質に天資あり。云ふ心は、天然と生れ付きて、其質宜しく、又、質暗きあり。是を天資と云ふ也。されば虎は生れながらにして表をあらはし、鳳凰は自然に五色の色取あり。驥は習はずして千里をかけり、鶴は雛にして六翮をそなふ。白玉は琢かずして光りあり。黄金は自ら瓦石より炳る。是各、天然の質にして、聊か造作する所なし。人、又、此の如く生れ付きて、其宜しき所あるもの也。然れども、養ひ存する處あらざるの輩は、一方は明月

○驥—駿馬

○六翮—六の羽

○孟子—孫丑上篇

○五行—水・火・木・金・土の五者にて萬物の創成せらるるといふこと行はメグル

白日の如くなれども、又、一方に黒闇無差別の處出て來るものなり。故に、人々我得る所を置いて、其くらき所を養ひて、氣稟を今日に變化せしめずしては、人の人たらざる也。孟子、我れ善く浩然之氣を養ふと論ぜり。浩然の氣と云ものは、孟子も言ひ難しと述べられたるが故に、今以て此の如しと云ふに處なし。唯心は氣に因つて或は動搖し、或は困苦する者なれば、此の處を能く心得て、常に道義を以て是を養ひて、氣の饑えざるが如くならしむるにありと知るべし。此の氣を養ひ得るときは、至大至剛にして、能く萬物の上に伸びて、物に届する處あるべからざる也。心は氣に因るがゆへに、氣能く靜なる時は、心則ち靜也。氣動ずるときは、心こゝに動ず。是れ心氣兩様ならざるを以て、更にへだたる所なし。心は内にして氣は外に動ずるものなれば、先づ氣を養ひ得るを、修身存心の本とすべき也。養と云ふは、我が天質の氣の過不及を考へはかつて、其過ぎたるを損し、其及ばざるをそだて、事物の間に在りて、動靜宜きに相かなふが如く仕るべき也。是れ日用之工夫也。人の一身五行を以て相成る。其きわまる處は水火の二義に落つ。水は血にして重く、火は氣にして輕し。是れ氣

血の二を以て、營衛として身體全し。水は火に因つてめぐり、火は水に因つて或は消し、或は激す。而して水は常に濕しつに付き、火は常に燥さうに付いて、其本體昇降差別あり。故に、人の氣必ずあがりやすく、軽く動きやすし。此處を了簡して、氣を養うて、其めぐる處を順和せしめ、其動く處をを妄みだりならしめざれば、動靜處を得て、氣に虚妄なきを以て、心これがために妄動放心する事有るべからざる也。

度量

師嘗て曰く、士は其至れる天下の大事をうけて、その大任を自由にいたす心あらざれば、度量寛ならずして、せばせばしきになりぬべし。されば長江大河の、更に其かぎりを知るべからざるが如く、泰山喬嶽たいざんきやうがくの草木鳥獸をかくすが如くにして、其胸中には天下の萬事を容れて、自由ならしむべき、是を度量といへり。天は空しくして鳥の飛ぶに任せ、海は潤うるくして魚の躍るに委す。大丈夫此の度量なくんばあるべからずと云ふは、此心を云へるにや。後漢の黄憲がこ

○泰山—山東省にある五嶽の一大なるにたとふ、喬嶽は高きだけ

○黄憲—慎陽の人、高德を以て知らる。

○度叔は黄憲の字なり。

○周顛—東晋の元帝に仕へ右僕射となる

○従容—おちがついて、さわがぬこと。

とを郭林宗がいへる言に、叔度汪々たる萬頃ばんけいの波の若く之を澄すませども清すまず、之を撓かませども濁ならず、量るべからず、と云へり。晋の周顛しゆが此の中空洞にして物無し、郷輩數百人を容るゝに足ると王導に答へし、是れ各々其人の度量と云ふべし。器此の如くに寛廣くわんくわうにあらざれば、力量又逞たくましからず。力量と云ふは、従容として萬物をとゝのへ、談笑して四海をしたがへ、地の重きを負ひ、海の廣きをひたし、天の大にして外無く、日月の光通らざるなき、これ皆自然の力量也。されば天下に中して立ち、四海の民を定むるとも、是を以てほこらず、大事を一胸襟きつしんに定め、大節を萬民の上にほどこせども、是を以て大なりとせず。此の如くに氣の力量を養ひ得ずしては、物々にせばまり困んで、浩然の大なるを得べからざるなり。故に、度量を以てすべしといへり。我に氣を養ふ所うすくして、大丈夫の本意立たざる時は、利害好惡に付いて、心こゝに妄まう作して、眞を失ふべし。人皆、物にあたつてせく處出て來る事は氣妄動して處を失ふを以て也。妄動するときは、知これがためにかくれて、爲す所皆妄作也。更に寛廣の處なし。大丈夫生死一大事の地に臨み、白刃を踏み、劒戟をほとばしらし

○大垂紳、衣冠束、帶、物、即、ち、高、貴、の、人、を、い、ふ、
○正、人、の、支、那、
○下、に、そ、の、天、子、を、
○分、に、應、じ、て、持、身、
○吾、名、桓、公、に、仕、へ、し、
○晏、子、以、下、三、代、
○靈、公、は、名、相、
○字、は、平、仲、
○陳、蕃、は、漢、代、
○舉、人、太、傅、と、な、
○班、超、は、明、帝、
○仲、升、後、漢、明、帝、
○の、時、西、域、に、使、
○西、域、都、護、に、任、
○ぜ、ら、る、
○廟、食、に、御、た、
○ま、や、に、祀、ら、る、
○牢、の、食、を、供、へ、
○ら、れ、る、

士道
一四
めて、剛操の節をあはし、大事に臨み、大議を決し、紳を垂れ笏を正し、聲色を動かさずして天下を泰山の安きに措くと云へる文武の大用は、度量の間に存すべき也。

志 氣

師嘗て曰く、志氣と云ふは、大丈夫の志す處の氣節を云へり。大丈夫たらんもの、少しき處に志を置くときは、其の爲す所其の學ぶ所、皆至つて微にして、大なる器にあらざるなり。道に志すときは、管仲、晏子が輩の功烈、猶ほ爲すにたらずと思ふは、曾子、孟子の志氣也。若し小成に安んじて、氣節の全き處を得ざるときは、器常に瑣細にして、器識の大用を知らざる也。後漢の趙溫は、大丈夫は當に雄飛すべし、安ぞ能く雌伏せんといふ。陳蕃は、大丈夫の世に處する、常に天下を掃除すべし、安ぞ一室を事とせん、といへり。梁竦は、大丈夫生れては當に封侯たるべく、死しては當に廟食すべし、と云ふ。班超は、大丈夫功を異域に立て、以て封侯を取る、安ぞ能く又筆硯の間に事とせんといふ。

○李靖、唐太、
○宗、名、將、字、
○は、藥、師、
○馬、燧、唐、の、
○代、名、將、唐、の、
○高、昂、字、は、
○放、曹、北、齊、に、
○仕、へ、て、西、南、道、
○大、都、督、と、な、
○る、

○許由、堯舜、
○時、代、の、賢、人、
○嚴、子、陵、名、
○は、光、後、漢、光、武、
○帝、の、時、の、隱、士、

唐の李靖常に曰く、大丈夫遭遇する要は當に功名を以て富貴をとるべし。何ぞ章句の儒を作すに至らんと。馬燧云ふ、天下事あらば丈夫當に功を以て四海を濟ふべし。渠ぞ一儒に老んやと。北朝の高昂は毎に云へり、男兒當に天下に横行し、自ら富貴を取るべし。誰か能く端坐して書を読み、老博士とならんやと。是等の言、各其趣向に弊あつて、格言と云ふべからざれども、大丈夫の氣節、其高尚ならんことは、此の如くにすぎあげたる如くあらざれば、必ず小事に屈して、一大事をなすことを得ざる也。古の臣たる人は、君を堯舜に致さんことを敢てし、一夫も其所を得ざるを以て己れが耻とし、父に事へては曾子の如くして可なりと、未だあきたらざるの志を置く。是れ皆志氣の高尚にして、小成、小利を事とせざるがゆへ也。彼の許由が天下の譲りをきいて耳を潁川の流に洗へば、巢父、その水を牛にだも飲まずべからずと云つて下流を汲まず。范蠡が五湖に浮んで、越を覇たらしめたる功を受けず。莊周が鳳凰の飛ぶを見て、くされたる鼠をつかめる鳶の嚇といへるたとへ、嚴子陵が三公に江山の翫を易へざる、いづれも聖人の道より云へば、其の弊なきに非ずといへども、利

害にをいて、聊か志をとめず。天下の大器といへども、我自適する處に易ふべからずと、氣節を立てたらん處は、まことに大丈夫此氣節なかるべからずといへるは、誠に大丈夫の氣象と云ふべし。衣を千仞の壑に振ひ、足を萬里の流に濯ぐ。大丈夫この氣節なかるべからずと云へるは、此の如きの心にもありぬべし。但、聖人の道より至らずして、一向其氣節の高尙を貴ぶときは、異端の虛無空寂を貴び、世間を以て塵芥とし、天下を以て糠粃と思つて、唯自適するを可也とす。故に、格致することを詳かならしむべきなり。

溫藉

師曰く、大丈夫の、度量寛に、氣節大なるは、自然に溫潤の處ありぬべきなり。溫藉と云ふは、含蓄包容の意ある也。内に徳をふくみ光をつゝみて、外に圭角あらはれざるのこと也。小智短才なる輩は、器せばきを以て我知を立て、人にほこり、世にてらふ。度量氣象よく萬物の上に卓爾たるがゆゑに、さらに功を立て、名にほこる處あらず。而して更に忿勵の氣あらず。溫和は自ら顔色

○千仞一仞は深し、即ち大なる谷間。

○溫藉一心裕に穩かなること。

○媯一美好。

○古人云一莊子の語をいふ

○風度一けだかい人品。

○周茂叔一宋の敦頤、名は山谷一宋の詩人、黃庭堅の號。

に發し仁人君子のすがたあらはれ、物に交り、人に友なふときは、陽春のうららかにして、能く物を利するが如くなるべし。是大丈夫の溫藉あるときは、能く惠愛して、人を救ひ、物を助け、天下の困窮離析するを見ては、我身の苦しみあるが如くす。故に、倉廩をひらき、櫃を倒にし、寶を出し、財を傾けて、其の救を全くして爰に於て快しとす、是れ溫藉の致す所也。碧は澤に藏して自ら媯しく玉は山に收つて光を韜む、大丈夫此溫藉なくんばあるべからずとは、此心なるべし。古人の云ふ、物に接して虚舟の如しといへるも、溫潤の處深からずしては有るべからざること也。

風度

師曰く、大丈夫は一向剛操を立てて、其風俗いやしかるべきに似たり。是又、大丈夫の本意に非る也。されば月は梧桐の上に至り、風の楊柳の邊に来る大丈夫、此風流なくんばあるべからずといへるは、風度の世俗にあらず。明珠の側に在つて、自然に人をてらすが如き風情を云へり。周茂叔の人品を山谷が論じ

○洒落—心の
さつぱりして
あること。

士道

一八

て、胸中洒落、霽月光風の如しと云ひしは、其風情のつたなからずして、健骨の相あるを云へるなり。物皆自然のすがたあり。いやしきにはいやしきすがたを表し、貴きには貴き形をあらはす。野鶴には俗質無く、青松には棟梁の氣をふくめり。孟子、梁の襄王にまみへて、出て人に語つて曰く、これを望めば人君に似ず、之れに就いて畏るゝ所を見ずといへるは、襄王に人君の風度あらざるをいへる也。大丈夫の養ひ正しからざるときは、唯剛強なるを専として、衣服より飲食居室の體、言語動容に至るまで、専らすねこはりて、木のはしの如く取まはし、是則ち大丈夫の法なりと思ふの輩あり。甚だ以てあやまれり。大丈夫、婉にやさしく藹たけたらんは、柔弱に溺れて風度を云ふにはあらず。少しもつたなくいやしき質あらず、水精の瓶に秋水をたくはへ、白玉の盃に氷をのせたらん如く、聊もかくれたる處なき風情、是れを大丈夫の風度といふべき也。是内にへつらふ處なく、外に屈すべき物なく、何くに行くといへども、其氣常に萬物の上に伸びて、鳶飛んで天にいたり、魚躍て淵に入り、月の梧桐にさたり、風の楊柳をさふに殊らず。此の如きの風度を養ひ得ずしては、一塵にも染まざるの如くならんや。尤も慎むべき也。

○鳶飛で云々
詩經大雅
旱麓篇に出づ

辨義利

師嘗て曰く、大丈夫存心の工夫、唯義利の間を辨ずるにあるのみ。君子小人の差別、王道覇者の異論、すべて義と利との間に之れ有る也。いかなるをか義と云はんとならば、内に省りみて羞畏する所有り、事に處して後自ら慊る、是をと義いふべし。いかなるをか利と云はんとならば、内、欲を縦にして、外、其安逸に従ふ是を利と云ふべし。古今の間、學者道に入るの始末、唯義利の辨を詳にするにあるべき也。其ゆゑに利は人の甚だ好む所にして、人々皆陷溺する所也。されば生死について云へば、生を好み死をにくみ、利害について云へば利にはしりて害をさけ、勞逸について云ふときは、勞を嫌つて逸に付き、飲食、

○王道覇道—
仁義の徳を以
て國を治むる
を王道と云ひ
表に仁を以て
治むるを覇者
と云ふ。

○七情—喜怒
哀懼愛惡欲。

○君子—徳の
人をいふ。

士道

一九

○刹那—梵語の極めて短き時間をいふ。

ずして、其間惑を辨ずるにあるのみ也。いかなるをか惑と云ふべきとならば、唯自の身を利して外を顧みず、是を惑と云ふ也。自身を利することを好むは、是又、天下同情にして、聖人君子は輕重を能く辨ず。輕重と云ふは、君、父、兄、師、夫は我ために重し。臣、子、弟、幼、婦は我がために輕し。天下國家は身よりも重し。視聽言動は心より輕し。此輕重を詳に究理するときは、惑ここに止むべし。其故は生死の場此一刹那にありと云ふとき、君のため、父のため、其外重きものために害あらんに於ては、速に死して顧みるべからず。我重きものために害なきに在ては、能く保ち能く養つて命を全くするに在りぬべし。利害勞逸各然り。萬事に在て此の如く事物の理を究めば、則ち義理の行長じて、利害による所則ち消滅す。而して利害の間宜く立つて、利まことに利あり、害まことに害ある也。是聖人君子に教ゆる所なく、唯自ら體認せしめて止むを得ざるのゆえんを推して、萬事に用ゆるのみ也。此惑辨じがたきを知つて、古人さまの教を立てたり。大丈夫として己れが利害によつて、天性に耻ぢ恐るゝ處、明白なる義を棄てん事は、甚だ歎すべき也。されば小利を

○平重衡—清盛の第五子。○乘替—騎馬の副にて、一を失ふとき之に乗替るをいふ。

○剛臆—心の強きと弱きをいふ。

得て傲り、功をとげてほこり、財に臨んで求め、難を見て遁れ、争つて勝つことを求め、わかつては多からんことを欲し、欲をたんぬせず、志を満しめんことを思ひ、樂を盡さんことをねがふ。此の如く無量の情欲出來する時、輕重を辨ずる事あらざるが故に、重き方を忘れて輕きを重んじ、つひに君臣、父子、兄弟、師友、夫婦の義かけて、其事をねがひのまゝに致して、そのあとに快からぬ處生ず。是義のかくる處は、天則にそむく處あれば也。今生死の一事を以て云ふに、後藤兵衛守長、主人の平重衡を見棄て、重衡の乘替に乗つて命を助かり、重衡は生捕られぬ。是命のをしさに主人の重き處を忘れたり。守長は生きたれども、重代の主人を見棄て、尤も心に耻ぢて京にも居らず、熊野法師の後家の後見してありしと云ふは、主人をすつるばかりのくせものにて、物の耻と云ふことも知るべからざることなれども、彼の天則を知る處あるを以て、羞惡の心こゝに萌して、更に快からざる也。若し辨へなき者より云へば、剛臆も、賢愚も、世を治むるはかりごと也。弓矢取る身にこそ不覺とも云ふべけれ、命を全くせんための奉公なり、つとめ也。世の人のそしるは、見る所の高かげと

かや云ふにありとも、守長がことを評すべし。此の如く云ふときは、以前の輕重の論も、入らざることになりぬべきに似たり。聖人の教は全く然らず。世の人々、皆、守長が振舞の如くあらんには、君臣も立たず、父子もわきまへなく、各其利を利として、誰か主人の苦勞にかはり、父兄のいたはりに代るものあらん。さ云ふ人も下人をもたざることもあるべからず。子なきこともあらじ。我下人は主人をすて、身をかまへよ、子は父をすて、自ら逞しくせよと云はば世間一時に禽獸夷狄に落つべし。人として禽獸夷狄に落ち入らば、天地こゝに倒覆すべし。是たとへ行へと云うても、内にはづて行はれざる處の感通あるを以て也。聖人は止むを得ざるの天則のまゝに順ふて、道を道と立て玉へり。情欲のまゝにいたさば、天下の間更に立つべからざるをしれば也。生死の事にかぎらず、凡そ利害のまじはる處、各此思ひ入れを味つて、その宜を制すべき也。而して大丈夫今日言ふ所、行ふ所、甚だ理に中るがごとしと云へども、聊かさきにあてゝ爲る所あるときは、是則ち利心也。あてゝすると云ふは、今日の言行は此ためになる處ありと利をふくみて致すは、是財寶名色の利にあらずとも、

○夷狄一えび
すの支那の東
方の野蠻種族
を夷といひ北
方を狄といふ

○伯術一賈買
周旋して利を
射る人を伯術
といふ、即ち
のいやしき手
段の意。

○董仲舒一漢
武帝時代の學
者。朱子一宋代
の大儒、名は
熹、字に元晦

則ち伯術に落ちて、聖人の教にたがふべし。たとへば我行跡をたしなむは、人に能くいはいれんと思ふは名欲也。人の能く云ふためにはあらず。唯家中の手本となりて、下々の作法行儀を糾明し、家をとゝのふるの爲めなりと云ふ、是則ち利也。勿論家をとゝのへんとならば、身を修むるにありと云へども、家の爲めに身を修むると心え行はんはあやまり也。天性我身をさむべきことわりあり。我身をさまりて家とゝのはずとも、少しも其處に心とゝむべからず。人としては此道を修むるゆゑんの身也。外にみる處なし。是王道の大にして萬物にさはること非ざることわざなり。董仲舒曰く、仁人は其の誼を正して其の利を謀らず、其の道を明らかにして其の功を計らずといふは、今云ふところにも近からんや。朱子曰く、義を正せば未だ嘗て利なくんばあらず、道を明らかにせば豈必ず功なからんや。但し先づ功利を以て心と爲さざるのみ、と云へり。身をさまれば、家齊ふは定れることにして、家齊ふをあてゝせんとならば、是其功をあつる也。聖學の究理にあらざる也。義利の辨を詳にする時は、存心して放たず、義利の辨を知らざる時は、情欲一たび動くとき、我好惡にうばはれ

て、心爰に存せざる也。さるによつて、存心の工夫は敬の一字にありと、古人これを論ず。敬は聖人の禮を制する本にして、敬せざるなかれといへり。今云ふ處は人々の必ず惑ふ所此間にあれば、此辨を詳にせば、心は常に存すべきなり、敬計り存すと云ふとも、其わきまへ詳ならず、究理分明にあらざれば、是は義とせんや。是は利とせんや。兩般の間、つひに分れずして、道こゝにくらし。故に、義利の間を辨ずるを以て存心之要となすにありぬべしと也。孔子曰く、君子は義に喩り、小人は利に喩る。孟子曰く、鶏鳴にして起き、孳々として善を爲すは舜の徒なり。鶏鳴いて起き、孳々として利をなすは跖の徒なり。舜と跖との分を知らんと欲するは利と善との間なり。

安命

師曰く、人の苦しむ所は、死亡、禍難、貧賤、孤獨也。人の樂む所は此うら也。苦しむときは、是が爲めに心安からず、樂むときは是がために又心變ず。故に憂喜に當つて其志す所變じ、心こゝに存せざるは尋常の情也。大丈夫此時

○君子論語里仁爲美
○孟子曰盡心篇上に出づ
○孳々として善を爲すは舜の徒なり
○鶏鳴いて起き、孳々として利をなすは跖の徒なり

○樂—ちんばあしなへ

○蒸民—もろち民衆

にをいて心を存する、是富貴貧賤にうつらざるの謂也。易に曰く、澤水無きは困なり。君は以て命を致し、志を遂ぐと。又曰く、山上水あるは蹇なり。君は以て身を反し徳を修むといへる。是困究の時にあたり、艱難の事に遇つて、君子命に安ずるの心得也。凡そ命と指す處は人の造爲して叶はず、天然自然に其形をなし、其理其事あらしむる、是を命と云へり。天蒸民を生ず、物あれば則ありと云ふは、是物々各其命ある事を云へるにも叶ふべき也。されば命は朱子註して天命と號す。命は猶ほ令の如しと云へり。程子曰く、君子は困究の時に當り、既に其の防慮の道を盡して免るを得ざるは則ち命なりといへる、各天の爲す所にして、人の能はざるの所以なり。孔子曰く、五十にして天命を知ると、又曰く、命を知らざれば以て君子と爲る無きなりと。孟子曰く、命にあらざるはなきなり、順にして其の正を受くとある事、人として天命に安んずる處あらざれば、此妄動妄作して、實地を踏む事能はずと云へる也。されば養生を盡して、命こゝに縮まり、義まさきに死に當るの場至る。是則ち命也。時至り地こゝにはさまり、勢つひに衰へて、智者、賢者ありと云へども、之を支ふるに益な

○一簞一飯
即ち一杯の飯

○蓋斯の化
蓋斯はイナゴ
此虫は一度に
九十九子を産
むより夫婦和
合して子の多
きにたとふ、
詩經の出たる
語。蓋斯の地
○蠶斷の地
高き處をいふ
即ち市場の高
き所に登り、
人にて利益を
得しより此語
あり。

くして滅亡に及ぶ。是命也。其身に失あらず、義をたがへざれども、時の災難にかゝるは、是則ち命にして、文王も姜里にとらはれ、孔子も陳蔡の間に厄せらる。是則ち命也。時に遇はざれば、地又邊鄙にして、人又是を助けざれば、ついに時に遇はずして、一簞の食一瓢の飲もすなをならず。時にあひ世に用ゐられては、盜跖も九千の人をしたがへて、天下に横行し、諸侯を侵しかすめり。子孫蓋斯の化行なはるゝもあり。孤獨にして子少なく、孫廣からざるあり。各いづれか求めて謂へることあるや。中にも富貴貧賤にをいては、人各相惑うて、或は好言令色して其媚を入れ、或は追従便佞してしきりにへつらひを事とす。爰を以て、大丈夫の卓爾たる志ことごとく去つて、彼の賤丈夫が蠶斷の利を事とするに異ならず。甚だ放心の至り尤も笑ふべき也。凡そ人の世に立つ事は、第一に時をうるにあるべし。第二に其秀てつべき家に生るゝにあり。第三に其人其時に相應の氣質あるもの也。此三段相叶ふて、初めて時をうるになれり。此三つ一つとして我作爲しつべき處なし。唯天然自然のことわり也。その間少しの才覺を以て、少しの富をうることありと云へども、五十歩百歩のたがひ計

○高砂の松
播磨國加古郡
高砂にある松
○住吉神社
津國住吉神社

○澗壑
かには

りにして、貧富所をかゆるに至るべからざる也。孔子曰く、富にして求むべくんば、鞭を執るの士と雖、吾亦之れを爲す。如し求むべからずんば我が好む所に従ふとの玉へるは、富求めて得べくんば身に似合はざる役義なりと云ふとも、辭せずしてつとめつべし。さつとめても叶はざるものとならば、天の命の有ることなれば、唯我好む所の義理に安んずべしとの心也。されば松は同じく松にして、高砂の松、住の江の松と、高下山河はるかに隔たる地に生ず。而して或は高きによつて賞せられ、或はひくきにかくれて人にしられず。其定まる所天の命にして、人のわざにあらず。大丈夫常に此天命に安んじて、富貴と云へども、もほこるべからず。是天の命也。己れが作爲にあらざれば也。貧賤と云へども、耻にくむべからず。是天の命にして、己が己むを得ざる所也。しかるときは、貧富貴賤はともに心の付く所にあらず。年寒して初めて青松の澗壑に獨りひさしき時、其存心する所の剛操もあらはれつべき也。命に安んぜずしては、しいて妄動し妄作せん事、大丈夫の甚だ慎しむべき處也。人各好惡によつて此心を放亡して、惑日に益すべし。今命に安ずるを以て存心の工夫と致すは、このゆ

清 廉

師曰く、大丈夫内清廉を守らざれば、公につかへ、父兄にしたがつて、利害此に萌して、天性の心を放失しつべし。清廉と云ふは、外の賄賂、内の財貨、さらに心に付けずして、世人の行ひ難き所に卓爾と立つて更に屈せず、これを清廉と云へり。内に清廉なる處あらざれば、外少しの利害に奪はれて、其守りを失ひ、心こゝに放失すべし。されば、孔子は渴しても盗泉の水を忍び、曾參は車を勝母の間に回らすと云へる、是清廉の云ひに非らずや。さしも萬鍾の祿を辭するばかり、高尚なる行跡ある人も、一紙半錢の事の至つてわづかなる處に、内に驚吝の情生ずるは、清廉の心薄くして、鄙吝の情こゝに生ずれば也。古人云く、彼の清廉の士は、一榻白雲、半窓明月、金穴百丈にして探らず。銅山萬仞にして瞬せずと云へり。若し清廉の志あらざれば人の知らず見ず、取つても害あらざらん處においては、自然に吝吝の心生じつべし。昔し延陵の季子

○卓爾―高くぬきんでる。

○盗泉―山東省泗水縣に在る泉、孔子は其名を忌んで其水を飲まずといふ。
○勝母の里―縣の名、曾參は母に勝つの名を惡む。
○萬鍾の祿―多量の俸給。
○六斛四斗―は六斛四斗を

○伯夷、叔齊―孤竹君の二子にて殷國を亡びて周の代となす。其粟を食ふも恥ぢて死す。清節の士なり。

出てあそぶ。道にをいて人の遺せる金あり。是を見て傍に柴を負へる人あるに云ひけるは、是をひろつて利せよと。此人大に怒つて曰く、何ぞ汝位高く其詞いやしきや。我薪を負ふの雜人たりと云へども、人のおとせる金を拾つて利するの心なしといへり。季子大に驚いて、其姓名を問ひけれども、ついに答へずと也。薪を負ふはわづかの利にして、おとしてある處の黄金は甚だ重しといへども、清廉の志あらん大丈夫は、得べからざるものをうる處なし。此間自然に義を存する味あり。人の氣質に因つて、天性清廉にして、聊かの貪なきものなり。是又、其質人にすぐるゝ處ありといへども、學びつとめて此質を清廉に至るが如く致して、此に心を存するにあらざれば、廣く推して物に及ぼす事能はざる也。清廉の器あらんには、利害にをいて、更に放心することあるべからざれば、大丈夫のつとめ、尤も爰にありぬべし。古の伯夷、叔齊が言行、殆んど清廉の至極と云ふべし。孟子曰く、伯夷目に惡色を視ず、耳に惡聲を聽かず、其の君に非れば事へず。其の民に非れば使はず。治れば則ち進み、亂れば則ち退く。横政の出づる所、横民の止まる所、居に忍びず。郷人と處を思ひ、朝衣

朝冠を以て塗炭とたんに坐するが如きなり。紂の時に當り、北海の濱に居り、以て天下の清を待つ。故に伯夷の風を聞く者は、頑夫も廉に懦夫も志を立つるあり、といへり。されば伯夷は聖の清なる者とは、雜なる所なき謂なれば也。

正直

○豪傑才徳
衆に傑出した
るをいふ。

○凛然けだ
さか、立派の
さま。

師曰く、大丈夫の世に立つ、正直ならずんば有るべからず。正は、義の有る處は守つて更に變ぜざるの謂也。直は親疎貴賤に因らず、其改むべき所を改め、糾すべき事をただして、人に諛つらはず、世に従はざるの謂也。世間に身を立つることは、世にまかせ、人に従はずしては、理のまゝに立つこと有がたしと云へる輩、俸祿を得ながら、君の非を糾さず、父兄の惡を諫めずして、時とともに追従し、大祿大官に預つて、當世にへつらひ、時節を以て君を諫むべきと云ふの内に、光陰ついに空しくして、一生一事をなすことなし。尤も耻づべし、尤も笑ふべし。豈に大丈夫の心存せるならんや。唯祿により、官にさへられて、本心こゝに放失し、世の弄臣ろうしんとなれるなるべし。孟子曰く、豪傑の士、文王な

しと雖起つと也。人のたすけをまち、人のうくるを喜びて、諫を入れ非をたゞす事は、正直の士に非ずといへども、猶これをなすべし。彼大丈夫に至つては、一毫の助をまつ處有らざるべし。松は天に到つて屈せず、蘭は人なくして亦香しと。是れ則ち大丈夫正直の立つ處と云ふべし。直方大は易えきの重んずる言なれば、君父につかへて世に立つことは、つとによはに、唯正大直方を本とし、世俗の名譽にかゝはらず、仁義に非らずしては君の前に陳べず、大節に臨んで凛然りんぜんとして四海にまたがる。是れ正直の心を存する所以也。

剛操

師嘗て曰く、大丈夫の世に在る、剛操の志あらざれば、心を存すること能はざる也。剛はよく剛毅にして物に屈せざるの謂也。操は我義とする志を守つて、聊か變ぜざるの心なり。大丈夫此心を存せざれば、我好惡する處にをいて必ず屈しやすく、義を守る處たしかならざるなり。故に、剛操を以て信を立て、義を堅くするの行とする也。清廉正直も、剛操を以てせざれば立たず。況や士た

るの道、常に剛毅を以て質とし、其守る所を變ぜざるを以て行とす。人誰か生死、利害、好悪あらざらんや。内に剛操を以て究理するがゆへに、死の至つて悪むべきも、猶ほ安んじて死に就き、害の至つて避くべきも、猶ほ安んじて害をうく。財寶酒色の必ず好むべきも、猶ほ安んじて是をさくるに至るは、剛毅節操の高く守るに有らざれば、誰か此行をなさんや。孟子曰く、志士は溝壑かうかくに在るを忘れず、勇士は其元を喪ふうしせを忘れず、又曰く、士は窮するも義を失はず、達するも道を離れずと。是皆剛操を立て、心こゝに存するがゆへ也。しばらくも此志あらざるときは、利に屈し、酒におぼれ、色に惑うて、ついに義を忘れ、生死の大事をたがへ、大節たいせつに臨んで約を變ずべし。豈に之を大丈夫の志を立つる所と云ふべけんや。能く義利の分を辨じて、安んじてこれを行ふは君子也。君子は世に得ること易やすらず、勉強して其惑を去ること學者の因つて知る處也。學者大丈夫に至らんことを思はん輩は、常に剛操を守つて、好悪にをいて心の存亡を詳にし、萬物の下に屈せざるが如く心得べき也。古人生質に因つて自然に剛操の徒ありといへども、是又、一方に秀いて一方にくらし。學人古人の生

○元一こゝに
ては首（カウ
べ）

質に秀てたる處あるを今日身上に取り用ゐて、彌其究理をきはめ、能く事物の間に推し移るが如く仕るべき也。士として大丈夫のきたいに練得せずんば、學も亦碌々ろくろくたる小書生の志のみ也。何ぞ天下の大器識たらん。尤も味ふべき也。

練徳全才

勵忠孝

師嘗て曰く、大丈夫の世に在る、出でては君に仕へ、朝廷に交はり、入つては父兄につかへ、家を齊ととのふ。故に、天下の政事を助け、萬民の憂を救ふ。不順の逆臣あるときは、自將として閫外こんがいの任をうけ、籌はかりごとを帷幄ゐかくの裏に廻して、功を萬代の上に立て、或は使を奉じて大事を決し、君命をばづかしめず、或は死を致し、命を軽くして百年の壽を一刃の下に棄つ。是君につかへて忠を勵む也。而して父母にをいて力を竭し、色のまゝに養ひ永く慕ひて、死を致して顧みざるは、是内にをいて盡す處の孝にあらずや。大丈夫の責め、甚だ以て重し。此

○閫外一城郭
の門外、即ち
將軍の受持つ
所。帷幄一陣營
○帷幄一陣營
に用ふる幕、
即ち本營の意

にを以て論ずる時は、常に氣を養ひて安靜ならしめ、心を存して義理を味へ、是を君父に移して忠孝の實を詳ならしむる、是士の勤也。出でて君に仕ふるに徳を以てせず、入つて父兄に仕へて其孝弟に誠あらざらんには、養氣存心の用更にあはれず。抑も徳と云ふは、内に養ひ存する處を外に用ひて、其誠を盡して究理せざるなし。是をなづけて徳とす。養氣存心すと云ふとも、君父にを以て其誠たらずんば、何ぞ其下に及ばん。然れば養ふ所存する所、唯だ空談にして實なし。凡そ聖人の道は普く天下に施し、大小精粗ともに其用足りて、四海其化に及ぶにを以て、初めて道々たり。わづかに一己をてらし一身を清くせんことは、碌々たる小人、言、必ず信じ、行、必ず果すの輩也。されば君父につかへ、其致すべきのつとめ聊かも怠らずして、しかも其理にかなひ、四海安寧に、家内無事にして、常に變に、更に滯る處なきときは、天地の覆うて外なく、のせて棄るなきにことならず。是大徳に非ずや。故に、徳を練る事は、先づ忠孝を勵まして其誠を盡し、君父に事ふまつるの間、天性にしたがひ守つて、更に違はざるを以て本とすべきなり。されば古來、伯禹の洪水を導き、皐陶の

○碌々ろくろく一ひと小こき
石いし之のを人ひとに
たとふ。

○伯禹はくう夏かの
禹王うゑをいふ。
○皐陶かうたう帝てい舜しん
の賢臣けんしん。

○伊尹いゐん、傳説ふせつ
共に殷いんの相さう。

○炮烙ほうらくの刑けいを
銅柱どうちゆうに罪人ざいじんを
縛しばし炭火たんかの中なか
に轉くわ落らくせしむ
る醜刑しゆうけい。
○七竅しちせうの害がいに
聖人せいじんの心こころに七
の穴あなありとい
ふ。
○折檻せつがん、強きやうく
下げ。
○西漢せいあんの朱雲しゆんが
諫けんめること、
孝成帝きやうせいを諫けんめ
て檻がんの折せる、
まで頑強くわんきやうに屈くつ
せざりし故事こじ
に出いづ。

○大舜たいしん以下いげの
人名にんめい皆みな孝子きやうし
の二十にじゅう四し孝きやう
子し。

士官となる、道こゝに正しく、伊尹、傳説が商に勳猷を立て、周公旦、召公奭の周の世に政道を補佐せしより、歴代の大臣、忠を盡して世をまつりごち、民を救ふて其大功を治世に立て、周の太公望、漢の張良、蜀の諸葛孔明が、戦伐の功を以て、亂世に道義を存し、關龍逢が、夏の桀を諫めて炮烙の刑に就き、比干が殷の紂を諫めて、七竅の害に逢ひ、衛史魚が、己れが屍を牖下にすしてしめて、靈公を諫め、周舍が諤々の臣たるを願うて、趙簡子が過を諫め、漢の汲黯が武帝を面折し、朱雲が成帝のために、折檻の諫を行ひ、各人主の怒を侵して己が死を顧みず。齊畫邑の王蠋、燕の軍にやぶられて、燕王、是を萬戸侯に封ぜんと有りけれども、忠臣は二君に事へず、貞女は二夫を更へずと云つて、ついにくびれ死す。唐顔果卿が祿山を罵つて、其舌をたゝれて死す。是皆、忠立つて其道を盡すに至れり。君につかへて其徳をねるに非ずや。徳こゝに正しからざれば、何を以てか此の如きに至るべき。而して大舜、曾子の孝、董永、王祥が力を盡し、老萊子、黄香が色のまゝに養ひ、仲由、王裒が永く慕ひ、郭巨、孟宗が誠感、羊伯奇、申生が死を致すは、是各父母につかへて其誠を盡す。

徳を練るにあらざしては、如何してか此の如きに及ばんや。されば君父は人倫の大綱にして、我つかふる處、誠を盡さずば、君臣、父子の道明らかならず。誠を盡さんとならば、徳を練らずしては、其實必薄して、或は害にあたつて變じ、死に臨んで變ず。凡ての事、大節にのぞみ、大變に逢ひ、大事を決するに至らずしては、其徳發見する事あらず。世間平生底といへども、徳を本にして其事に處する輩は、其根ざしかはれり。然れども事々たらざれば、その效しあらはれず。非常の變こゝに來て、臣とし、子として、明白に其誠をつくさんことは、徳以て正しからずしては叶ふべからざる事也。

據仁義

師嘗て曰く、人心の徳、仁義を出でず。是即ち天の命ずる處の性、その情に従つて、更に造作する處なきときは、唯滿腔子仁義のみ也。故に大丈夫、自ら身を守るの間、仁義を以て據る所とすべし。謂ふ所の仁は天地生生の心にして、惻隱の情發して節に中る、愛の用也。義は事に處して羞惡の情あつて、内に耻

○滿腔子一ばい腔は腹の中。

○截斷果敢一リと行ひ果すこと。

づる處あるを推して節に中るの名なり。然れば仁の心あらざれば、寛容大度のかたちあらはれずして、其好惡に陷溺す。是れ仁を以て聖人の源とするゆゑん也。義の心あらざれば、物に處するに節あらざるを以て、截斷果敢することなし。仁をつとむるときは禮こゝに立ち、義をつとむれば智こゝに明也。是れ仁義は禮智の源也。水火を以て五行の本とすることにならず。聖人の人に教ゆる處、仁義の二に出でず。仁を以て徳の本とし、義を以て事をいたすの用とす。大丈夫の志ざす道、仁義を據として、内の徳を練らずんば、何を以てか其實を得べきや。而して大丈夫日用の間、外君父につかへ、内自ら修るにすぎず。君父につかふるの道、こゝに立つときは、臣子の行明にして、朋友の交り、兄弟のついで、夫婦の別、自然にとゝのふべし。君父は人倫の大綱也とは、こゝを以ていへり。内自らをさむること仁義を以て本とするときは、日用萬差の用、こゝに明にして、本體にくらむ處有るべからざる也。古來の學者、自ら身を修むるの要法、書々に品多く出てたりといへども、唯末學の異見を用ふべからず。聖人明に其教を論ず。其說仁義の間のみ也。仁義の用にいて能く自ら體認し

○孤陋ころう一いせまくくいやしま。

古今時代の變化、人物の理をわきまへ、其の見聞を博くして、其才をまし、知をみかくためなり。後生に至つて、書を利口の便りとし、記誦詩章を翫んで、しきりに當世の人物を蔑如べつじよし、己を高ぶり人を嘲けるの媒なとす。豈に大丈夫の學問と云ふべきや。人古今に暗く、變化に通ぜざれば、孤陋ころうにして、其實じつ偏僻へんべきして、其才かたつかた也。是古人、文を學ぶを以て教とするゆゑん也。然れども、學んで我に工夫致す處薄き時は、用法爰に暗きを以て文才皆害となる事あり。我今日の上を詳つに究明きうめいして、而して古今の時義を考ふるときは、學皆才を増すべし。書は數千百年の間の事物をしるせるのみなり。我今日に生れて、上數千百年の事をしり、遠く異域の風を考ふる事、書によらずしては、何を以て得んや。故に、博く文を學ぶを以て、才を逞くするの用とすべき也。顔子家訓に曰く、夫れ讀書學問する所以は、本心ほんしんを開き目そ明らかにし行ひに利せんと欲すればなり。世人書を読み、但能く之を言ひ、之を行ふ能はず。武人俗史共に嗤誣しする所、良に是に由るのみ。又數千卷の書を読み、便ち自ら高大にして長者を凌忽し同列を輕慢する有り。人之を疾むこと讎敵の如く、之を惡むこと鴟

○顔氏家訓げんしけいけい北齊ほくせいのの顔げん之し推い家のけ法ぽうをを述しゆぶ

○嗤誣し一いわららひそしる。

梟の如し。此の如くんば學を以て益を求め、今は反つて自ら損す。學なきに如かざるなり云々。是學者書を読むを以て心とするのあやまりを論ぜり。内に徳を練つて自を修め、心を正しうすべき思惟すくなくして、外、唯に學文讀書に志あるときは、博文ことごとく今日の害と成つて、學はざるにはおとれるべし。然るときは、人自ら省みて身を正しうするを以て本とすべし。心を正し身を修むることは學文がくもんによるべからざる也。學は是才を明にして、古今に通ずるの用のみ也。學者行ふて餘力あるときは、必ず文書に因つて、其才を博からしむべき也。

自省

自戒

師曰く、大丈夫常に自ら省みて、其氣質のおくれたる處を考へ、我好惡の癖へんする處をはかつて、自ら戒めて其後おるゝに鞭うつべき也。曾子は孔門の高弟に

○三省の戒
論語に曾子曰
吾日三省吾身
為人謀而不忠
者吾自愧
朋友交遊而
信之者吾自
疑也
○仲由子路
孔子の弟子

士道

四四

して、一貫を唯すといへども、猶ほ日に三省の戒あり。仲由は己が過ちを聞くことを喜ぶ。各自ら戒しむるの謂也。後儒家訓をしるして、其戒たゞすべき處をしるす。是則ち自省の謂也。凡そ天下の事、其なる處堅く、其起る處詳也と云へども、久しうしてたゞさず、省ること明ならざる時は、必ず弊あつて、これを頼むときは、失乃ち生ず。是時をへて破るゝことあり。ついでることあり。故に、其物事を致し始むるの節、詳に究理して、其事物を全からしむると云ふとも、時を考へ、節をつもりて、度々是を省りみ察して、其弊を改め、其時にあはざることを、つくりひ變ぜしむるが如くに仕へずしては、終りを全くすること有るべからず也。孔子曰く、學んで時に之を習ふ、亦説からずやと。時に習ふと云ふは、時として習はずと云ふ事あらざるといへる也。是時々刻々に學べる處をならはし省みるの謂に非ずや。されば、心術の要、養氣存心練徳全才して、其用たるといへども、爰にをいて時々自ら省み、己が過ちを改め、氣質の偏をたゞし、時と處とをはかつて、其事物の用、相叶ふべきことわりを了簡し、而して流れず蕩かざるが如く、平生内を省るときは、たゞす事詳なる

を以て、己がつとむる事の是非邪正、自然に明白にして、其つかへる處あらんには、工夫して師により、其關を透り得るが如く仕るべし。是れ心術を修するの要也。宋儒専ら持敬の工夫を立て、放心を戒しむ。是則ち自ら戒め、自ら省みるの心得にちかし。小學の嘉言に出づる所、宋の張思叔が座右の銘、宋の范益謙が座右の戒と云へるも、自ら省るの謂也。宋の朱子、家訓をつくり、并に自ら警るの詩あり。是各自ら戒めて、我があやまりをたゞす也。

詳威儀

毋不敬

師嘗て曰く、格致を明にし、天地の大徳に比し、聖學の源流を正さんとならば、身を敬せざる時は、何を以て其要を得べき。身を敬するの術、先づ威儀の則を正しくするにありぬべし。許文正公曰く、威儀外に正しければ則ち敬身の大體を得たりといへり。爰に威儀の則、何をか先にせんとならば、身にをい

○格致格物
致知の略語
即ち物を格し
知を致すこと

士道

四五

○威儀—なり
形の禮義正し
きこと。

○斐然—美は
しきさま。

て視聽言動を非禮のため之感動せしめざる、是威儀の要と謂ふべき也。而して威儀いかにして正しきとならば、曲禮に曰く、母不敬と云ふ、此の三字を能く工夫するに有るべき也。凡そ、禮は其本、人心の止むを得ざるの處より出生して、事物の上に自然の節あつて、其文章嚴然としておかすべからず、斐然としてあやあるべき、是れを禮といふ。身上の動靜、悉く禮の用たれば、一動、一靜、一語、一黙、各禮節あり。禮節の本、母不敬の三字にきはまれり。其ゆへいかにとなれば、語黙動靜の間に、詳に思つて、其節にあたらん事を計らば、中らずと云へども、遠からずのことわり也。何の思ひかはる處なく、唯、當座にまかせて是れをいたし、情欲に従つて發せしむるを以て、非禮の用多く、威儀こゝに廢し、こゝに絶す。事物の間にをいて、常に思を深くし、詳に慮らば、各、當然の則りに近かるべし。是を敬せざるなしと教ゆる也。されば、敬せざるなく儼に思ふ若しといへり。思ふ若しと云ふは、事物の上をおろそかに仕らず、常につゝしみおごそかにして、輕忽ならしめず、詳に慮り、具に思ふべし。是れ禮に叶ふの本也と云へる心也。敬と云ふは、黙して云はず、形をちゝ

○師尙父—周
の武王を佐け
し大公望、呂
尙の尊稱。

○程伊川—宋
の大儒、名は
頤、字は正叔
○非辟の干、
惡く偏れるこ
しとおかすな
しといふ意。
○瞻視—目つ

めて動かざるを云ふにあらず、事事にをいて、疎んぜず、輕んぜず、能く其理を究めはかるの謂也。疎にし輕んずるときは、怠り出來て、心こゝに放失し、唯、情欲にまかするのみ也。師尙父が武王に告げ奉りし冊書の言に曰く、敬、怠に勝れば吉、怠、敬に勝れば滅と云へり。敬と怠とは相敵して、敬あるときは怠滅し、怠あるときは敬滅す。怠滅するときは事物の理明に、威儀こゝに正し。故に吉也。敬滅する時は怠のみになりて、皆、輕忽墮落のわざのみなれば、時を待たずして、滅するに至りぬべし。ことに、大丈夫君父につかへ、身を修むるの道、ともに敬せずと云ふことなるべし。聊かも敬せざれば、數年のつとめ一時に棄て、父祖を耻しめ、君に耻を與ふ。是敬のゆるむ所より起りぬべし。程伊川曰く、只整齊嚴肅なれば、則ち心便一、便一なれば則ち自ら非辟之干なしといへり。整齊嚴肅の字は敬の一字を注せり。而して、いかなるかを整齊嚴肅と云ふとならば、威儀を正しくして、視聽言動に非禮のはたらきあらざる也。故に、衣冠を正し瞻視を尊ぶ類の如しと注す。すべて心性は内にして、身體の動靜視聽の物にまじはるは、是外也。内外は、本、一致にして別ならず。外、

○曠蕩—空し
くだらける。

其威儀正しきときは、内、其徳正し。外にみだるゝ處あれば、内、必ず是に應ず。唯、外の威儀を詳に究明して、其天則に相かなふが如く守らんには、心術の要、自然に明なるべし。威儀は禮の形也。禮は敬せざるなきを以て本とす。威儀に志あらん輩、平生敬せざるなきの工夫あらんには、道更に遠かるべからざる也。程伊川は、甚だ表記の君子莊敬なれば日に彊く、安肆なれば日に偷にすの語を愛す、蓋し常人の情、纔かに放肆なれば則ち日に曠蕩に就き、自ら檢束すれば、則ち日に規矩に就くといへり。是れ威儀の心なり。詩の大雅抑の篇に、威儀を敬慎すれば、維れ民の則なりと、又衛の詩に曰く、威儀棣々、選むべからずといへり。衛の北宮女子、是を釋して、威ありて畏るべき、之れを威と謂ひ、儀ありて象るべき、之れを儀と謂ふ。君に君の威儀あれば其の臣畏れて之を愛し、則りて之に象る。故に能く其の國家を有し令聞世に長ず。臣に臣の威儀あれば、其の下畏れて之を愛す、故に能く其の官職を守り、族を保ち、家を宜しくし、是に順ふ。以下皆是の如し。是を以て上下能く相固きなりといへること、左傳に出てたり。威は其の容貌より言語に至るまで、かるくしから

○威儀棣々—
詩經柳風柏舟
篇に曰く、棣
々は態度のゆ
るやかなる貌

ず、甚だおごそかにして、人にて畏るべきの形也。儀は容貌の物にまじはり、言語の事に及ぶまで、詳に究明するを以て、其すがた、人々、皆のつとり手本と仕るべきに宜しき、是を儀と云へり。是内に敬を思つて、常に容貌言語を究理するがゆへに、此に及ぶ也。上天子より、下庶民に至るまで、一に皆、身を修むるを本として、身を修むるの要は、威儀を詳にするにあり。威儀は敬せざるなきにとゞまれり。學者、尤も翫味すべき也。

慎視聽

師曰く、人の身に四肢百骸、其品多しといへども、外をしると、内を通ずると、唯兩條に究れり。耳、目、鼻の類は、皆、外を知るの用あつて、而して、内のはたらきを能く感じて、外に發するにたれるなり。孔子、顔淵に己に克つて禮に復るの條目を告げ玉ふとき、非禮視る勿れ、非禮聽く勿れとの玉へり。如何なるをか非禮と云ふべきならば、事物見聞するの形威儀を失つて、己れが私にまかする、是を非禮と云へり。彼の邪色をみ、彼の邪聲をさくのみ非禮とい

ふには非ず。邪色邪聲は外より來るもの、我、是を欲せずといへども、已むを得ずして見聞せば、これを非禮の視聽と云ふべからず。正色正聲は非禮の色聲に非ずといへども、見聞するに威儀を失つて、唯、情欲にまかせば、是非禮の視聽也。故に、君父の臣子をみる、臣子の君父をみる、事物によつて、各視るの禮あり。君父は臣子の言をきく、臣子として君父の命をきく、すべて聲の聞くべき、各聽くの禮あり。一つも其節にたがへばこれ禮にあらず。大丈夫の世に立つて、身を正しくし、萬人ののつとるべき規範たること、先づ視聽の威儀をつゝしむにあり。曲禮に、側聽するなかれ、淫視するなかれ、將に戸に入らんとせば、視必ず下せ、視瞻回す勿なかれ。凡そ視面より上れば則ち敖、帶より下れば則ち憂、傾けば則ち姦といへり。又曰く、目容端しともいへり。樂記に曰く、耳目鼻口をして心知百體、皆順正に繇り、以て其の義を行はしむと云へる、各耳目の非禮あらしめざらんが爲め也。若し内に怠りあるときは、之れを視れども視えず、之を聞けども聞へざるにいたり、耳目の形、自から傾側して、非禮の用、甚だあらはる。彼の敬せざるなしの戒を存するときは、聲

○規範―手本として見做すべきもの。

○端―正し。

○繇―よる。

なきに聽き、形なきに視るの戒あり視は明を思ひ聽は聰を思ふの思あり。大人に與へて言ふ、始めは面を視、中には抱を視、卒には面を視る父の若きは則ち目を遊ばし、面より上すなく、帶より下すなかれ、若し言はずして立たば、則ち足を視、坐さば則ち膝を視よ、のつゝしみあり。しかれば、事物の用について、視聽の禮、ことごとく詳に糾し知るにあるべし。すべて是を云へば視、觀、察の三の法あり。君臣、父子、五倫の交あり。七情の用あり。各、其事物の品々するに因つて、しかも其威儀の宜しき所ありぬべし。賈誼が容經に曰く、視に四則あり、朝廷の視は端流平衡、祭祀の視は視に將あるが如く、軍旅の視は固植虎張、喪紀の視は下流垂綱といへり。宋程正叔、視箴聽箴を作つて、自らこれを戒しむ。尤も併案すべき也。必竟、視聽は耳目の用なれば、先づ耳目の威儀を正し、而して其の交接の人物事變に因つて、視聽の法をたゞし、理を究め、視聽ともに、詳に心符に入れて、視、觀、察を以て其至を究む。これ視聽の非禮に及ばずして、大丈夫の威儀たるべし。

○賈誼―漢の文帝の時の學者にて慎王の傳となる。

慎言語

師曰く、言語は内を通ずるの用也。戲言げげんなれども思より出づといへり。言語は内動いて外に發するがゆへ、必ず妄動すれば妄言あり。やゝもすればさわがしく輕忽にして、節をすぎて言を發し、多く語つて、或は當座の僞言をなし、或は過言くわごんして人をいからしむ。言の箴に、所謂戎を興し好を出し、吉凶榮辱、惟だ其の召く所、易に傷るれば則ち誕、煩に傷るれば則ち支とは、この心なるべし。古來の聖賢、各言の出やすくして、行のこれに及ばざることを戒めたり。凡そ、口は開いて云ふに易やすしといへども、言に節を以てせざる時は、多言饒舌にして、更に益なし。行、その言を踐むこと能はざるを以て、多くは虚言食言に及ぶ。甚だ耻づべき也。故に、言必ず節ありと云つて、此方より云ひ出ださんには、時宜を詳に計り、其節を考へて云ふべし。是言唯謹いひだけむのみ、言ふ能はざる者に似たりと云へる心也。言は行をかへりみ、行は言をかへりみて云ひ出だす言の如くに、諸事の行跡をつしまんと欲すること、君子大丈夫の貴ぶ

○誕—そらごと
と。
○支—わかれる。

所なれば、聊か節を違へずして其言を出し、人の云ふに應諾をなさんにも節を詳にして其時宜の缺けず、其言の違はざるが如く勘辨かんべん仕るべき也。若し輕忽にして口にまかせば、多言にして言に失多く、我大に勞役して、威儀こゝに正しからず。人さいて更に益なし。禮記に曰く、鸚鵡能く言へども、飛鳥を離れず、猩猩能く言へども、禽獸を離れず、今人にして禮なくんば、能く言ふと雖も、亦禽獸の心ならずや、と出でたり。次に言はんと欲するの禮あり。我言んと思ふときは、氣を下して氣をおちつけ、軽く疎草そそうならしめず、聲を早くして調子をちがへず、其言そのげんをしづかにをとしつけて云ふべき也。古人曰く、氣を下し聲を怡よほぐといへり。曲禮に曰く、定辭を安くすと云ふ、皆言はんと欲するの禮也。疾言するときは、威儀かけて、傍人これをさゝわけず、聲たかきときは、事なくして人を驚かす。その上辭の詳に説くことの多きは、聲、初めより高くしては、終に至り難し。禮に曰く、口容止に、聲容靜かに、氣容肅にと云ふは此の如きことなるべし。而して、人の問事とひごと、尋事たづねごと、應諾の節、尤も其時宜を詳にして、安定ならしむべし。若し其云ふ言、答ふる言に知慮ちりよの入るべき儀、

○色退—人の顔色を何ふて謙り退く。

○揖—會釋すること。

○駟馬追ひ難し—言語の疾難く過ぐるをたとへて言ふ。

○間に髪を容れず—髪を容るるすきもなき程事の甚だ急なるをいふ。

評論講談、或は私の用事、或は世上人生のうはさに及ぶときは、必ず左右に色退辭讓して、已むを得ざるときは、其言を詳にすべし。己れさかしらして、疾言卒爾として答ふるは、禮讓のかくる處、威儀のとのふらざる也。古人言及すれば則ち左右に揖して云ふと云々。すべて、人の云ふ所を詳に聞き届けずして、我ものがほにうけこたへをいたせば、輕忽の失あるを以て、應諾必ず違つて、知らざることを知りたりと云ひ、覺えざる事を覺へたりと云ふて、あとに首尾合はず、一言出でては駟馬も追ひ難しと云ふ古へのためし、こゝにあり。故に、然諾は必ず重く應ずと云へることあり。たとへ、きゝわけ寡なき如くに、傍より見ゆると云ふとも、具に其尋を心得て、其返答を詳にすべし。世人、皆利口辯舌を貴んで、物ごとに早合點なること多きを以て、人の云ふ所を半にして、答を速にす。尤も君子の道に非ず。但し、軍戰の地は、間に髪を容れざるの事多きを以て、平生に准ふべからず。是軍旅の言なれば也。次に言語の品、其所、其時、其交接の人物に従つて、甚だ其禮多し。朝廷の言あり、平居の言あり、喪祭の言あり、冠婚の言あり、賓客の言あり、軍旅の言あり、君臣、父

子、兄弟、朋友、夫婦の言あり、平生の言あり、變に處するの言あり。此品々を詳に究明せざるときは、言、皆違ふを以て、禮こゝにみだる、威儀、大にそむくべし。

されば、朝廷の言は、君の朝に出仕して、其位に居るの時の言なるを以て、敢て、其言位を出でず、私の物語なく、私の用を相通ぜず、氣を下し、聲を和げ、詳に老者の言を聞いて、云ふべきの節あらば、明に辯じて、諛ふことなからしむ。孔子宗廟朝廷に在り、便々として言ふ、唯だ謹むのみ、朝と下太夫と言ふ、侃々如たり、上大夫と言ふ、闇々如たり、是聖人朝廷にをいて、自ら言を慎み、朋友の上下の輩と言ふの禮、殆んど見るべき也。少儀に曰く、朝に在つては禮を言ひ、禮を問ひ、對ふるに禮を以てす。官に在つては官を言ひ、府に在つては府を言ひ、庫に在つては庫を言ひ、朝に在つて朝を言ふ。朝言は犬馬に及ばず、公庭には婦女を言はず、朝廷には退と曰ふ、是等は皆古來の禮言なり、而して、朝廷には、其さして云ふべき言にも、其品あるべし。出づるを出仕と云ひ、退くを退出と云ふが如し。是又、時代其家によつて、言にかはる

○弘安の云々、六項を分て書札の禮、院中の禮等、頭を定む、世に之を弘安禮節といふ。

○借上―己が身上に越えたる無禮をいふ。

○邊報差除―邊境の報、使を遣すを差といひ、官を授くるを除くとく。○煤―あなどる。

○紼―棺をひく。

○元服―幼者成長して、成人の衣を着るをいふ。○初冠―元服の初冠。○色替―色代とも書き、挨拶のこと。

こと多きを、古を以て今を議すべからず。弘安に書禮を定め、其格式を立るといへども、公方家代々に因つて、しばし變易す。唯、時宜を詳にして、其格物を專とするにあるべき也。朝廷に於いて言をつし、言に品あるべし。言にいひやうあるべしと、深く心得るときは、本を推して末をはかり、其事に詳ならん人を尋ねて、而も究理するに在る也。

平居の言ありと云ふは、平生私宅に居る時の言あるべし。朝廷の禮を移して私に用ひんことは、其氣僭上にありぬべし。聊かも其言を一に仕るべからざる也。されば家の名所出入の言、侍臣の名、詰番の次第、更に公の言を用ゐず。其談論言語、公を議せず、公用を私に語らず。少儀に曰く、公事には私議せず、といへり。范益謙の座右戒に、朝廷の利害邊報の差除を言はず、州縣の官員の長短得失を言はず衆人の作す所の過惡を言はず、仕進官職時に趨ひ勢に附くを言はず、財利の多少貧を厭ひ富を求むるを言はず、淫媒戲慢女色を評論するを言はず、人物を求覓見し、酒食を干索するを言はずと云へる、平居の戒と云ふべし。平居の間、言をつしみて朝廷の如くならんには、其和かけて道こゝ

に調はず、夫子も申々如たり、天々如たりとにや。しかるときは、平居の言は和順するにあり。

次に喪祭の言あり。少儀に曰く、柩を望んで歌はず、入臨して翔らず。墓に適いて歌はず、紼を執りて笑はず、祭に臨んで惰らず、喪に居りて樂を言はず、祭事に凶を言はずと云へる、是喪祭の言也。うれへある所にのぞみては、心に憂を忘れざるを以て、言辭にも喜びの事あるべからざる也。況や、其身憂に居ては、猶ほ以て然り。祭は慎まざる時は、唯形計りにして、或は戲事にひとしく、或は人の見物になるものなり。豈に神を祭るの本意ならんや。故に、其言尤も慎むべきなり。すべて喪祭に付て、其器物、其言辭、其書文、各其言に禮あり。詳に其理を究めて、己が私を以て論ずべからざる也。

次に冠昏の言あり。冠は元服ういかうぶりの禮にして、成人の儀也。昏は二姓のよしみを合す。尤も大儀也。故に、其言をみだりにせず、詳に尋ね、具に問うて、其宜きに従ふべき也。冠禮昏禮を委細に心得て、其禮をただすときは、則ち其言明也。次に賓客の言あり。是は賓客往來の時、賓主互に辭讓し、色體

するの禮也。凡そ客と入る者は門毎に客に譲るといへるが如し。賓客招請の時は、前に招請に應ずるの禮詞あり。後に來遊を謝する禮詞あり。賓、至るときは主、迎へて禮詞を述べ互に辭し互に譲る。賓、退くときは、主、送つて是を謝す。賓又招請の辱きを謝するに、前後の禮あり。送迎に禮あり。饗應のさかんなるを謝し、飲食の美を感じ、家宅、庭前、山水、樹木を言ひ立て、禮のさかなるに中らざるを謝し、其志を感じず。是客賓主の位をはかり、其時をつもりて、或は自ら謝し、或は使价を以てし、或は文書を發す。而して、禮讓の輕重あり。次に軍旅の言あり。賈誼が容經に、氣を屏ひ、聲を折るは軍旅の言也と云へり。軍旅は武の用なれば、平生の言に准へずして、敗北の言を云はず。懦弱の言を云はず。各其禮あり。

○使价使者、使をいふ、价は小使、走り使する者。

次に君臣父子の言あり。君父の臣子に命ぜるには、言を和にして、其詳に聞きわきまふべきが如く、具に教へ明に示すにあり。言寡くして理深きときは、臣子是を速に理會仕りがたし。すべて人の上に立たん人は、下の人を視て愚かに暗きと知つて、こまやかに教戒せしめ、而して後には是を用ひ、是を使ふべき也。故に、言は和順にして、下の情の能く通じやすからんが如くならしむべし。

臣子の君命を承るには、謹んで其應諾を詳にし、必ず己れが知を先だてず、能く君父の詞を聞き届け、其志を委くして、而して後に其事を爲すべき也。君父の命ををろそかにして、唯、己れが意見を先に致すときは、皆、自らのさかしらにして、忠孝の思ひ入れに非ず。曲禮に曰く、父召すに諾なく、先生召すに諾なく、唯として起つ。又曰く、凡そ君の爲めに使用する者、已に命を受く、君の言家に宿らず、君の言至れば則ち主人出て君の言の辱を拜す。士相見る禮に曰く、君と言ふに臣を使ふを言ひ、大人と言ふに君に事ふるを言ふ。少儀に曰く、人に擬する、必ず其倫に於てす。天子の年を問ふ。對へて曰く、之を聞く、始めて衣を服す、若干尺なり、國君の年を問ふ、長は能く宗廟社稷の事に從ふを曰ひ、幼は未だ宗廟社稷の事に從ふ能はざるを曰ふ。大夫の子に問ふ。長は能く御するを曰ひ、幼は未だ御する能はざるを曰ふ。士の子に問ふ、長は能く調を典るを曰ひ、幼は未だ調を典る能はざるを曰ふ。庶人の子に問ふ、長は能く薪を負ふを曰ひ、幼は未だ薪を負ふ能はざるを曰ふ。君、士をして射せし

○宗廟—人君の祖先の御靈
○社稷—土地の神、穀物の神をいふ、右に祭る。

む、能はざれば則ち辭するに疾を以てす。言に曰く、某負薪の憂ありと。國君の富を問ふ、地を數へ以て山澤の出づる所を對ふ。大夫の富を問ふ、宰あり、力を食み、祭器衣服假らざるを曰ふ。士の富を問ふ、車數を以て對ふ。庶人の富を問ふ、畜を數へ以て對ふ。國君其の國を去る、之を止めて曰く、奈何して社稷を去ると、大夫曰く、奈何して宗廟を去ると。士曰く奈何して墳墓を去ると。論語に曰く、邦君の妻、君之を稱して夫人と曰ふ。夫人自ら稱して小童と曰ふ。邦人之を稱して君夫人と曰ふ、諸異邦を稱して寡小君と曰ふ。異邦人之を稱して亦君夫人と曰ふ、といへり。凡そ此の如きの詞、其品一樣にあらず。唯、詳に究明するにありぬべし。君父臣子の言、こゝに正しき時は、兄弟、夫婦、朋友の言、皆順なるべし。我父兄より云ふときは、君に比して是を尊敬し、人に對して云ふときは、謙つて、是愚父愚兄と云ふ。父兄の子弟を稱するにも皆同じ。唯、敬せざるなしと云ふの心を本として、其地を考へ、其時をはかり、相對するの人物事宜を以て、輕重せしむべし。況や男女の詞、其禮を以てせざれば、男にして女の詞をまなび、女にして男の詞をなす、各其處を得ざる也。

故に、男は内を言はず、女は外を言はざるの戒を守るべし。言ふと云へども、思より出てざるることなし。尤も慎むべき也。

次に平生の言あり。變に處するの言あり。云ふ心は、無事安全の時、疾言あつて云ふときは、必ず人を驚かす。我に疾言あはて、云ふ處あるは、内輕忽にして、詳に盡さざるのゆへなり。非常の變あつて、天災、地災、人災おこるの時は疾言して人ををどろかし、速に言ひ、早くはからしむべきの時也。靜にゆるやかに致すべきの地にあらず。事にあらず。こゝを以て、變に處しては變を以てすべし。是常變各理にあたるの時也。一樣に存じ、一理を守て、臨機應變を盡さざる時は、皆泥着するのみ也。こゝを以て案ずるに、言語は内の發見する處なれば、聊か以てゆるがせにせば、威儀則ち亂れつべし。君子非禮の言をつゝしむこと、尤も翫味すべき也。唯、淫亂非義を云ふを以て、非禮と云ふにあらず。口を開いて節に中らざる時は、則ち非禮也。言を出して時宜に合はざるは是則ち非禮也。非禮言ふ勿れの戒甚だ大也と知るべし。

次に言語の戒あり。是は君父、臣子の間、兄弟、夫婦、朋友の内、常に相言

○泥着—こたはるること、なすみかゝはる

○卒爾—あは
たいしき貌。

語するに、戒しめ守るべきの事なり。それとは時をはかるべし。云ふ心は言つて宜しき時節をはかり、物語仕るべき時をしること也。たとへば理のつまれることにも、其云ひ出して然るべき處を考へずして云はゞ其こと理の如くなる可からざる也。四時朝晝暮、其所の云ひ出だして能き時分我年齢むかいの年比各考へしるは、是時をはかる也。食するに語らず、寝ねては言はずと云へるは、時の戒也。卒爾として云ふは、時を失ふ也。恒言老を稱せずとは、子の父母の年老を憚るべきの戒也。而して云ふに其處を以てすと云へり。云ふ心は云つて成るべきこと、いへども、云ふべからざるの地あり。その所あしきときは、云つて皆害あり。故に、朝廷私居に因つて、其言相たがふは、是所を云へり。而して、其人によつて云べきこと、語るべからざるのわざあり。君父の前にすすんで仁義を説くが如し。五倫の交りを考へ、是に従つて其言語を戒むべき也。孔子曰く君子を待つに三愆あり。言未だ之に及ばずして言ふ、之を躁と謂ふ、言之に及んで言はざる、之を隱と謂ふ、未だ顔色を見ずして、之を瞽と謂ふ。すべて戒むべきの言語は、男女の色、利害の沙汰、過奢驕慢の器物、并に遊興

○清談—老莊
虚無の説を談
ずる徒、魏晉
の際盛に行は
る。

佚樂のねがひ、各談ずべからず。理にをいて云ふは、性心虚無の清談、自讃高慢の談を爲すべからず。言は卑劣の言、懦弱悠艶の言を用ゆべからず。是皆、其戒むべきの言語也。

○慈祥—いつ
くしみ幸ある
こと。

次に言語の用あり。孔子曰く、言へば忠を思ふ。又曰く、言へば必ず忠信ありと也。禮に曰く、衆と言へば、忠信慈祥を言ふ、幼者と言へば、父兄に孝弟するを言ふ、官に居る者と言へば、忠信を言ふと出だせり。すべて人と語るには、人のために成るべきのわざを以てすべし。人を益するの道也。己れが利方になる如く言はんことは、君子の道に非ず。己を利して人のためを謀らざるは、皆小人のわざ也。曾子曰く、人の爲めに謀つて忠ならざるかと云ふは、この心なり。終日談論して言をつひやすとも、己が利口を立て、頻りに口をてらふは、君子の甚だにくむ處にして無用の辯と謂ふべき也。小人は云ふほどの言、皆取まはして、己れが身を利するになれり。言語の非禮、これより甚しきは非ず。尤も慎むべき也。張思叔が座右の銘に、凡そ語は必ず忠信といへり。まことに常に戒しめ守るべきこと也。而して忠信は、忠は人のために謀つてまこと

を盡すの心也。信は偽りを致さず、正しく詳なるのいひ也。是言語の因る所なれば、人々慎戒すべき也。

慎容貌之動

師嘗て曰く、容貌は天命の性心を入るゝ處の器也、内の思ひ正からざるときは、容貌こゝに傾きて、其の表外にいちじるし。容貌をたゞさんとならば、内に思ふ所を糾明すべき也。思、内にあつて、色、表にあらはれ、内外表裏本末一貫の天然なれば、更に差別を存すべからざる也。古の君子容貌をつゝしみて、威儀の則りをつまびらかにすること、尤も案ずべし。禮に曰く、君子の容、遅舒といへり。遅舒はいそがはしからず、閑にをもむるなるの謂也。少儀に曰く賓客は恭を主とし、祭祀は敬を主とし、喪事は哀を主とし、會同は詔を主とし軍旅は險を思ひ、情を隠し以て虞ふといへり。是外の容貌、其あらはるゝ處、各内の思を主とするを以て、内の思を其事物に因つて糾明して、正しからしむる時は、容貌こゝに相叶ふべき也。單襄公曰く、君子目以て體を定め、足以て

○師々然順
○做々然順
○翼々然順
○遂々然順
○躡々然順
○蹙々然順
○惴々然順
○惴々然順
○惴々然順
○惴々然順
○惴々然順
○惴々然順

○燕居くつ
○出づ。論語

之に従ふ、是を以て觀其の容を觀る其心を知ると也。容をはなれて心を置くべき處あらざれば也。而して、容貌各其時をはかり、其處により、其事物をいいて相變ず。賈誼が容經に、容に四起あり。朝廷の容は、師々然たり、翼々然たり、整以て敬なり。祭祀の容は、遂々然たり、蹙々然たり、敬以て婉なり。軍旅の容は、惴々然たり、肅然たり、固以て猛なり。喪紀の容は、惴々然たり、惴々然たり、還らざる若くすといへり。是れ古來容貌を詳にするの謂なり。

案ずるに、容貌に朝廷の容あり。朝廷出仕の容は、恒に敬して、心に君所を忘れず、進退周還ともに心やすからず、唯うやくしく敬つて、威儀を失はざるを以てす。孔子の容色をうつして、君在すこと跼蹐如たり、與々如たりといへるが如き、是朝廷の容也。燕居の容あり。云ふ心は外家に出てずして、私に居するときは、容貌をゆるやかにして、閑暇無事の時に其氣を養ふべし。然れども、怠慢無禮の形をなしなんことは、尤も君子の道に非ず。唯顔色をのびやかに、和順ならしむるにあり。子の燕居するとき申々如たり、天々如たりと云ふは、此心なるべし。申々は其容の舒ぶる也。天々は其色の愉ぶ也と注せり。

而して、喪祭の容、冠昏の容、賓客の容あり。各其事を詳にして、其品に應ずべし。唯、敬、以て其容をたゞしくするに在るのみ也。玉藻に曰く、凡そ祭は、容貌顔色、祭る所の者を見るが如くし、喪容纒々たり。色容顛々たり。視容瞿々梅々たり、言容繭々たり、少儀に曰く、吉事には尊を尙び、喪事には親を尙び、賓客には恭を主とすといへり。況や冠禮昏禮各其禮容あつて、儀禮に詳なることを示す。これを考へて其時宜を委しくして、容貌をあらはずべし。

次に軍旅の容あり。玉藻に曰く、戎容暨々、言容詒々、色容厲肅、視容清明たり。孔叢子曰く、將軍中に居るの禮、介冑身に在り。銳を執り列に在り、君父と雖も拜せず、若し不幸にして軍敗るれば、則ち駟騎赴き告げて、橐鞞を載せず。天子素服庫門の外に哭す。少儀に曰く、兵車に乘じ、出づるに刃を先にし入るに刃を後にし、軍は左を尙び、卒は右を尙ぶ。司馬法曰く、古は國容軍に入らず、軍容國に入らず、軍容國に入れば則ち武德廢れ、國容軍に入れば則ち民徳弱る。故に國に在つては言文語溫、朝に在つては恭以て遜、己を修め以て人を待ち、召さず至らず、問はず言はず、進み難く退き易く、軍に在つて抗し

○駟騎—驛傳の使。

○髦—垂髮。

て立ち、行に在つて遂げて果す。介者拜せず、兵車式せず、城上趨らず、危事齒せず、禮と法と表裏也、文と武と左右たりといへるは軍旅の容を論ずる也。而して五倫の交はる處、皆以て其禮容あり。然れども、容貌は正して恭に如かず。曾子曰く、容貌動けば斯に暴慢に遠ざかると云ふは、此心なるべし。樂記に曰く、惰慢邪辟の氣、身軀に設けず、是又容貌の正しさを云へる也。凡そ容貌一身を擧げて論ず。此間、頭頸、手足、顔色、辭氣の差別あり。頭頸は頭の貌を正しからしむるの謂也。頭に付いて髮あり。鬚あり。頭に上下あり。漱ぎ、櫛り、縊り、笄し、總し、髦を拂ふと云へるは、是頭頸の用也。玉藻の頭頸必ず中ると云へるは、立つときの法也。然れば、容貌は先づ其面を直にして、其容を傾むくべからざる也。目の見る所、耳のきく所、口の云ふ處、皆頭頸の正しきによるべし。故に、九擻を云ふ時、一に曰く稽首、二に曰く頓首、三に曰く空首、四に曰く振動、五に曰く吉擻、六に曰く凶擻、七に曰く奇擻、八に曰く褒擻、九に曰く肅擻と云ふ。皆頭の高下を以て拜禮の尊卑を云へる也。九拜の中四種は是れ正拜なり。一に曰く稽首、二に曰く頓首、三に曰く空首、四に

曰く肅操。空首は先づ兩手を以つて拱んで地に至り、乃ち頭手に至る。頓首は是空首の時、頭を引き地に至り、少時即ち擧る也。疏に曰く、頓首、拜頭を叩く也。地に至り即ち擧ぐ、故に地を叩くを以て別となす。首を以て物を叩く若きを謂ふ。稽首は、稽は是れ稽留の義、頭地に至り多時方に擧るなり。稽首は拜中の最重なるもの。臣の君を拜するの拜、頓首の若き、則ち平敵自ら相拜するの拜なり。空首の若きは君臣下に答ふるの拜なり。其の敬事有るは則ち亦稽首たり。肅拜は拜中にて最も輕し、唯軍中之れ有り。婦人亦肅拜を以て正と爲す。肅拜は但し俯して手を下す。餘の五拜は此四種に附く、云々。是皆、禮の品々にして、其頭頸の高下に因て、禮の上下を定むるのゆへ也。故に、面の貌をつゝしむ也。玉藻に曰く、頭容直しと云へるは是也。

次に手足の容あり。禮に曰く、足容重く、手容恭しといへり。云ふ心は足を擧ぐることに高きときは、必ず地席を踏むに其音あり。況や高く擧げては、物をふみけつまづくの失あり。各足を用ゆることの輕く忽なるに因れり。爰を以て、足の容は遅く靜ならんことを欲する也。故に、君父尊貴の的にして、近くは膝

○膝行―膝を地に接して、
○危座―正しく坐するをいふ。

行して足を用ひず、遠き時は行歩、皆、安靜にして、足席を離れざるを禮とす。尊貴に足をみせしめず。危座して足を後にす。是朝廷并に高貴に相接するの禮なり。軍旅にをいてはひざまづかず拜せず。是足を自由にして、速に立つて其の用をなさんがため也。手の容は恭しくして、手を高貴の人にはあらはしめしめず。古來、禮服、各手をかくすまで長からしめ、手を拱して外に出さず。今其禮あらずと云へども、君父の前に進まんには手を出さず。或は衣の下にをさめ、或は相拱してみだりに動かさず、君父の前に侍るとき猶ほ然り。手を以て席に付き、拜するの貌をなし、手を動搖すべからず。而して軍旅の變に臨むときは、衣服を短くして劔戟を握ることを利し、手を席につかず、衣服の下にかくさず、速に手の用所のたるを以て其貌とす。是手足の禮、各其事物時處に因つて相變るの禮たり。容經に曰く、跪するに微磬の容を以てし、右を揃きて下り、左に進めて起ち、手に抑揚あり、各其の紀を尊うす。拜するに磬折の容を以てし、吉事には左を上にし、凶事には右を上にする、前に隨ひ以て擧ぐ。項衡以下、寧速遅なく、背項の狀、屋の玄の如くす。

○微磬―少しく磬をいふ。
○磬折―體をかめ折る。

○溲然—變化する貌。

○綾經—支那にて喪中につける胸部のきれ。

○勃如—顔色を變へつゝ、しむ貌。

○穿窬—壁を穿ち垣を越ゆる小盜。

次に、顔色辭氣の用は、志に従つて其顔色あらはれ、辭氣たがふものなれば、志を正しくするを以て教へとす。容貌は各内の思ひによるといへども、中にも顔色は五臓の發見する處、辭氣は血氣の動靜によることなれば、是を正しうすること志にありぬべし。容經に曰く、志に四興あり、朝廷の志は淵然清以て嚴、祭祀の志は、諭然思以て和、軍旅の志は怫然愠然清以て厲、喪氣の志は溲然溲然憂以て愀、四志中に形れ、四色外に發す、維れ志色の經の如し。少儀に曰く優游喜樂なるは鐘鼓の色、愀然清靜なるは綾經の色、勃然充滿するは兵革の色、喪に臨めば則ち必ず哀色有り、介胃すれば則ち犯すべからざるの色あり。故に君子は戒慎して色を人に失はずと出でたり。又、玉藻に、玉色ありと云へるは、すべて、人の顔色和順なることを論じたる也。君召すに擯を使ふ、色勃如たり。位を過ぐるに色勃如たり、出づるに一等を降り、顔色を逞うし、怡々如たりと云ふは、孔子の君命を敬するの色也。色斯に擧る、翔して後集ると云ふは、君子の幾を見て作つことをいへり。色勵して内荏、諸を小人に譬ふ、其穿窬の盜の猶しと孔子の宣ふは、内外の相達するを云ふ也。曾子曰く、顔色を正し、斯

○色荏—いろさかん顔色を粧ふこと。

○噍—きびしかの。噍—のびやか。

に信に近づくとあり。各顔色をつゝしむゆえん也。但し内その志を改めずして、好言令色するの小人あり。色荏の姦人あつて、色を以て君子の形をなすあり。是甚だ佞姦邪欲のもの、致す處にして、しばらく人を偽るにたれりといへども、つひには其あやまりを發見すべし。況や君子の小人をみることがは、肺肝を見る如くなれば、かくさんとするに由なし。不善を拵ふにかくる、處あるべからず。而して、辭氣は言語氣息のあらはるゝ處なり。玉藻に曰く、氣の容は肅なりと。容經に曰く、妄に咳唾、疾言、嗟氣、順ならず、皆禁也といへり。氣を屏ひ息せざる者に似たりと云ふは、夫子の至尊に近づき玉ふの辭氣也。氣を下し聲を怡くと云ふは、孝子の父につかふるの禮容也。樂記に曰く、樂は音の由つて生ずる所なり、其の本は人心の物に感ずるに在り。是故に其の哀心に感ずるは其の聲噍にして以て殺、其樂心に感ずるは其の聲噍以て緩、其の喜心に感ずるは其の聲發以て散、其の怒心に感ずるは其の聲粗以て厲、其の敬心に感ずるは其の聲直以て廉、其の愛心に感ずるは其の聲和以て柔、六は性に非ざるなり。物に感じて後動くとあり。樂に出る處の音聲も、物に感じて其辭氣の發する處也。

こゝを以てみれば、辭氣のあらはるゝ、尤も慎むべき也。呂榮公曰く、氣象は辭令容止、輕重疾徐、以て之を見るに足る、といへり。是各辭氣を重ずる所也。而して、容貌の品、大槩こゝに記する所也。容貌の動あり。動各禮あり。所謂非禮動く勿れとは此心なるべし。而して、動かすの法平生居處の節あり。是坐するの法也。容經に曰く、坐するに經立の容を以てす、財差はず足跌かず。視平衡なるを經坐と曰ひ、微俯して尊者の膝を視るを共坐と曰ひ、仰首して視尋常の内を出でざるを肅坐と曰ひ、廢首して肘を低くするを卑坐と曰ふ坐容なりといへり。曲禮に曰く、坐するに箕みするなかれ、坐するは尸の如くすと云ふは坐の法なり。居るに容らずと云ふは、孔子の事をのべたり。こゝを以て云ふときは、朝廷、燕居、吉凶、軍、賓、嘉ともに、皆坐するの法ありぬべし。尤も五倫の交り、其貴敬の坐、平敵の坐、心易き時の坐、各、其心得あるべし。大丈夫、居處、常に變を忘れずして、而して、恭敬の心を存すべし。燕居閑暇にして無事なりと云ふとも、聊か忽ゆるがせにし怠つて、禮を亂るべからざるなり。しかれば、坐しては立つことを思ひ、閑にしては動くの利を思ふ。是君子のつとめ

○坐毋箕一兩
足を展べて狀
箕坐といふを
箕舌といふを
名。忽ゆるがせなをざ
りにすること

○管寧一字は
幼安、朱虛の
人德行を以て
顯る。程明道一
名は、顯、字は伯
淳、弟伊川と
儒共に宋代の大

なり。曲禮に並坐しては肱を横へずと云へり。是人と並びて坐するの法也。人
と同處しては、自ら便利を擇ぶべからずと云ふは、夏はすゞしからん處を擇び、
冬は暖かならん處を擇び、すべて我に利するの坐を好むべからざるの制也。漢
の管寧一の木榻もくたふに坐して、五十餘年つひに未だ箕股せず、其榻上膝に當る處、
皆穿ちたりと云へり。宋の程明道、終日端坐して泥塑人ていそじんの如しと云ふ。各獨坐
して其形を亂さず。其平處を養ふのいひ也。無事にしては、靜坐して其氣象を
養ひ立て、敖惰の形を見さず。人と接しては、坐、爰に恭敬して、和氣を以て
す。是大丈夫の坐法也。坐して箕のひろがるが如く、手足の容を收めず、怠慢
のすがたあらはれ、坐するかとすれば則ち立ち、立つときは又坐して躁妄なら
んには、心こゝに一定せざる也。豈に大丈夫の道ならんや。玉藻に曰く、燕居
告ぶるに溫々たりといへり。燕居は、是居處のしづかなる也。又曰く、君子の
居は、恒に戸に當ると云ふは、明に向ふのこと也。

次に立容あり。是容貌の既に動ける也。玉藻に曰く、立容は辨卑えん譎するなか
れ、頭頸は必ず中に山立し、時行といへり。容經に、頤を固くして正視し、肩

を平にし背を正し、臂は鼓を抱くが如くし、足間二寸、面を端し、腰を攝し、股を競し定を整へ、休みて肘を搖かさざるを經立と曰ひ、因て以て微磬するを共立と曰ひ、因て以て磬するを肅立と曰ひ、因て以て佩を垂るを卑立と曰ふ、と出だせり。曲禮に曰く、立は齊の如しと。又曰く、立容は徳なりとあり。是、立の禮を違へずの謂也。然れば、坐を立たんと欲せば、手足をくつろげ、前後左右を顧み、其立つべきの節を考へて、爰に立つべし。立たざる前に、立つべきの心得をなす、これ立の威儀也。思にまかせ、氣に従つて立つときは、或は立たんとして、手足痲痺、或は傾倒して、左右に無禮をなし、立つといへども、其禮正しからざる也。立つて其禮正しからざるときは、久しく居がたし。物を捧げ持つて、必ず傾曲す。立つものは行き走るべし。立つこと端しからずは、行歩正しからざるべし。是、立の容を正しくするの謂也。進退周旋、先づ立容をあらため、腰をすゑ、元氣を張り、臍を固くし、肩を平にし、背を正しからしむ。是皆立の容也。

次に行歩の容あり。座席堂上の行歩あり。朝廷燕居その節あり。道路の行歩



○韶濩、韶は帝舜の樂、濩は湯王の樂。

○微磬之容、磬は古代の樂器にて玉又は石を曲げて作る、其磬の如く身體をかゞめつゝしむ容

○肩、かんぬきのこと。錠と同じ。

其容あり。玉藻に曰く、歩武象に中り、趨韶濩に中る。凡そ行容惕々、廟中齊々、朝廷濟々翔々、堂上武に接し、堂下武を布き、室中翔らず、と。容經に曰く、行くに微磬の容を以てし、臂搖掉せず、肩上下せず、身則らざるに似、從然として往く、と云へり。然れば、立つて座席を歩むには、必ず前を具に見て、人物を踏躓すべからず。故に、足を重くして、席を離るべからず。人の在らざる處にゆくとも、聲をいだして、内に人あらば、これをしらしむべし。密に行くべからず。禮に曰く、將に堂に上らんとすれば聲必ず揚る、戶外二屨あり、言聞けば則ち入る、言聞かざれば則ち入らず、將に戸に入らんとす、視必ず下る、戸に入り肩を奉げ、視瞻回すなかれ、戸開けば亦開き、戸闔れば亦闔ち、後入る者有れば闔じて遂すなかれ、屨を踐むなかれ、席を踏むなかれ、衣を摳げ隅に趨き、必ず唯諾を慎む、とあり。我このむことありと云つて、火急に行かざるもの也。心にかなはざると云つて、急に去るべからず。是少儀に出づる所、拔來るなかれ、報往くなかれと云ふの心也。しかるときは、常に行歩をつゝし、其容をみだらず、敬を存すべし。たとへ急事ありと云つて、あはて、

微服して、宋を過ぎ玉ふを以て考ふべき也。故に、朱子曰く、徑せず竇せざるは無事の時は可なり、若し寇盜患難あらば、如何ぞ之を守り以て其軀を殘さん、聖人の微服して宋を過ぐるを觀て見るべしと注せり。而して趨走の容あり。是、行くことの速かにして、はしりはしるの禮也。玉藻に曰く、疾趨は則ち發せんと欲し、手足を移す勿れ、端行ひりふ頤ひりふ霽矢の如し。曲禮に曰く、帷薄の外を趨らず、堂上を趨らず城上を趨らず、玉を執りて趨らずといへり。容經に曰く、趨るに微磬の容を以てす、飄然冀然、肩狀流る、若く、足射箭の如く、旋するに微磬の容を以てす、其の始めて動くや、穆驚條ほくきやうしゆくの如く、其固に復するや、濯絲たくいとを濯ぐが如しといへり。是各、趨走の禮なり。異朝には尊貴の前には、速に通りて止まらざるを禮とす。故に、趨の禮容あり。すべて急用あらんには、趨り走るを以て禮とす。然れども、或は人を驚かしめ、或は物に失あらんには、必ず趨ることを用ゐざれ。曲禮に曰く、國に入りて馳らずと云へるの心なり。

次に捧持の容あり。曲禮に曰く、立を授けて跪かず、坐に授けて立たず、凡そ奉は心に當つて、提は帯に當るといへり。少儀に曰く、虚を執ること盈を執

る如しと。惣じて、手に持つ所のもの、笏扇子の類と云へども、更に傾曲すべからず。況や、君父に奉る所の文書器物、聊かも、腰より下へさぐべからざる也。手の形傾側するときは、捧持する所正からずして、或はこれがために、身、傾側し、或は捧持のものに、足あたる。是、甚だ無禮の至りなり。大丈夫、戰場にのぞんで、劔戟を持し、弓矢を携ふる、皆、捧持の形に非ずや。尤も慎しむべき也。

次に起臥の容あり。云ふ心は、人平生の用、つとにおきて、夜に寝るを以て節とす。内則に曰く、子の父母に事ふる、鶏の初鳴に起くとあり。是、夙興の禮也。案ずるに、つとに起るの節、唯夜明にして、燈を消して、人面こゝに明に、用事辨すべきのときを以て節とす。是、公私皆興きて、用こゝに足るべきの時也。出仕して、この節によるしからんとならば、鶏初めて鳴くの比ひよより、用意せしめずしては、此時に宜しかるべからず。故に、古來夙に起くるの節、各鶏の初鳴の時を以てす。夜に寝るの制、大凡、天既に暗くして用事辨じがたき時、外の事を止めて内に入るべし。而して従者下人を安居せしめ、我又四支

○寝不戸論
語、郷黨篇に
出、四、
體を偃臥して
手足を伸して
恰も死尸に似
たるをいふ。

○揖讓一揖は
手を扶き之を
上下左右する
こと、此禮を
施して謙退す
るをいふ。

を伸舒し、氣をゆるやかにして屈伸を時なふべし。是、夙に興き夜に寝るの制也。玉藻に曰く、寢には恒に東首すといへり。方は生氣の方なれば、是を以て首にする也。曲禮に曰く、寢には伏す勿れと。論語に、寢には尸せずといへり。是皆、寢臥の形に、怠慢のすがたを見さざる也。起臥は四 百躰屈伸也。天地に時なひ、今日の事物、交接、勞逸に従つて、其節を守るべし。然らざるときは、情欲にまかせて、必ず放逸懶惰にち入り、夙に興きるの禮やみ、夜に寝るの法すたれて、夜を以て晝とし、晝を以て夜とす。政事こゝに廢し、身躰の養こゝに失す。尤も慎むべき也。

次に游藝の事あり。云ふ心は禮、樂、射、御、書、數、すべて文武の藝、或は身躰の進退揖讓を習はしめ、或は手足の自由をかなへ、或は耳目の見聞を正し、或は音樂の出づる所を節にす。内の思を正しくして、威儀をとゝのへ、大丈夫君父につかへ、身を奉ずるの理をつくせり。されば弓馬の家に生れて、其身既に大丈夫の志あらんには、禮を以て進退を節し、樂を以て其用を和順ならしめ、射御を以て士のつとめとす。是各今日日用のわざにして、其用法常に

○猿樂—中古
より行はれ、
室町時代に益
々發達せる遊
藝にて能狂言
の權輿也。

つゝしむ習ひて、其容貌を練るべし。書は必ず物を書くまでを云ふにあらず。讀書して文字を読み覚え、古今の事をする、是書也。數は天地の數、事物多少をはかる也。數を詳かにせざれば度量を知らず。此皆容貌の動にして、威儀のよる處也。されば、禮を云ふときは、吉凶軍賓嘉に付きて各其禮容あり。飲食の禮あり。衣服の禮あり。家宅の禮あり。すべて遣問贈答の禮、其器物の取あつかひ、身の進退、言の品あり。曲禮を詳かに考へ、本朝古今の制を具にして、時義を以て用捨して、其宜しきに叶ふべき也。犬馬、金玉、刀劍、酒食、各、曲禮に其法を出だして、今日これを用ひがたきが故に、こゝに書かず。樂は本朝又八音の樂ありといへども、其制詳らかならず。近來猿樂を翫んで、武家の樂とす。其事甚だ捷徑にして、其歌ふ所虛妄異端の説多し。其舞ふ所異様過奢にして、實なる所あらず。其操る所、唯笛鼓を以てして、わづかに、竹革の音あり。尤も古樂と年を同じうして語るべからずといへども、世俗これを以て習はしとす。下として變易すべからず。其歌曲の間又實事あるの猿樂は、野曲淫聲の及ぶ處に非ず。故に之を以て伎樂となすも、亦たれり。射御の制は、儀禮

に射儀の法を詳らかにす。御法は絶えて見えす。本朝射御の制尤も詳らか也。具に習練して、其禮を糾明し、君子の道に至るべし。射義に曰く、射は進退周旋、必ず禮に中る、内志正しく、外體直く、然る後、弓矢を持つて審固し、然る後、以て中るを言いふべし。此以て徳行を觀るべしと出だせり。弓馬は大丈夫の業とする處也。少らくも暇あらんには、平生、手習ひ足習ひて、聊かも怠るべからざる也。而して、弓馬についての禮、さまざま品多し。詳らかに究理すべき也。

字畫を習ふ、文字讀書の事、是閑暇の間、心づくべきの用也。程明道、字を作ることを甚だ敬む。嘗て人に謂つて曰く、字好んと欲するに非ず、即ち此を是れ學ぶといへり。手足の用、皆威儀の具ふる所にして、是をゆるがせに仕るときは放心の本也。かりそめの手ずさみといへども、傾曲して正からざるには、其内の養ふ所知るべし。故に字畫を習はずにも、放心を以て戒とす。張思叔が座右の銘に、字畫は必ず楷正と云へり。況んや、讀書の法、漫りなるべからず。其讀む所の威儀放埒にして、或は枕を高くして書をひらき、或は寢臥して是を

○宮、商、角、羽、徵、五音の
といひ、樂音の
名なり。

○鸞和の聲、天子の車に付す、二個の鈴にて、衡と軾とに在り、共飾るに金を以て飾る

讀むときは、心こゝに正からざるを以て、内に記識する所あらず。ことに古今の聖賢天子高貴の人の行跡名氏、その内にのれり。聊かこれをゆるがせにせんことは、大丈夫の意ならんや。顔氏家訓に、人の書籍を借りては、愛護をつしむ。是を士大夫百行の一也といへり。几案を狼藉し部帙を分散するあれば、多く童幼婢妾のために黠汚せされ、風雨蟲鼠に毀傷せられ、實に徳を累すとす。是慎むべきのゆへ也。分數は度量の用也。天地人物、此數を出てず。つゝしみて、詳らかに考へ、今日の營を正しからしむべし。分數明らかならずば、過不及あつて、皆たがふべし。次に佩玉の事、禮記に曰く、古の君子は必ず玉を佩ぶ、右に徵角、左に宮羽、趨るに采齊を以てし、行くに肆夏を以てし、周旋規に中り、折旋矩に中り、進めば則ち之を揖し、退けば則ち之を揚ぐ、然る後、玉鏘鳴す也。故に君子車に在れば則ち鸞和の聲を聞き、行けば則ち佩玉を鳴す。是を以て非辟の心、自ら入るなしといへり。是は、立つにも、居るにも行歩せしむるにも、左右の玉の音の響を合せて、聊かおこたらず、肆ならしめざるんための制也。若し、動靜禮に違ふときは、佩玉の音其響和かならず。

腰に佩玉あるは、容貌威儀をたゞし、徳をこれに比すべき用也。車には鸞和の鈴を付けて、其響を和せしめて、御者の禮をたゞし、内の怠りを戒しめ、其心を静ならしむ。すべて左右佩ふるものを以て、自ら其威儀の正しからんことを欲す。是、君子の日用也。此の如くに容貌をととのへて、而して後に威儀の則、明なるべし。大丈夫の身をととのふることに此の如くにつしみて、初めて君子の道に入るべし。動靜所を失ひ、威儀こゝに紛亂するときは、自然に内の志放埒にして、其徳正しからず。容貌の威儀、悉く内の徳にかゝる。其の重きこと知るべき也。

節飲食之用

師嘗て曰く、凡そ天地の間の生物、飲食せざる時は、身を養ふこと能はず。是五行相生の説也。木は水の養を以て長じ、金は土の養に因つて生ず。人は萬物の靈なるを以て、五行の養をとにも全く得て、而して其天年を全うす。一日も飲食かくる時は、この生損ず。是人の飲食を以て要とするゆゑなり。子貢

○洪範一書經
其目九あるよ
り洪範九疇と
いふ一八政は
貨、祀、司空、
師也。司冠、賓

政を問ふ。子曰く、食を足し兵を足し民之を信ずといへり。洪範の八政に、第一に食を以てす。各其本とする所あればなり。而れば、飲は水に付き、食は五穀によれり。渴し饑えて水を求め、食をなさんには飲食節を過す。常に飽満して飲食をなさんも又節をこゆることあり。故に、聖人初めて飲食を節ならしめて、人の天年を終へしむるに至る也。是天地生物、必ず飲食あるのゆゑなり。其節如何にしてか計らんとならば、唯至つて饑渴せざるを以て節とすべし。今推して是を論ずるに、人の飲食過不及なき時は、食は三時を以て一回とす。飲は其半にして一回す。云ふ心は、朝に起きて、辰の刻に食し飲し、而して三時を隔て、未の刻に又飲食す。是朝夕の飲食其節に中る也。天地の變、皆三數にあたり。人の腹中、又三時にして其飲食を消す。飲は其半にして一回すべき也。古人此制を詳らかにして、初めて朝夕の食を定めて、饑渴を養なはしむ。是已むを得ざるの天節也。是を過ぐるときは、脾胃損じ、肉こゝに餘つて、氣血却つて弱し。是に及ばざるときは脾胃うえて、肉こゝに損じ、氣血全からず。各天然の節をたがふるゆゑなり。此節たがへるの人は、氣質必ず變あるべし。

唯是を以て節とすべし。日長きときは晝食し、夜長きときは夜食す。是二時の食に不足あるときの制也。不足あらずして是を好まんは、節を失ふに至るべし。凡そ天は地によつてめぐる。人は脾胃の食を以て地とす。食たゆれば、氣廻らず。地なければ、天立たざるが如し。

次に飲食の制あり。其人の俸祿官位に従つて、各相定まる處の飲食を制すべし。位高く祿厚き人は、上品の食を以て養とす。中下、各これにしたがふべし。其間分限より儉するにあるべし。過奢は限りなきものにして、多くの費あれば也。王制に曰く、諸侯は故無くして牛を殺さず、大夫は故無くして羊を殺さず、士は故無くして犬豕を殺さず、庶人は故無くして班を食はず、と云ふ。是れ人の位によつて、其飲食の制あつて、その間儉を用ゐる也。周禮に、天子羞ぢて百二十品を用ゐると云へり。又、公卿大夫禮・燕禮、皆以て考ふべし。世俗の學者此のわきまへを知らずして、しきりに儉約を事とし、ついに利害に陥りて財寶を山の如くつむに至れり。而して唐堯の藜藿のあつもの、夏禹の飲食を菲くするを以て證とす。尤も笑ふべし。唐堯は少昊・顓頊の末に出て、末出の草

○藜藿—アカザと豆の葉。

○八珍—周禮家宰膳夫篇に珍とあり、用ふとあり、肉と野菜を巧みに用ひしもの也。

○汪信民—名は革、臨川の學者なり。○胡文定公—名は安國、字は康侯、宋の高宗に仕へて侍講となり給事の中に至る。

味に業を立て玉ふて、飲食の制も詳らかなるべからず。夏禹は洪水を治め、天下いまだ其功をはらざることを以て、身を奉ずること薄くして、其費を天下の大功に省けり。各輕重因る所甚だ其理あり。周に至つて、文質ともに相とのひ、衣食居の制、尤も處を得、食膳の法、八珍の制、ともにそなはれり。是歴代の損益に非ずや。其のわきまへを知らず、天下國家に事なく、財産府庫に充ちて、位祿相應の飲食を用ゐざるは、是身をいたためて庫を富ます也。君子の用ゐざる處也。士其位なく、其祿微にして又食の味をこのまんことは、是大丈夫の質にあらず。飲食においても、猶忍ぶことを得ずば、何を以てか忍ぶことを得べけんや。孔子士の道に志して惡衣惡食を耻るをば、ともに議るに足らずとのたまひ、顔淵は一簞の食、一瓢の飲にして、其樂を改めざるを歎美し玉ふこと、是各其分にやすんずれば也。宋の汪信民、嘗て言ふ、人常に菜根を咬み得れば、則ち百事做すべし。胡文定公之を開き、節を撃ちて嘆賞すと云へるは、其分なくしては、其求めを重からせまじきため也。世衰へ、風俗すたれて、人皆飲食を好むこと分に過ぎて、しきりに奇味をなす。こゝにおいて口味に耽

り、躰常にゆるやかにして、大丈夫の志、日を逐うてむなし。是飲食に節を失うて、位祿豊大なる輩、却つて疎食し、微官貧乏の輩は、好味を翫ぶのあやまりあれば也。孟子曰く、飲食の人は、則ち人之を賤しむ、その小を養ひ以て大を失ふがためなりとは、此心なるべし。

又、年老の節あり。人の年に少、壯、老あつて、幼弱の間は、美食を以て養なはざるときは、氣血全くとのほらず。老年の後は、魚肉を以て老衰の氣血をたすけしむ。七十にして肉に非れば飽かずと云へる是也。年に三段のたがひ之あるが如く、人々の氣質に其の差別あり。尤も其養を慎しむべし。又天の時あり。寒温燥濕を考へて、寒天には温物を食とし、温天には冷物を主とす。燥濕皆是に准ず。此節たがふときは、必ず内に病を生ず。而して飲食亦宜しからず。又土地に付きて其飲食の味たがひ、其物の厚薄善惡あり。是を考へて飲食を制すべし。況や祭祀、饗應、飲酒の禮節、古人既に其制を定む。是を計つて時宜に従ふにある也。祭祀、饗應、飲酒、各上中下の差あり。上より下への禮あり。下より上への禮あり。五倫の交接専らこれを用ゆ。吉凶軍賓嘉に付きて

其制相ことなり。詳らかに究理すべき也。

次に飲食の用あり。米は精げたるを厭はず。米の性を考へ、土地をはかつて飯と爲すべし。濕地の米は水おほく、燥地の米は水すくなし。眞土の米は性堅くして味あり。野土の米は性弱にして、性はらく。沙地、小石地各別也。此の如き處を計るべし。鹽は新に煮る所の鹽、口あたりきつくして、性そこぬ。古濱の鹽は、やわらかにして損せず。是を以て、大豆に加へて俗に味噌と號す。大豆の制法、之を煮るの法、鹽を加ふる法、或は麴米を交ふる制、春くべきの制、積畜すべき器の考あり。本朝皆鹽噌を以て汁として、飲のそなへものとす。米噌は脾胃を養ふに司どる所甚だ大なり。詳らかに制法の用を考へて、其味をたらしむべし。而して、酢、醬油、酒、此三の飯水を以て、野菜魚肉の味をととのふ。故に此三味を糾すべき也。酢は血を生じ、酒は氣を益し、醬油は飲ものを能く下腑に通じ、收藏せしむるの用あり。菜は味淺して、脾胃を平にす。魚肉は血氣を損するあり、益するあり。味に五味の品あつて、其質に好惡あり。臭に善惡あつて、氣を損益す。尤も詳らかに其用法を制して、冷物には温物を

加へ、温物には冷物を入れて、其毒を制すべし。是皆飲食の用たり。珍物奇味、みだりに飲食すべからず。珍物と云ふは、時に先だつて世に出るもの也。奇味と云ふは、此國の物にあらざる也。珍物は初めくらふこと多きときは、必ずあたることあり。故に、少しくくらつて、次第に多からしむべし。奇味は必ず用ゐるべからず。すべて珍物奇物を貴ぶことは、是、味に耽るのゆゑ也。或は脾胃の薬也。或は腎水を増すの用ありと云ふて、是を好む。大丈夫の本意に非ず。平生の食味を以て、身を奉じて生を食るべからず。酒色を節にして、腎水をまさんことを好むべからず。しかりと云うて、同じく喰ふ所の味を、なり次第にして、出来不出来を手にまかさしめんことは、又君子の道に非ず。飲食の制は則ち威儀の因る所也。きりめを正しくし、味を調へんは、鹽梅のこと也。是を疎にすべからず。論語に曰く、食は精に厭からず、膾は細に厭かず、食體りて餲え、魚餃りて肉敗れば食はず、色悪しければ食はず、臭悪しければ食はず、飢を失へば食はず、時ならざれば食はず、割正しからざれば食はず、其醬を得ざれば食はず、肉多しと雖も食氣に勝たしめず、唯、酒は量なく、亂に及ばず、

○沽酒市脯
市中にて購へる酒肉の類を云ふ。

○食齊調理
せる食物。

○鴛饌之蓼
禮記内則篇に出づ、鴛といふ鳥は、饌とせず、蒸し煮て蓼と切すとあり。○鹽梅古へは、鹽と梅とを以てす、依て後ち調理の語となる。○截切肉をいふ。

○搏飯搏はつかみとること。○吒食、タシヨク舌鼓して食ふこと。

沽酒市脯は食はずと云ふは、夫子の飲食の用を云へり。禮儀に飯の品、膳の品、飯もの、品、酒の清白、すべて飲食の品々、これを詳らかにし、是を調ふるの制、凡そ食齊は春時に視、羹齊は夏時に視、醬齊は秋時に視、飲齊は冬時に視る。凡そ和するに、春は酸を多くし、夏は苦を多くし、秋は辛を多くし、冬は鹹を多くし、調ふるに滑甘を以てす、獸は梅を用ひ、鶉羹、鷄羹、鴛饌の蓼と云へる、是鹽梅の制也。肉は之を脱くと曰ひ、魚は之を作ると曰ふと云へる類、皆魚肉の制也。大夫燕食、膾ありて脯なく、脯ありて膾なく、士羹截を貳せずと云ふは、尊卑の禮を云へり。異朝の制、我國法に合ふべきにあらざれば、ここには其證のために一端をあらはせり。飲食の制用を具へずしては、近くは身を養ふことにあやまりあり、遠くは君父に奉ずるの禮なし。尤も究理すべきなり。

次に飲食を用ゆるの法あり。曲禮に曰く、食を共にして飽かず、飯を共にして手を澤はず、搏飯するなかれ、放飯するなかれ、流歎するなかれ、吒食するなかれ、骨を嚙むなかれ、魚肉を反すなかれ、狗骨を投與するなかれ、固獲す

るなかれ、濡肉は齒決し、乾肉は齒決せず、炙を嘔むなかれ、是、古人飲食するの禮也。凡そ飲食に當りて其禮正しからざるは、威儀こゝにかけぬべし。されば飲食の席に臨んでは、先づ容貌を正し、左右を考へ、長者箸を取りて、而して、我これに従ふ。各長者の禮をうけて之を用ゐるべし。食すること大口になく、食ふときに四方を見ず、顔色を正しからしむ。箸を持つ處の形、肩背の容、心を付くべし。美品なりと云へども、其一色を嗜むべからず。或は多くのそへものを、悉くくらひ散し、或は魚肉をかみて汁をこぼし、骨をちらし、盤を汚すこと甚だ無禮也。舌うちを高く仕り、すう音遠くきこゆる、皆小人のわざ也。古來は、箸を澤すこと六寸に及ぶを以て、下品の人とす。飲食の間、世事を談じ、口を開き、笑かたること、禮に非ず。是其大槩也。猶ほ心を付けて其制法を究明仕るべし。君父の前に侍りて、食に預る事あらば、萬づ君父の禮をうけて、己先だつて飲食すべからず。但し先づ嘗めて、こゝろむべき食物等は、皆自ら先んじて飲食すべし。度々に君父の方を伺うて、左右に色體し、禮容を恭敬すべし。顔色を正し、口容をなをくし、口中の音あらしめず。一品一

品、恭しく受けて、或は拜し、或は揖し、盤を汚さず、椀を大にけがさず、骨あるもの、核あるものは、皆是を懐にす。酒は己れ先づなむ。すべて其禮多しと云へども、母不敬の三字を以て是を守るべし。玉藻に曰く、君未だ手を覆へざるに敢て殮はず、君既に徹り、飯と醬とを執れば乃ち出てて從者に授く。士の相見る禮に曰く、若し君之に食を賜はば、則ち君祭り先づ飯し、偏へに膳飲を嘗めて俟ち、君之に食を命じ、然る後食すと。曲禮に曰く、菓を君前に賜ふ、其核あれば其の核を懐み、食を君に御す、君餘を賜ふ、器の漑ふは寫さず、其餘は皆寫す。論語に曰く、君食を賜ふ、必ず席を正し先づ之を嘗む。君腥を賜ふ、必ず熟して之を薦む。君生を賜ふ、必ず之を畜ふ、といへり。是、君父に侍食するの禮なり。曲禮に曰く、長者に侍食し、主人親ら饋れば則ち拜して食す、主人親ら饋めざれば、則ち拜せずして食すと。玉藻に曰く、凡そ菓實を食ふには君子を後にして、火食には君子を先にすと。曲禮に曰く、長者に侍飯し酒進めば、則ち起ちて拜し、尊所に受く、長者辭し、少き者席に反りて飲む。長者舉げて未だ酬さざれば少き者敢て飲まず、と出てたり。是れ長者に侍

○葱溲—葱の蒸したるをいふ。

食するの禮なり。曲禮に曰く、凡そ、食を進むるの禮、殺を左にし、歳を右にして食には人の左に居り、羹には人の右に居り、膾炙には外に處り、醢醬には内に處り、葱溲には末に處り、酒漿には右に處り、食を卒へ、客前より跪づき飯齊を撤し、以て相者に授け、主人起ち客に辭し、然る後客座すと。玉藻に曰く、客祭に、主人辭して曰く、祭るに足らざるなり。客殮す。主人辭するに疏を以てす云々と。是賓主の禮也。此外飲食を用ひ、或は給仕配膳の法、或は飲酒の儀、品々多しと雖本朝の式に異なる也。其進退禮讓はよく究理するの輩に學んで、時宜に隨ふべし。

次に、君子は庖厨を遠ざくると云へることあり。庖は宰殺の所と注して、鳥獸を殺し、料理せしむるの場也。厨は烹飪の所と注して、料理のものをあつものし、煮る所の地也。君子是を近づけては、必ず、利心さざして、或は吝情の心も生じ、魚鳥を殺生するにつけて、憐心も出で、又忍ぶ心も生ず。ともに心よからず。或は煇炙の臭あり。其こしらへを見て、食するに忍びざるのゆゑんあり。然れば、君子の近づき居るべき所に非ず。故に、これを遠ざくべし。禮

記に曰く、君子は庖厨を遠ざく、凡そ血氣あるの類、自ら殘なはずといへり。君子平生、天然の性を養ふを以て道とす。故に、其心入れ此の如きなり。

明衣服之制

師嘗て曰く、衣服は人の身を覆ひて、寒暑を節にするゆゑん也。是已むを得ずして、其制あるゆゑん也。凡そ天地の生物、各羽毛鱗介あつて身をかくし、其禮容をあらはす。人は裸にして、身に自身の羽毛鱗介なし。これ萬物の靈にして、其知、生物に秀でたるを以て、知を以て物を巧み、才を以て其制を宜して、自然に寒暑を時なひ、其禮容を正しくするの本そなはれり。されば、上代は木の葉をあつめて是をつゞり、鳥獸の羽毛を集めて、衣服の制として、唯寒暑を時なへり。是天下創業にして、民のわざ未だ定まらず、其制衣服までに及ばざるを以て也。而して五帝に及んで、黄帝始めて衣と裳との品を定めて、衣裳の制こゝになれり。本朝の往古、又これに異なることあるべからざる也。然れば衣服の用、人々皆無かるべからざるの器にして、其制又威儀の説備はるゆ

○五帝—支那太古の君主、即ち黄帝、顓頊、帝嚳、帝堯、帝舜を五帝といふ。

多ん也。若し衣服は寒をおほふためなりと云ひて、衣服の威儀を正さずば、是
 黄帝以前の民にして、唯其天然のまゝ也。今日の民に非ず。黄帝已後において
 は、天下に其制あり。今其制を棄てんと云ふは、是天下の賊民と云ふべき也。
 故に威儀を正すこと、是又衣服の制にあるゆえん也。次に衣服の制のこと、聖
 人其衣服に因つて徳を正し、其身を平直ならしめ、其威儀を正しからしめんこ
 とを欲して、ここに其制を定む。更に私の便利を以て本とする處なし。天地の
 大公を基として、其制法を定む。林氏曰く、黄帝始め衣裳の制を備へ、舜古人
 の象を觀、日月辰星山龍華蟲を衣に繪き、宗彝藻火粉米黼黻を裳に繡ひ、以て
 乾坤に象り、以て衆物を昭にす、天子の彰徳を彰にし、能く此の十二物を備ふ
 る所以なり。便ち、服は當に須く是其の服に盛徳あるべし、繪くに三辰を以て
 するは、天の明に則る所以、尤も君徳の光となす。黄帝より以來、歴代の制然
 らざるなしと云へり。こゝに、其制其人の位によつて差別をなす。是、上下の
 差別を定め、君臣父子の品を明にして、自然に其分をしらしむるの制也。貴賤
 尊卑、若し亂るゝ時は、則ち過奢に下だり吝嗇に落ちて、ともに君子大丈夫の

○宗彝宗廟
 に備へ置く禮
 器。黼黻縫取
 りせるもの。
 ○古の天子の禮
 服なり。
 ○三辰日月
 星。

○致堂胡氏
 胡安國の弟子
 名は寅。

○紉冠の兩
 旁に垂る、飾
 を覆ひ左右に
 垂る、飾。鞞は
 皮にて作り衣
 服の上に垂る
 飾り。鞞革製の
 大帶。晏平中名
 は晏、晏子前
 に出づ。

法にあらず。然れば、位を考へ、其祿の多少を計りて、相應ずる處の制を究め、
 其間に儉約をなすべき也。着用すべき位祿にして着服せざるものは、或は公儀
 に對して、その費えを省き、或は私について、已むを得ざるのゆえんあらんと
 もがらば、其重きに從ふべき也。然らずして、衣服分をこえて見苦しからんに
 は、必ず吝嗇に陥りて其弊ありぬべし。尤も謹しむべき也。故に古來天子より
 庶人に至るまで、悉く其制法を定め、服章の品を周禮に詳にす。聖人其思ひを
 深くすればなり。致堂胡氏曰く、服章の設は上下を辨へ民志を定むる所以なり。
 民より卑しきはなく天子より尊きはなし。服は同一色、上下辨ずる所なければ
 民の志何に由て定まらん。僭亂此に由つて生ぜん、古の聖王自ら奉ずること儉
 約にして、惡衣非食し、天地宗廟に事へ、朝廷百官に臨めば則ち等級分明なり。
 故に其十有二章、黼黻、幅舄、衡紉、紱紕、以て其度を昭らかにし、藻率、鞞
 鞞、鞞屬、游纓、以て其の數を昭らかにし、威嚴尊重、禮に與二無く、然る後
 人主の勢隆にして、己を廣くして以て大を造すに非るは理の當然なり。故に晏
 平仲大國の卿となり、一狐裘る三十年、澣衣濯冠以て朝す。君子其の隘を譏り

て曰く、難きかな其下たるや隋文儉約、之を宮間の中燕私の用に施す、可なり、庶人と服を同じくし、廟朝に坐し、儉禮に中らざれば、以て法と爲すに足らずと。是、上下の差別をかへては、形こゝに禮を犯すを以て、自然に上を犯すの志生ずべきを以て也。末學の書生、此わきまへを知らず、堯の鹿裘、寒を塞ぎ、布衣形を弊り、禹の衣服を悪くすといへるを以て、證して天子諸侯も民間の服をなさんことを云ふ、甚だあやまれり。其制、上に究まり、下其掟を守つては、威儀こゝに立ちぬべし。漢の文帝の時、賈誼上疏して曰く、今、民僮を賣る者之が繡衣絲履偏諸をなし、緣内の間中是古の天子後服廟して宴せざる所以のものなり。而して庶人以て婢妾に衣するを得。曰く白穀の表、薄紬の裏、縫するに偏諸を以てし、美者黻繡、是古の天子の服、今富人大賈し、嘉會に客を召ぐ者以て牆を被る、古は以て一帝一后に奉じて節適し、今や庶人屋牆に帝服をなすを得、倡優下賤も后飾をなすを得と論ず。是秦に至つて、聖人の禮法悉く廢し、前漢二百餘年は未だ衣服の制定まらず、後漢の顯宗其制を改め、唐宋に及んで殆んど品を定む。爵祿に従つて、其衣服正しからずしては、分必ずみだれ、上

○後漢の顯宗
明帝と稱す
光武帝第四子

○朔望一日と十五
日の一と十五
○紵、單衣、絹
葛布の織目細
粗なる物。其
○帛、絹、絹、其
○履、綱、綱、其
衣を作ること

は儉にすぎ、下は奢を放にするに至るべき也。尤も謹しむべし。是、君臣の制也。而して、父子、兄弟、夫婦、朋友の間、其衣服の品、是又其制あるべし。曲禮に曰く、人の子たる者、父母存しては、冠衣純素ならず、狐子室に當りては、冠衣純采ならず、と云へるが如し。庶子の服は、表紋を大に出さず、或は其品をかへしむるが如き、是兄弟の服也。男女は尤も其制別也。朋友の會には燕居の服あり、賓主の禮服あり、すべて其品差別あるべければ、必ず爵祿許りに限らず。五倫の次第を明にして、其衣服を制せしめ、其分を定むべき也。本朝衣服令を撰して、君臣男女の禮著し。往古の制甚だ重し。豈疎にすべけんや。而して一年の間、寒暑によりて更衣の沙汰あり。一月の間、朔望、俗節、禮日の制あり。暑に當り紵絺綌は必ず表にして之を出し、吉日には必ず朝服して朝すといへり。又晝夜の服あり。必ず寢衣あり、長一身有半と云ふが如し。又老弱に因つて其制あり、五十帛に非れば暖からず、童子は裘せず帛せず、履綱せずと出でたり。是専ら時分を考ふべき也。又朝廷、燕居、外出、各其服あるべし。朝廷は天下の禮義相定まり、君臣敬み守るの地也。分を守りて亂るべから

○上括下括
袴の下の緒を
脛の上括とし
踵の上括とし
るを下括とす

を以て、其形をかくし、手の動くを自然にやめしむ。然れども、手は動くを以て要とするがゆゑに、袖の口を濶くして、急に出すに又利あらしむ。是衣の制作也。袴は前後兩足ををふ。是又足の形を出ださず、前後ををふに、貴人の前に動靜することを利す。足又動いて非禮の行ありやすし。故に其袴の長くして、急に歩むべからず、非禮の行成りがたからしむ。然れども、是は動き歩むを以て用とするがゆゑに、上括下括等の制あつて、歩行するに利あらしむ。されば袍の袖長くして手を蔽ひ、袴のたけ長くして足をかくす。手足に非禮の動なからしむるを以て、臣は君の前において、非禮非義の行、自然に能はず。子又父の前においても然り。すべて五倫の間、衣裳の制に因つて、止むを得ずして、非禮非義をなすこと能はざらしむ。若し、袍の袖をくくり擧げ、袴を上にくくり、赤脚ならんには、必ず非常の相ありと知るに足れり。古の聖人、其制する處尤もゆゑあることども也。是禮服の法也。私に於て着用せんには、小袖と號して、ゆきを短くし、袖の下をつまめ、袖口をせばくして、風寒をのぞき使用を利す。是を褻の衣と云へり。袴はすそを短くして、往來を利せしむ。

○肩衣一肩よ
り背のみに被
ひ、前は襟の
みにて袖なき
表衣。

○文献通考一
杜佑の通典を
増補せる其の
元の馬端臨の
撰。

是唯、私に用ゐる所にして、聊か公事に服するに非ず。孔子、私の小袖は、右の袖を短くし玉へりと、論語に出でたり。近代に及んで、専ら使用を事として、褻時ともに、皆小袖を着用す。近き頃迄、袖のゆきを短くして、猶袖の口を濶くして廣袖と號し、下に袖口せばき下衣を着せりと也。今皆上下公私ともに小袖となれり。専ら其使用能く、其見る所捷徑にして、風寒をよく拒ぐを以て也。而して袍のかはりに肩衣を着し、下に袴を着して、其たけを短くし、是の出入を利す。是、古來凡下のもの、皆手足の使用を利して、人の奴隸たるに宜しきを以て、此制あつて之を着す。今高貴の人も亦之を着す。是戰國戎衣の使用を受けて平生の衣服とすれば也。武は専ら使用を利して。武の要用を必とす。今用ふる處の制、是武の戎衣のすがた也。本朝衣服令、皆唐の制に准ぜり。故に、袴の制、又是にしたがへり。文献通考百十二に曰く、「唐の徳宗貞元十五年、膳部郎中歸崇敬、百官朔望朝服の袴古禮に非るを以て、疏を上りて云く、按ずるに三代の典禮、兩漢の史籍、並びに袴褶の制なし、亦未だ之が起るの由を詳らかにせず、隋代より以來、始めて服する者あり、請ふ之を罷めんと、詔して可

○馬端臨、宋に樂
平の宋亡びて
仕へるに隠れ
郷里に授す。

○左府藤原
實熙の子、左
幸と致仕、大
祿元年、長
拾芥抄、名目
抄等、あり、
東山左府と稱
す。

す。馬端臨曰く、袴褶は魏晉以來、以て車駕親戎中外戒嚴の服となす、晋制その説ありと雖、其の制を言はず、然るに既に曰ふ、戒嚴に之を服すと、必ず戒服なり、隋の煬帝の時に至り、巡遊度なく、百官に詔して從行に褶袴を服し軍旅の間に便せず、遂に改めて戎衣を服せしむ、紫緋緑青の服を爲れば、則ち所謂袴褶は又是の褻衣に似たり、長袴鞍馬征行に便する所の者に非ず、戒嚴の説と類せず。韻書は褶と訓じ袴となす、又裕となす、然れども袴裳なり、裕衣の交領なり。則ち所謂袴褶は一物なるか二物なるかを知らず、唐我服志に、群臣服條内に緋褶大口袴あり、則ち二物に似たり、然れども所謂緋褶は衣なるか裳なるかを知らず、云々。然れば袴褶ともに、隋唐の制にして、三代の制に非ず。本朝、唐の法にのつとりて、此制あつて、褶をひらみと訓じて、袴の上に加ふと注解せり。表袴は禮服東帶の時之を用ゐ、下袴は下結の時用ゆと、左府の名目に出たり。本朝の衣服も、古を變じて定制分明ならずして、頻りに身に宜しきを以て此の用とす。すべて袴許りにかぎらず、諸の衣服、唯だ使用をこととして、禮容を學ぶことに非ざるを以て、其形、自ら夷狄のごとくなりて、威

儀更に明ならず。威儀此の如き時は心氣これにつれて、其本を失ひて、皆捷徑を事とす。故に、古人衣服の制において、其禮を詳にして、若し非服を着するものあれば、次にこれを改めて、其威儀の過不及を論ぜる也。しかれども、世ごとに、時ことなるを以て、衣服に限らず、皆今を用ふること、専ら己れを利するの輩は、古の制は甚だ迂濶也、用ゐるに足らず、今の制、是相應也と思ふこと多し。故に、古人衣服の制においても、自身非禮を改ためしめ、亂臣賊子の心をひるがへしめんがため、仁心を能く躡認して、而して、今の制の宜しきに從ふべき也。古の制宜しと云へども、風俗、皆此の如くなるに、今に居て古の形をなさんことは、是又聖人の變に處するゆゑんにあらず。禮樂の制は天子の出だす所也。下として、これを改たむべからず。人に從はず、我は我にてたんと云ふは、是又身に利する也。況や、武士の衣服は、又其制かはれり。本朝の今、武を以て天下の政令全ければ、下皆其禮を學んで、本に聖人の心あつて、形に時の宜しきを守つて、君父へ忠孝の形をあらはし、朋友へ禮儀の交をなさんこと、眞の大丈夫と云ふべき也。宋の朱子家禮において深衣の制を詳に

し、甚だ好みて私居の時、之を服す。其制は、大戴禮だいたいれいに本づき詳らかに之を出
 だす。其説に曰く、古は深衣、蓋し制度あり、以て規矩、準繩、權衡じゆんじやう けんかうに應じ、
 短きも膚を見すなかれ、長きも土を被ふなかれ、十有二幅を制し、以て十有二
 月に應ず、袂圓以て規に應ず、曲袷矩の如く、以て方に應ず、云々。其制法甚
 だ詳らかにして、古來の服制、これのみのこれり。故に、時に叶はずといへど
 も、温公朱子は、私に之を着すと也。是古を慕ふの志深ければ也。後人、又こ
 れを必として、儒服とせんことは不可也。藍田呂氏曰く、「深衣の用、上下同名
 を嫌はず、吉凶同制を嫌はず、男女同服を嫌はず、諸侯は朝に朝服、夕に深衣、
 大夫士は朝に玄端げんたん、夕は深衣、庶人の衣は吉服深衣のみ、此れ上下の同なり。
 有虞氏深衣して老を養ひ、諸侯大夫、夕に皆深衣し、將軍文子喪を除き越人の
 弔を受け、練冠深衣、親ら女を迎へて塗に在り、婿の父母死し、深衣縞總して
 以て喪に趨おもむく、此れ吉凶男女の同なり。蓋し深衣は簡便の服、經見せずと雖其
 の義類を推すに、則ち朝祭に非るも皆之を服すべし。故に曰く、以て文をなす
 べく、以て武をなすべく、以て擯相すべく、以て軍旅を治むべきなり。馬端臨ばたんりん

○温公、字は光、
 實、名は光、
 温、公、
 相、代、
 仁、宗、
 歷、任、
 宰、
 宰、

○玄端、赤黒
 色の麻にて作
 れる禮服、袖
 の形方正なる
 より、深衣といふ
 ○裳と衣とを連ねて
 作れる常服な
 り。人の常服な

曰く、三代の時衣服の制、其攷見すべき者一ならずと雖、然も冕服を除くの外
 惟玄端深衣の二は其の用最も廣し。玄端は則ち天子より士に至るまで、皆之を
 服すべし、深衣は則ち天子より庶人に至るまで皆之を服すべし。蓋し玄端は國
 家の命服なり。深衣は聖賢の法服なり。然れども玄端は命服と云ふと雖、本等
 級なし、冕辨の服の若く上下截然たるの比にあらず。故に天子之を服して卑し
 からず、士之を服して僭とせず、深衣に至りては、則ち裁制縫袷、動禮法に合
 ず。故に賤しきも服すべく、貴きも亦服すべく、朝廷服すべく、燕私亦服すべ
 し、天子之を服し以て老を養ひ、諸侯之を服し以て祭膳さいぜんし、郷大夫士之を服し
 以て私朝を視、庶人之を服し以て賓祭す。蓋亦未だ嘗て等級あらざるなり。古
 人衣服の制復た存せず、獨り深衣は則ち戴記に之を云ふこと甚だ備はれり。然
 して其の制具存すと雖、後世苟くも之を服する者あれば詭異きぎを以て譏を貽すに
 非ざれば、則ち儒綬じゆくを以て晒を取る、康節大賢と雖、亦今人敢て古衣を服せざ
 るの説あり。司馬温公、必ず獨り樂園に居り、後之を服す、呂榮陽、朱文公、
 必ず休致して、後に之を服す、然れば則ち三君子、官に居り職に濫のぞみ、世に用

みらるゝ時に當り、亦敢てせず、此駭を俗觀に取るを以てなり、」といへり。深衣の制のみ、今に其説詳らかにして、ことに聖賢の法服、各天地の用に相叶へりといへども、時に於て不相應を服せんは、唯私の服の心に叶へるまゝに、朝服にも着するに同じ。其習ふ所好惡あれども、心にまかせんことは、聖人の道にあらず。理を立て、己を利する也。されば、孔子曰く、丘、少くして魯に居り、衣逢掖の衣を衣、長じて宋に居り、南甫の冠を冠るとあり。是、其國俗に従ひ玉ふのゆゑ也。中庸に曰く、「仲尼堯舜を祖述し、文武を憲章し、上は天時に律り、下は水土に襲はる」とは、此の如きの心なるべし。子曰く、「愚にして自ら用ゐるを好み、賤にして自ら専らにするを好み、今の世に生れ古の道に反す、此の如きは裁其の身に及ぶ者なりとの玉へり。孔子時俗の弊に拘はるを欲せずと雖、而も亦敢て時世の制に循はざるにあらざれば也。衣服は、威儀かゝる處也といへども、又、人身を修むるには、一端の小事なれば、唯水土風俗によつて其大本を改めしめて、自然に衣服の制までも、古にかへる所あるべし。末に心を盡さんことは、君子の志に有らざる也。

○逢掖—腋下即ち袖の大きな衣、儒者之用ふ。

○旒冕—旒は冠の前後に垂れる飾、冕は冠の一種。

○皮弁—弁は兩手相合し、鹿皮にて作る。

次に冠のことは、上古衣を衣、皮を冒り、後代聖人鳥獸の冠角を見、乃ち冠纓を作り、黃帝旒冕を造り、始めて布帛を用ふといへり。案ずるに、人の身、各其あらはるゝ所なからしめて、頭に至つては其服なし。こゝを以て、首服を制して其生質の膚をかくし、禮を節す。而して冠に品を定め、上下貴賤をわかてる也。凡そ天子の冠を冕といふ。公卿大夫に至るまで、其品をわけて、大禮の時之を用ゐる。漢制度に曰く、冕の制、長さ尺六寸、廣さ八寸、前圓後方、其旒、皆五采の絲繩を以て五采の玉を貫き、每旒、各十二、冕に垂る。六冕有り、裘冕は旒なく、衮冕は十二旒、鷩冕は九旒、毳冕は七旒、絺冕は五旒、玄冠は三旒、以上これを六冕と云ふ。冠の制歴代に相かはれり。具には文献通考に之を出だす。三才圖繪に其制を圖せり。士は皮弁を服す。冕の制のこと也。馬端臨曰く、周以前、冠冕の制詳ならず、然れども冠の制三あり、曰く冕、曰く弁、曰く冠、冕は朝祭の服、惟位ある者之を服するを得、弁は冕に亞ぐ、所謂周弁、殷啤、夏收是なり、冠は弁に亞ぐ、所謂委貌、章甫、母追是なり。弁と冠とは天子より士に至るまで、皆之を服するを得、周に至り等級初めて嚴也

故に大夫は以て冕を服すべしと雖、私家の祭には之を用ゐるを得ず、天子は弁を服するを妨げざるも而も小祀と雖必ず冕を以てす、蓋し冕弁の尊卑始めて分る。然して弁に二有り、曰く皮弁、白鹿皮を以て之を爲る。其の制最も古し。曰く爵弁、則ち其制、下圓上方、冕の如くして旒なし。古は冠禮三加、始めに緇布冠、次に爵弁、皆士服なり。大夫は則ち冕を服す。古は冠禮重しと雖、服章の祭に之を視れば彌々重し。故に天子の元子と雖、始めに冠し亦士の服を服し、爵弁に至りて止め、敢て僭かに冕を用ゐず。所謂天下生にして貴き者なし、其の嚴なる此の如しといへり。本朝の冠、亦各其位に因つて其制あり。往古は冠の品を以て官位の名を定む。凡そ冠のこと、其本、人の頭の威儀を正くするにあり。されば頭の容傾倒する時は、冠の形かたぶいて、前後の旒則ち面にあたりぬべし。是已むを得ずして、頭の容の正しきゆゑん也。頭の形正しきときは、視聽の動自然に非禮なることなし。聖人豈是を以て、其粧りとするのみならんや。其因る所甚だ深し。近代に至つては、其制相のころといへども、皆便利を専らとするがゆゑに、今の士大夫唯頭をあらはして首服なし。爰において

元服の禮やみ、士冠禮の義絶す。成人の禮行はざることを、殆ど歎息すべき也。故に、公庭出仕の輩、自から身の傾側して、威儀のそこぬるを知らず。或は矮屋によぢ入り、或は屏障にもたれ、或は俯仰、時を失うて、禮容みだるゝに至りぬ。

○紕—素絲にてかざる。
○裨—おぎなふ帶。

次に帶の事、古來は其制品多し。玉藻に革帶大帶のこと出でたり。いづれも衣冠の時の制也。帶は素を以てす、天子は朱裏終紕、羽帶、紐及び紳と、皆其側を飾る。大夫は其紐及び末に裨し、士は裨其末に裨し帶袂は絹にて之を爲る、廣さ四寸、裨は墨繪を用ゐ、廣さ一寸と也。古來、帶を前にて結び、そのあまりをむすびさぐる、此を紳と云ふ。紳垂る三尺と也。紳の外に、紐、ひろさ三寸、長三尺なるを垂るゝ。是又帶のさがりを考へて、衣服の高低をはかり、威儀を正さしむ。革帶と云ふは、つくり皮の帶也。是にはかこと號して、金のわなをいたして、屈伸せしめて自由ならしむ。ゆゑに鈎帶とも云ふ也。陳氏禮書に曰く、内則に曰く、男は鞶革すと。莊子に曰く、死牛の脇を帶とすと。玉藻に曰く、革帶博さ二寸と、士喪禮に曰く、鞶帶は革を用ゐ、笏は帶の右旁に捺

○鞶—革で作つた大帶。
○給帶—革製の前掛にて之に付せる帶。
○鞶—膝掛。

る。然れば則ち革帶其博さ二寸、其用以て佩鞅はいかつの後に繋ぎ、加ふるに大帶を以てし、佩ぶるに革帶に繋ぎ、笏は二帶の間に挿む、革帶に鈎あり以て之を拘す。後世之を鈎牒と謂ふ。阮諶云く、鱗螳螂相以て相帶を拘く、之を拘牒と謂ふ云々。今世に用ゆる所、専ら便用を利す。尤も心得あるべし。帶は前にむすぶを以て、古法とすといへども、近代袴を着するの制に宜しきを以て、後にむすぶを用ゆ。武容に猶ほ前紳を用ゐる如し。

次に屨せきの制あり。周禮、屨人掌る所、舄せきあり、屨あり、鄭氏謂ふ、下を複にすを舄と曰ひ、下を單にするを屨と曰ふ、唯服冕は舄、其餘は皆屨といへり。又屨と云ふあり。草履也と注す。今のわらぐつの如し。ともに足を入れて、其形をあらはさしめざるの器也。歩行すること輕忽ならしめざらんために、貴人のくつは、皆下にうらをつけ、指の入る處の先にかざりを致し、更に足をあらはさず。若し輕くはしらんに、利あらしめんとならば、今の草履の如く、下を一重にして足をあらはし、鼻緒を用ゐて、歩むに利あらしむべき也。その内屨は草を以て致し、屨は麻履也と注す。後世に至つて金銀の飾を用ゐる、尤もあや

○鄭氏一名は康成
東漢末葉の碩學

○双璜一璜は
佩玉の一。おび
○瑀きよ瑀きよあり、下に
○組綬くみ一くみひも

まりと云ふべし。

次に佩のこと、古の君子は必ず玉を佩すと云へり。陳氏禮書に曰く、古の君子は必ず玉を佩す、其の制上に折衝せつかうあり、下に双璜さうかうあり、中に瑀きよあり、下に衝牙あり、之を貫くに組綬くみを以てし、之を納るに璜珠を以てす、而して其の色白、蒼、赤の辨あり、其の聲角、徵、宮、羽の應あり、其の象仁、智、禮、樂、忠、信、道德の備あり、此非僻の心自ら入るなきの所以なり、といへり。君子玉を佩するは、其佩玉を見て、己れが徳を致し、溫潤を玉に比すべしと云へるの心なるべし。ことに、往來ともに佩玉の聲合ふときは、其威儀あたり、玉たがふときは、威儀こゝにそむくを考へて、身軀の威儀已むを得ずして、正しからんことを欲するが故に、必ず玉を佩する也。而して、天子より士に至るまで其制あり。士は璠玖はんきうを佩し組綬を縊すと玉藻に出てたり。内則に子父母に事ふることを以て左右佩用といへり。身の兩旁に帨巾せきん小刀の類を佩し以て用に備ふるを謂ふと注せり。玉のみにあらず、自ら便用を利するものを佩ぶる也。孔子喪を去り佩せざる所なしとなれば、便用は云ふに足らず。すべて佩を以て身

○璠玖一玉に
似たる石。
○帨巾一手拭

○火打袋古よりあつて太、武士之を納卷に付く、後世の印籠は之より來ると。

○搢一挿む。

○誦一かゞむ

の威儀を正すによつて也。唐宋に及んで、官人、皆金銀の魚袋を佩す、各其官位に隨へり。魚袋は古の算袋。魏の文帝易ふるに龜袋を以てし、其の先づ歸順を知るの義を取る。又唐改むるに魚袋を以てす。其魚符に合するの義を取る、一品より六品以下に至り皆佩すといへり。朝衣服令に、玉佩の説あり、袋のとあり、専ら唐の制にひとし。武士横刀をおび、並に火打袋を佩びて、便用を利すといへども、威儀則あることを知らず、尤も歎くべき也。

次に笏の制あり。天子より士に至るまで、各其用、詳に禮記に出でたり。天子の持ち玉ふをば斑さしほといへり。天子斑を搢さしほみ、方に天下に正す也と云ふ、是也。諸侯茶と云ふ。前誦ぜんくつこうちよく後直、天子に讓る也。大夫前屈後誦、讓らざる所なし。將に公所に適はんとす。史象笏を進め、思を對命に書くといへり。荀卿曰く、天子斑を御し、諸侯茶を御し、大夫笏を服すと云ふ。皆同じ儀也。されば、天子より士まで、各笏を用ゐて、其威儀とす。天子はこれを用ゐて、自ら事をして、身を省み、事を指示す。諸臣は君命をしるし、我述ぶべき所をしるし、世事をのせて、君命に應じ、忘るべからざることを以てつとめとし、且君に指

○圭上尖つ、下四角なる玉。

示し奉るの便用とす。管子曰く、天子玉笏を執り、以て日に朝す。釋名に曰く、笏忽なり、君命あれば則ち其の上に書し、忽忘に備ふ也といへり。事あれば則ち之を書す、故に常に筆を簪にし、之をして白筆せしむ、是其の遺象也。手版は則ち古笏なり、頭復白筆あり、紫皮を以て之を囊ふくろむ、名けて笏と曰ふとあり。斑の長尺二寸、方にして折れず、球玉を以て之を爲る、笏度二尺有六寸、中の博さ二寸、其殺六分にして一を去る、晉宋以來之を手版と謂ふ、此乃ち不經也。五品已上は象牙を通用し、六品以下は竹木を兼用す。歷代とも此制あり。本朝衣服令に其事を出だして、唐の例に准ぜり、牙の笏、慶賀の笏等あり、笏をしゃくと云ひ習はせり。朱子語錄に曰く、今官員の笏を執る、最も義理なし、笏は唯君前にありて事を記し、事の多きを恐れ、須らく紙を以て笏上に粘し、其の頭緒を記すべし、或は君前にあり手を以て人物を指すべからず、便ち笏を用ゐて之を指す、此の笏常に只挿んで腰間にあり、手中に執ることあらず、天子齊を攝し堂に升る、何ぞ曾て手中に笏あらん、攝是畏謹恐らくは階を上る時着裳を踏み、顛てん仆ふたふの患あり、圭を執るは自ら贅見の物、唯是捧げて君前に至り、

笏を執る斯の如くならず、所以に天子圭を執る時、便ち足縮々として循縁有るが如く、手中に圭有れば、齊を攝し顛仆を防ぐを得ず。馬端臨曰く、圭は鎮玉なり、笏は服飾なり、圭は則ち之を執り以て信と爲し、笏は則ち之を執り以て飾となすと、晦庵言く、笏は只是君前記事指畫の具、之を手を執るに當らず、然れば古は天子亦笏あり、豈又此を籍り以て記事指畫するか、蓋し朝章の服飾なり、但し天子の笏は玉を以て之を爲る、其の制圭に似たり、天子と公侯伯の圭と上銳下方、其の形笏に類す、故に後人或は誤りて圭を以て笏となす、然れども笏は執るに非れば則ち措く、須臾も身を去るべからざる者なり。圭の若きは則ち天子以て神を禮し、諸侯以て朝見し、天子事に當るの時、暫らく之を捧げて即ち之を尊ぶにすぎず、常に執らざるなり。嘗て禮圖を繪く者を見るに上公袞冕桓圭を執り左手に笏を取るの狀の如きを繪く、是なり。卿大夫に至り、圭璧なければ、則ち端冕盛服して執り、所謂羔かうかんは手にあり、殊に笑ふべきとなす。蓋し誤りて圭を以て笏となし、誤りて鎮信の具を以て服飾の具となす故なり。今案ずるに、馬端臨、笏を以て服飾の具とするは又誤れり。聖人何ぞ入

○楡扇ういせん楡の板にて作れる扇にて束帯の冠、直衣などの際に使用する。

らざるの物を制して、服飾とせんや。天子又記事指畫のことあるべからずと云ふもあやまれり。笏、常に身を離れず、天子も又其の忘失すべきの事、今叡慮におもむく處は、則ちしるし付けたまふべし。又指畫して侍臣に示し玉ふべし。手指を出ださんは、君臣ともに禮に非ざれば也。故に、天子より士に至るまで笏あるべき也。本朝又笏楡扇ういせんの類これ也。俗下れるに及んで、上公より士大夫まで、皆扇を用ふ。是禮の失するゆゑん也。そのゆゑは、扇は暑を除するの器也。臣子君父の前においては、あつしと云ふとも、みだりに扇をつかふべからざる也。若し是を腰間にさしはさまば、思はずに扇をぬいて風をまふけ、失禮に至ることもあるべし。故に、公庭には笏楡扇を用ゐて思を對命に書し、指示して禮を以てして、更に身を利するの用とせず。唯君父に對して、忠孝の思入り計り也。身を利し、便用を事として、此扇挿になれり。是又、時のならはしなれば尤も變ずべからず。扇を用ゆること、古の笏に相比して、身の便用を先にすることなかれ。

次に男女の服制のことあり。女の服、王后より士庶人の妻に至るまで、尤も

其制あり。周禮に追師の官あつて、王公の首服を司どり、内司服あつて王后の六服を司る。其制詳に周禮に出て、歴代の制法、皆文献通考に出だせり。其形三才圖會にのす。是を以て考ふべし。本朝の制衣服令に出て、唐の制に准ず。是又、徳を表し、威儀をしめして、色容の飾とすべからず。二儀實錄に曰く、爰に黄帝より冠冕を爲りしより、婦人の首飾文なし。周に至り亦副笄にすぎざるのみ。漢宮掖恩を承るは始めて碧或は緋の美容の冠子を賜へば、則ち其物漢より始まる。又曰く、燧人氏、婦人始め束髪して髻を爲す。周に至り王后の首飾を副編となす。鄭公云く、三輔之を假髪と謂ふ。又曰く燧人始め髻をなし女荊杖及び竹を以て笄かすがひとなし、以て髪を貫く。堯に至り銅を以て之を爲り、且つ横に之を貫く。舜雜ふるに象牙玳瑁を以てす、郭憲洞冥記に曰く、漢の武帝元鼎元年、神女あり。玉釵を留め、帝に與ふ。故に宮人玉釵を作ると也。女の髪の飾さましく多く、容色に白粉紅臙をぬること、皆、古來三代の制にあらず。燕脂は紉より起り、紅藍花汁を以て凝して之を作る。脂を調へ、女面を飾り、燕地に産す。故に燕脂と曰ふといへり。白土粉水銀粉を用ゐて、面に抹するこ

○宮掖 | 掖は
宮門の傍の小
門即ち宮中の
こと。
○燧人氏 | 支
那三王以前の
君主、始めて
燧を打て火食
を教へし人。

と、猶古の制にあらず。唯、色に耽るがゆゑに、其かざりを専らとするになれり。尤も歎息すべき也。

次に衣服色采制法のことあり。古來は、皆布を用ゐて其制とす。其後、綿帛のあたゝかなるあつて、こゝにたれり。而して、貴賤皆或は表文をえがき、或はぬいものして、是を以て品をわかつて差別せしむ。其後、色を染め分けそめものゝ事を詳にす。唐に至りて初めて士人皆織ものゝ巧みなるを以て上服とす。是女功を貴ぶの始也といへり。然れば、衣服皆布帛を以て本とし、衣の背或はえがき、或はぬいものにして、其家々をわかし、其貴賤を定めて事たれり。凡そ表文を出すには、前後の付所付様、各以て詳にすべし。然らざる時は、是を着して威儀正しからず、自身の傾側をたゞすこと叶はざるもの也。故に、前に付けては、自ら見て威儀たゞし、後に付けては、人にみせて、其威儀を改ためしめ、向ふときは、君父にその姓名をしらしめ、後よりは、あとに来る人に、其姓名をしらしめんためなれば、自ら威儀を正し、人の非禮をうけず、相互に表文して合符とす。是更にかざりに非る也。天子諸侯より士庶人まで、各此の

○武德唐十
八世宗の時
の年號

○にこげ和
毛也、鳥獸の
羽毛の細く柔
きをいふ。

如きときは、其衣服を見て、其官位を知り、表文を見て、其德行姓氏をしり、其出しやうを見て嫡庶を辨じ、非僻の行をはかる。聖人の制、尤もゆゑありと知るべき也。唐の武徳年中に、衣服令を定め、天子の服は十四の品を分け、群臣の服は二十有一品に定め、其制をまちまちに究む。然れども、上世を去るこゝと甚だ遠くして、其采色綿帛、皆以て甚だ奢れり。豈君子の制ならんや。況や後世に至つて、蕃國の珍産多くして、これを以て衣服とす。この國の制法、こゝとく失するに至れり。彼夷狄は、唯己が身を利するを以て専らとし、國又邊鄙にして、四時宜しからざるを以て、麻とり桑とること叶はざるがゆゑに、鳥獸の毛をあつめ、其皮を制してこれが衣服とす。豈中國の寒暑を時なふが如くならんや。然るに中國に居て、麻布綿帛の寒暑に宜しきを棄て、或はにこげの衣を着し、或は木綿のあらきを用ゐるは、中國の人に稱すべきの事なし。たとへ見るにみごととなり、着て宜しと云ふとも、聖人の法服にあらず。是を用ゆるに足らざる也。而して、染色のこと、五色の正色を以て、高下の品を定むべし。相雜はるの染物、間色さまことなる色を用ひんは、君子の大に戒むる處也。

○夏侯勝字
長公、陽平
人、昭帝、
宣帝に仕へ、
官に任じ、
大いに至る。
揚子雲の
○大傳に
○は雄漢代の
者。

童子女子は之を用ゐるといへども、其養を詳にせんには、童子と云へども、此の如きの色ある服をなさしむべからざる也。婦人猶ほ然り。朱子曰く、隋の煬帝百官に令し戎服を以て従ひ、一品には紫を賜ひ、次には朱、次には緑とせしより、後世遂に朝服となる。馬端臨曰く、紫緑青を用ゐて命服となす。隋の煬帝は始まる。而して其の制遂に唐に定まる。然れども漢の夏侯勝謂く士、經を明にし青紫を取る芥を拾ふが如し。揚子雲亦言く、青を紵ひ紫に施し、西漢服章考見する所なし。史に言く、祭服衾女を用ゐる、東漢には則ち百官の服、皆衾玄青紫。乃ち其の時貴官燕居の服、微賤者の服すべき所に非るか。丘文莊曰く、孔子曰く、紅紫以て褻服となさず。朱子謂く、紅紫の間色は正しからず。嗚呼、五胡華を亂りし以來、元魏の世に極まる。凡そ中國の衣冠禮服、皆變ずる所となり、一切苟簡に趨く。是華夏の域と雖、其以て身の章たるを得る者復上衣下裳の制なし。豈に但に其の服色の正しからざるのみならんや。隋より以來、紫を以て大臣の服となす。我朝始め古制に復り、朝服一に赤を以てす云々。凡そ間色は四方の色、相交りてなるの色にして、純粹なる色にあらず。衣服

○婉色—わか
く美しき色。

○紵絲—紵は
麻布。

○冕—黃帝の
創作されし冠
○旒—絲にて
貫きて冕の前
後垂れ下ぐ
る珠玉。
○充績—績は
綿綿を充す。
○山龍—左右
兩袖の上部に
龍を畫き其下
に山形を置く
○華蟲—雉子
の異稱。

は威儀のよる處なれば、君子大丈夫の貴ふ所也。然るに、好むにまかせて色を
なし、風流によつて婉色を用ゐ、利害によつて穢汚のあらはれざるを専らとす。
是古制の心に非ず。小人のわざ也。本朝唐制に准じて、紫色を禁じて、卑賤の
ものに着せしめず。是因循する故也。而して、表文を染め出だすこと、古來其
制尤も嚴也。其徳あらずして、其表文を盛にせんことは、上下の品にあらず。
丘文莊曰く、我朝凡そ官品常服、雜色紵絲綾羅絲繡を用ゐ庶民は止つて紬絹紗
布を用ゐ、並びに玄黃紫の三色、並びに繡龍鳳文を織るを許さず。違ふ者は罪、
染造の人に及ぶといへり。是等のことを詳にして、具に究明いたすべし。而し
て衣裳の幅襞積、裁縫の制を正しくして、疎にすべからず。是古來の法也。忽
にすべからず。黃帝冕を作り、旒を垂る。目邪視せざる也。充績讒言を聽かざ
るを示す。虞書に、帝曰く、予古人の象を觀、日月星辰山龍華蟲會を作し、宗
彝藻火粉米黼黻絺繡五采を以て、彰に五色に施し服を作らんと欲す。女明と出
てたり。衣冠の間、一つとして、盛徳を表し、身を修むるの便りとせずと云ふ
ことなし。故に、衣裳の幅、皆天地の數をかたどり、其衣服を着すれば、自ら

○帷裳—は朝
祭の服。

○繪布—繪は
絹の總稱。

非禮の動なきが如くならしむ。深の衣制、規矩繩權衡に應じ、十有二幅を制し、
以て十有二月に應ず。袂圓以て規に應じ、曲袷矩の如く以て方に應じ、下齊は、
權衡の如く以て平に應ずと云へるがごとし。たとへば、幅のはゞ廣くして、一
幅を以て二幅にかはらしむるにたれりと云へども、禮服は、必ず天地陰陽の制
に従つて、其制を正しくすべし。襞積を折ることも又然り。褻の衣、私の處に
ては使用を利して、或は幅をちぢめ、或はひだを略して、其宜しきに從ふこと、
是又古の法也。帷裳は禮服にして、其四角に正しきを用ゐて、幅に十二の數を
用ゐ、襞是褶、積是疊といへども、孔子非帷裳に非れば必ず之を殺ぐと出てた
り。凡そ裳の前三幅、後四幅、陰陽に象る也。帷裳に非れば、則ち斜に裁ち腰
半に倒合す。下齊要を倍し、襞積なく、殺縫ある也といへり。禮服にはひだを
とりて置きて、私の襞は、ひだの所をそぎとりて、縫め計りを用ゆるとのこと
也。本朝の今、衣裳の制あらざれども、士の着る所、唯使用とのみ心付けは、
是身を利するの一事なるを以て、ひだをたゞみ置くべきをも、其たゞみめを略
して殺ぎ取り、入らざる所に、繪布の費えざるをよしとして、幅を略し、ひだ

を去りて、撻徑をことゝす。古は下の袴の幅、尤も廣くして、襜積を多くし、其禮服とす。今は上下ともに幅をつめて、襜積を少くす。ある所のひだも、已むを得ずして是をちく。唯、古人の是を以て禮服とし、威儀をたゞし、德行をかへりみ、非禮の動あらしめざらんの爲也と云ふ心、聊かも之なし。此の如くなりもて行けば、彼の南蠻北狄の、紅毛を以て身をまとひ、人の膚をつゝみて、袖のあまりなく、齊のとゝのほるあらず。はだかなる身を紅毛にくるみまとうて、餘分なきが如く、ついには禽獸の皮毛載角して、専ら己を利するのみに至りぬべし。其機微戒めざらんや。裁縫の用正しからざる時は、着用して身に宜しからざるもの也。身に宜しからざる時は威儀自ら傾側すべし。故に衣服のたちめを正しくし其ぬひめをろくに致すべき也。君子大丈夫の身に着する衣服なれば其形は疎草にしてたとへ破れたらんに近くとも其制法は聖賢の法服を用ゐば着して心自ら快く、威儀こゝに調りぬべし。況や武士の服其用又常にひとしからずと雖も、本を王道に推して、末を今日の宜しきに從ふべき也。聊か私の便用を事とすべからず。致堂胡氏曰く君子の古に復するは古に泥むに非ず。

○車戰法―兵車支
 那古代に要具
 には戰車に乘
 りて戰ふ。即
 ち井田法、方
 三井田の地を
 九十分して其
 圍の百畝宛を
 八家に與へ、
 公田とし、八
 家を租とし、
 しめ收せりと
 〇籩席に黍稷
 を盛り神に供
 ふる器。紗の
 頭巾。

生人の具を以て、古の聖人時に因り宜しきを制し、各法象意義あり。私智を以て之を更改すべからず。歩卒を用ゐて車戰の法亡び、阡陌を開いて井地の法亡び、郡縣を建て封建の法亡び、月を以て日に易へ、通喪の禮廢れ、鞍馬に従事し轡軾の義絶え、參るに胡髯を以てし、冕紱復た用ゐられず、尙ぶに盃按を以てし籩席復た施されず、大抵便利を視て安しと爲し、日に苟簡に趨き、聖人作す所の法象の意義、復見るべからず。天下を有つ者智力を以て之を得。凡施設する所、今を是とし古を非とし、宣帝の所謂漢家自ら制度有る者の如し。豈歎くべきの甚しきにあらずや。周家紗幘一事を以て之を論ず。此後世巾幘朝冠の自ら始る所なり。古は賓祭喪燕戎事冠、各宜あり。紗幘既に行はれ、諸冠此より漸く廢る。紗漆を用ゐ、兩帶となし、上に結び後に垂る。唐以來然り。之が法象を稽ふ、果して何の則る所ぞ。之が意義を求む、果して何の據る所ぞ。然り而して之を行ふ數百年。而して以て非となす有るなし。天下を治むる者禮より大なるは莫く、禮は服より明なる莫く、服は冠より重きは莫く。必ず善を盡さんと欲す。其の必ず古を考へて制を立つ、夫亦何ぞ獨り冠を然りとせんや。

次に着服の用あり。凡て衣冠より履に至り佩玉笏に及ぶまで常に着用するとは已むを得ざるを本として、聖人其禮節を定め、服用する時は、則ち威儀を正しうして非禮の動自ら止む。是着用の制也、この間において、君子大丈夫心を付ける所あらば、服に因つて自省に宜しく、服に因つて自ら分を安んじ、服によつて視聽容顏の非僻自らやむ。聖人の仁心尤も歎くべき也。されば、衣冠を着服せんこと、聊かも輕疎すべからず。袖のゆきを正し、表紋を合せ、齊をそろへ、帶の緩急を節にして、紳をたれ、佩をさげ、横刀をわきばさみ、首を正しく、視聽容貌を正して、而して坐作動靜を節にあたらしむべし。着用正しからずしては、衣服の宜しきと云ふにあらず。たとへ衣服甚だ正しと云へども、着用すること禮にあたらざれば、君子の本意に非ず。古の服は着用すること正しからずば、其服ならざるを以て、非僻の情、自らやましむ。今は其制あたられざれば、着用の法を以て詳にす。故に、輕疎の生質には、衣服のゆきたけを長くして、手足妄動をやめしめ、重勤の質には、衣服を薄短にして、其動靜を節せしむ。是平生養ふ所の法也といへり。而して、惡衣惡食をはづる、士の道に

○敝緼袍古 びたる緼袍な
○狐貉狐貉 狐貉の皮にて作れる裘。

志すに非ず。子路敝緼袍を衣し狐貉を衣たる者と立ちて耻ぢずと、孔子稱美し玉へり。學者此心を會せずして、天下の人、皆、此の如くならんことを欲す、尤もあやまれり、士は微官微祿にして、衣服を逞しくすべきの身に非ず。子路が身、又然り。故に、惡衣において志なし。道に志すのみ也。今大官大祿を得。財寶充滿して、衣服其節を知らず、しきりに惡衣を着して、是を耻ぢざるを道と思ふは、是唯、身を利して、聖人の心を知らざる也。所謂身を利すると云ふは、衣服を着かへぬぎかへて、褻晴あるをむつかしく存じて、晴のまゝに私に侍べり、褻のまゝに、公庭賓客祭祀に至る。是身の安佚を好むがゆへ也。衣服に財を費すことを嫌うて、分より遙にきたなびるゝは、是其利害にして、禮にかなはざる也。聖人の教を、意見を以て考へて、師を尋ねず、理を究めず、是己れを利する也。故に學者、常に此の如き所を味ひて、其分限を節して、儉徳を用ゐるべし。然らざれば、しきりに奢りて、心氣の養を失ひ、ひたすら奢んで、威儀の用をみだりならしむるは、聖人の學に有らざる也。

嚴居宅之制

師曰く、凡そ宮室家宅は、人止を得ざるの制也。飲食衣服備るといへども、雨露霜雪におかされ、風寒暑濕ふうかんじゆしつにあてられては、飲食の養生からず、衣服これがために害せらる。こゝにおいて、居宅を構へて其失を去る。されば、上古には、常には外に居て用をたし、居宅には土の下に穴を設けて、其内に身を隠して、風寒をされり。聖人は考へ、竹木をあつめ草茅をかつて、初めて家宅の設をなせり。易に曰く、上古は穴居して野處す。聖人之に易ふるに宮室を以てし棟を上げ宇を下げ以て風雨を待つ、蓋し諸大壯に取るとは、此心なるべし。是人生居宅のおこれるゆゑん也。既に居宅のかまへ有て、人々其制作をしり、工みこゝにさかんにして、器うつはこゝにたれるときは、居宅、又其制法具はらずばあるべからざる也。居氣を移すは孟子の戒しめ也。其人の居處正しからずば氣これがために變易して、威儀正しきことを得ず。芝蘭の室に入れば、求めずしてかほり、鮑魚の室に入れば、自ら其臭を含む。酒家に入れば、酒をのまんこ

○大壯一宮室
は穴居より壯
大にすと易の
注に見ゆ。

○芝蘭の室云々
六本篇に出づ
人の外物に感
化せらるゝこ
言との譬喩的訓

とを思ひ、市家によれば、賣買の利をしる。是其居處によつて、其氣の養たがへば也。鳳凰ほうおうは梧桐にやどり、黃鳥は丘隅に止まり、魚は淵に躍り、麒麟は郊藪に出て、各其處によろしきゆゑあるは、居宅を營するの理也。君子大丈夫の居宅、其所を撰んで、營作の制、尤も聖人の掟を守り、法を則とり使用を利し、而して躰用相調、こゝにおいて居て心に快く、安んじて楽しむ處たりぬべき也。いづかたに居り、何様にかまへても、家宅に心はあらざると云ふ人は、是上古穴居野處の民にして、今の文質彬々たるを用ゆるのゆゑにあらざる也。案ずるに、居宅の制貴賤を辨べんずといへり。其人の官位俸祿を考へ、扶助せしむるの人をつもり、往來の賓客公用會禮のことを詳にして、其階級を守るにありぬべし。而して其人の年齢、老壯弱によつてかはりあり。尤も時代の考へ風雪の有無をはかり其制を具にす。其家宅の有る所、都城の遠近、都鄙山のうけやう、川のありさまに因つて、各其制作ありぬべし、このゆゑに、士、農、工、商の品、其身の貧福を詳にして、富めりといへども、分をこへて制せず、貧しといへども、あべき所はあらしめて、初めて家居の法、明らかなるべき也。此法を本

として、宮室の大小内外のわきまへを具にすべし。家宅輕きを貴ぶといへども、其分限に従つて、大に致すあり、小に致すあり。一家の内にも、其制大小なくんばあるべからず。室を内外に分ちて、男女の別を正し、内より外を云はず、外より内を窺はしめず、門を別にし、井をことにし、空地を内外に設けて、男女一所にあつまらしめざる、是古來の制也。此の如く詳に其理を究めて、高下大小、皆其位を守りて、聊かも放埒ならざる時は、人々自然に其分を守り、職を知りて外を願ふことあらず。是居宅の制也。

次に宮室の品を論ずる時は、先づ人を置く所を構ふ。人の内には父母を安置するの室をささとすべし。父母いまさざる時は、廟を先んじて、而して家人の居をまうく。是、今の屋を長して、人を置くの宅是也。

次に我居るの所あり。我平居するの宅を廣からしめ、その内をかまへて、小殿を設けて、親しく心易きものに對面の所とす。其間に寢所を構ふ。是私居にあいて差別して、居間、寢所、對面所あり。

次に客殿を設く。大中小は各其人によるべし。爰に又三段をかまへ、親疎尊

○三段をかまへて、寢殿、古に
の制也、古に
の寢殿、古に
の制也、古に
の寢殿、古に
の制也、古に

卑の來客を饗應す。是について寄り付の宅をまうけ、或は武器をそなへ、或は番兵を置いて、内外の非常を禁じ、申し次ぎ給仕するの便用を利す。

次に炊飯の宅あり。これに三段をまうけて、魚鳥を調へ、庖丁を致すの所あり。火を盛にして、これを煮炙り、あつものし、飯かしくの所あり。水を設け薪を蓄へ、魚鳥、雜菜、果物、酒醬を置くの所あり。各其用法を詳にせざれば其制正しからず。

次に諸色の貯ひ置くの宅あり。珍器重器文武の器をば、府庫をかまへ、土瓦を厚くして盜賊を防ぎ、火難をさく。平生出納すべき用器衣服財寶は、所々に納戸をかまへ、あかりをまうけ、鼠穴をさけ、盜賊を防がしめ、不淨捨てをまうけて、不淨を一所にいだす。是家宅の式也。内女を置くの所も之に准じて知るべき也。

次に廊をまうけ、庇をかまへ、大宅小宅のつなぎを致し、所々の椽をまうけ、風雨をのぞき、一所々に詰間をこしらへて、其所の詰番をたゞさしめ、庭上庭下に空地を置く。此の如き時は居宅の制こゝに全し。されば、身を以て是を

○方丈一丈四方の廣さ。

○露臺土を築きて作れる高き臺、屋根なし。
○築地柱を立て板を添へ泥土にて其間をうめて築きたる垣なり。

○定之方中云々詩經に出づる語、定星昏にして正中す、其時に於て宮室を營製すべしと。

考ふるに、身を置くあり。是平生の居間也。來客に對するの用あり。飲食をなすの所あり。身につける器用をあく所あり。又僕を置くの所あるべし。たとへ一室の間、方丈のせばさと云へども、此ことわりは更に止むを得ざるのゆゑん也。これを推して、大厦高屋のかまへ、宮殿樓閣に至ると云ふとも、方丈の居室を以てわり出して、客殿雲にそびへ、露臺天を覆ふにも至るべし。是内のかまへにして、此外に築地をかまへ、屏をまうけ、或は壘を高くし、或は湟を深くする時は、城郭の制ともなりぬべし。此本を基として、居室の品を制する、是聖人の法を立て式を建てて、其理をきはめしむるのゆゑ也。

次に宮室の用法あり。宮室を制するに、能く時をはかつて、民の勞をしり、農の時を妨げず、竹木を截り取るに宜しき時、土石を運送するに利あるの時、すべて諸色、時を以てせざれば、勞して益なし、緩急、節をはかつて、専ら天の時を考ふべし。詩序に曰く、定の方中、衛文公を美とす。文公徙つて楚丘に居る。始め城市を建て、宮室を營み、其の時を得て制す。百姓之を悦び、國家殷富なりと出せり。定は北方の宿、營室星也。此星昏して正中するは、今の十

月也。是宮室營作の時なれば、民の暇あつて天の時に順ふ也。若し其事已むを得ざる時は、唯重きに從ふべし。されば、門戸之制、道橋の脩造、城郭牆塹は、一日もなかるべからざる者也。時を待つてつくるべからずといへり。

次に所を計りて、其營作をなさざれば、必ず營作宜しからず。水土によつて風寒の甚しきあり。炎暑のさかんなるあり。雪の多くして、屋にひとしきあり。北をうけて寒く、南をうけて暖なるは、平生なりといへども、國によつて、其たがひあり。東西南北を考へ、山川海陸をつもり、土の品をはかり、水の用を考へて、其水土によるべし。

次に營作の功、人力をつもり、奉行を置き、其頭を定め土石の普請、竹木の作營、大工手傳の用を具にして、其分配組ことに詳にし、營作の制、聊かもおこたらず、威儀爰に存すべし。而して、監人を立て、日々に往來して其勞逸を正し、其賞罰を明にす。此の如き時は、營作自ら正しくして其功速になりぬべし。丘文莊曰く古人事を作す、必ず天時に順ひ、地勢を察し、土宜を審にし徒に夫人を盡さざる事也。而して又之を鬼神に質す。蓋し宮室の建、民を勞し財

を傷るを免れず。已むべくも未だ曾て已まずんばならず。萬一已むを得ずして之をなす、必ず高き升り以て望み、其面勢の可否を審にし、下に降り以て觀、其の土地の宜否を察し、其の日景を考へ、其方向の正否を驗し、之を卜筮に稽へ、其龜兆の吉凶を考へ、一にして善からざるなく、然る後、工を興し衆を動かすといへり。

凡そ營作の要は輕きを貴ぶにあり。異朝には床榻のことあつて、室中皆板布なり。人の座すべきの處には、床を置き榻をまうけて、その間往來の處は、皆或は土上を歩行し、或は石瓦をたゝんで歩行せしむ。本朝は、皆板布をまうけて、便用を利す。是即ち、人已を利して、國土の費をかへりみざれば也。しかれば、念を入れ、重く厚く仕るべきの處は、柱に念を入れ、地形を堅くし、棟梁をよくして、上葺を密ならしむべし。入らざる所に人力をついやし、財をすてんことは、皆游宴のことになりて、専ら人の目を悦ばしめ、奢をきはむるに至るべき也。故に輕きを貴ぶといへり。而して、高下を以て貴賤の分を制すといへり。云ふ心は、家に上段中段下段をかまへ、内椽外椽をめぐらして、高貴

○龜兆—龜の甲を燒きて其ヒムにて吉凶を卜すこと。

○榻—腰掛の一種。

の人の高座に居し、卑賤のものは位を守りて座をへだて、或は中下段、或は内外の椽に座して、禮を行ふがゆゑに、卑賤のもの自から非常の變あらしめず、非禮を働くことなりがたし。是、居室に高下のへだてあるを以て、自然の分を守り、威儀をたゞすにたれり。況や高きに坐しては、非禮の働きある時は、自ら下にははれやすし。故に、貴賤自ら威儀を正すべし。

次に隱處なく、内外相隔て、自ら非僻を正さしむといへり。云ふ心は、居所かくるゝ所あれば、必ずこれによつて非禮の働あこりぬべし。居所、人のみる處よりかくれず、内外を堅く隔てて、男女出入せず、仕官各己れが居る所を守り、老壯、若しことごとく相阻て、其間其坐にかくるゝ處なくんば、人誰か非僻のことをなすべきや。是居室の制によつて、自ら威儀たゞしかるべし。然らざる時は閑居の席をまうけて、仕官のものにも隔てをなし、彼我のへだて好惡のことあつて、臣更に内をうかゞはず、常に戸障子を立て、我が居る所をみせしめざる、皆非僻の行ある輩の居室と知るべき也。君子大丈夫、更に耻る所なし。内に省みてやましからず。悉く内外通用の隱すべき所あらず。休息すべき

○非僻—悪く曲つた行ひ。

には寢所に入るべし。寢所に入るには必ず時あり。時をたがへば非禮と云ふべき也。されば、君子は居安すからんことを求めずといへり。居の安きを求むると云ふは、隱居所をかまへ、休息がちにして、身を利し、つとめを失ふことを戒め玉へる也。

次に非常の變を戒むといへり。云ふ心は、唯便用を思ふて、堅固の用を知らざる時は、文にして武を忘れ、陽にして陰をすつる也。故に、門戸には關鑰のとざしを設け、番の兵を置き、非常の變を戒しむるの器用をたくはへ、たいまつ挑灯をかまへて、夜の守りを堅くし、人の來り寄り付くべき往來の廊には、番兵詰番して、短兵長兵をまうけ、内外より變あらんを防ぐことを利す。凡そ人の出づべきの口、人の往來の道、人の相會する處、皆以て、番人を置きて、變を守らしむべし。是人變を防ぐの戒しめ也。故に居宅の制、此變を心得て、内外の防を専らとす。さるによつて、門外に辻番所を立て、外の防をなし、門戸の左右に番所を立て、往來の地、皆番屋を輕うし、所々に小口をいたし、出入をさへぎり、家宅の中には戸障子を立て、其開闔の音を高からしめ、番人の

○短兵長兵
類、長兵は刀劍の
などの長道具槍

居所は、四方をとり拂ふて、外をうかゞふに利あらしむ。爰において、其制全きが故に、人、其番所にあれば、自から外に非常のものなく、盜賊自然に來らざるべし。

次に火難の事。家宅の制、右に隨つて、用其理を究めば、内外の火災、殆んどのがれつべし。其ゆゑは人の火を専らとすることは、四時にて云へば、冬春の二時に風盛なるの時、朝夕にて云へば、二時の食を炊ぐ時、夜明けて起くる時也。火をさかんにする處は、食をかしぎ、湯をわかし、あつものするの處、炭薪の集まる處、燭臺油突を置く處、圍爐埋火の處也。火を盛にするは、賓客の節、病人あるの節、吉凶について、人多く聚るの節也。此品を究理して、火を炊ぐべき竈をば、土を厚くして、水に近からしめ、下に土石をかため、上に火の付けよからん物を置かず、火を多くたくべき家をば、遠くまうけ、空地を置き、井水をたくはへ、火さかんならん時には、監人を以て、火の色、烟の臭をたゞし、火を多く焼きたらん時には、監者を廻して、其場を闊せしめ、衆賓客來會の時は、供奉のもの、火を散すを改ため、内外をめぐりて是をけみす。

○油突—あぶ
らつき。

此の如きを戒約の制とす。若し火外に起らば、家上にのぼりてふせぐの輩、財器を運ぶの輩、妻室に従ふの輩、我に従ふ郎従、各究明して、其宜しきを制し、火をふせぐの器を多くして、約を定めて其用をなす。此の如き時は、火災を守禦して理にかなふべし。止むを得ずして焼失すと云ふとも、其威儀、更に亂るべからずと云ふべし。

爰を以て、非常のことに逢ふとも、居宅の制正しからんには、己れが威儀、更にたがふべからず。家宅其制をみだり、用法、理を究めずして、其情のまゝにことをかまへ、用をなすがゆゑに、變起つて、心みだれ、威儀を失ふに至りぬべし。たま／＼兀然こつれんとして、世事を輕んじ、變にあひ、火難にあうても、是命也といはん輩あつて、威儀を失はずといへども、是唯格致せずして、口に天命を云ふ異端いたんの空見也。威儀を失はずと云へども、強いて其説をなす也。用ゐるに足らず。君子大丈夫は、始より終りに至るまで、皆天地の準繩によるを以て、宮室を營作すれば、水土をかんがへ、空地をはかり、天の時、人事の用、相ならべて、爰に其制を全くするなれば、命を云はずして、其家宅を詳にし、

○兀然こつれん超然として世をのがれたる如く心を動かさぬ貌。

○采椽さいせん山より采り來りし椽の椽、けづらぬこと、椽はたる木。

其守禦を詳にす。守禦詳にして已むを得ざるの時、以て命に歸す。故に、居宅の制を嚴にして、平生の威儀正しく、變に處して、其理こまやか也。是、居宅において威儀の説ある故也。學者此わきまへを知らずして、古の聖世、皆儉約を用ゆ。史記に曰く、堯の天下を有つや、堂の高さ三尺、采椽さいせん劉りゅうらず、茅茨ぼうし剪らず。論語に曰く、子曰く、禹吾間然するなし矣。宮室は卑うして力を溝洫に盡すと出てたり。是、居宅を用ゐず、唯徳をつとむるにあり。居宅はあるにまかすべしと云へり。甚だ其理を究めずして、文に泥ちつむゆゑ也。身いかんしてか修まり、徳いかんしてか發すべきとならば、衣食居の用において、其効し明白也。居宅に心を入れて、身ををさめ、徳をすつべきと云ふにあらず。徳行は五倫に交はり、身の動靜にあり、五倫に交るに衣食居かくる處なし。身の動靜、又これを離れず。故に、よく分をはかりて、其制を聖人の心にまかせ、過不及の失なからしめて、爰に威儀立ちぬべし。堯の時に中りて、世の草昧未だ遠からず。其制作未だ家宅に及ばず、家宅をすつるにあらず。未だ其重き方に制作すべきこと多ければ也。禹又しかり。水ををさめ、民にいとまなきを以て、宮室の美

○溝洫―田畠
の間にある溝

○秦の阿房―
始皇帝の建て
し宮殿、東西
五百丈、南北
五十丈、秦都
咸陽に近き處
に建つ。
○隋の離宮―
隋の煬帝は遊
覽の場多く離
宮を營めり。

に及ばず。今天下既に泰山の安きにあり。百工及ばざる處なく、國に溝洫の力
をつくすべきにあらずして、天子諸侯、皆堯の行跡ぎやうせきを學ばんとらば、時こゝ
にたがへり。何ぞ用ゐるに足らん。堯禹を今に出さしめば、各宮室の制をいよ
やかにして、天子諸侯の威儀を明かにすべし。しかりと云ふて、居室の分に過
ぎて、財をついやし、民を苦しめなんことは、彼の秦の阿房、隋の離宮にして
亡びずんばならず。故に、聖人、其奢おごりを戒しむ。其言を心得ず、口にまかせて
辯をなさんことは、腐儒末學のさたにして、君子の貴ぶ所にあらず。居室の制、
尤も慎しむべき也。本朝營繕令を選んで、唐の例に准じ、天下の營作を糾明す。
而して後、世々に制法を立て、其式を定むといへども、やゝもすれば、過奢に
いたり、吝情りんじやうに過ぎて、其制道に中らず。君子大丈夫、唯聖人定むる所の本を
心とし、時の制に准じて、自ら氣をうつし、其非僻の心をさるべき也。すべて
家宅につれて用ゐる所の諸器、ともに其制たがふもの也。聊かゆるがせに仕る
べからず。或は人の目を悦ばしめ、或は遊宴をこととせんことは、皆聖人の心
にあらざる也。

詳器物之用

師曰く、衣服飯食居室は身を奉ずるの物にして、一日もなくんば有るべから
ず。而して、衣服あるときは是を制するの具あり、是をかくるの器あり。あさ
めかくすの櫃あり。飲食は手を以てすること能はず。爰こゝにおいて簞簋はんき、籩豆へんとう、
罍爵らいしやくの飾も出て來れり。されば、古は汗尊して杯飲し、蕢桴くわいぶして土鼓すといへ
り。云ふ心は地をほりて樽とし、手を以て之を掬ひ、土をうつて桴とし、土を
きづいて鼓となせり。是上古の制也。居室あれば、家宅に相應の品々の器物を
れあるべし。其上、身の便用を利するの器、几杖筆硯より初め、其品多し、吉、
凶、軍、賓、嘉、禮、樂、射、御、書、數について器物あり。軍用には甲冑よ
り刀鎗弓鐵砲の用、馬具ばぐの品、擧げて云ふべからず。而して、其本便用を利し、
堅固を要する文武の器物に過ぎざる也。爰に器物の制、皆其法ありて、古今に
其制作疎密甚だ多し、然れども、貴賤をはかつて、高下大小をきはめ、疎密を
なし、表文に相じるしを出し、徳をかへりみ、事をしらしむるの物を表出すべ

○籩豆―高き
臺ある食器。
○罍爵―罍は
樽の一種、爵は
は銅製三脚の
盃。

し。唯、目を驚かし、奢をなし、無用の費をいたして、其器物をかざることを用ゐず。されば飲食の器は、高くして、下のけがれを除き、奴僕の手を以て、口にあつる處に中らしめざるが如き、是也。況や貴人の前にすゝむるの器は、高衝たかつきにのせて、其盛物を高くす。卑賤の輩屈伏くつぷくして、手を出して取るに利ならざらしむ。是、已むを得ずして、人に非禮の形あらしめざるの制也。諸色此の如しと心得べし。たとへ玩物たりと云へども、銘を記し、語をちりばめて、人は是を汚さしめず。見るときは則ち語をさとり、久しく持するときは、則ち戒るに至らしむ。故に、一切の器物、みだりに紛失して狼藉たらしめず。殊に、聖人の名ある文書反古等は、一紙と云へども、塵に交へて汚さしめず。況や、書籍文筆、聊か是をみだりならしむべからざるなり。大丈夫武器に於て、平生心を盡し、其得たらん方に尋ねて、其利不利を考へはかるべし。人の身軀しんたいく肥瘦ひさう、時にかはり、輕重、年々に違ふもの也。然れば、武具の度量は常に考へはからざれば知るべからず。古來の士大夫は、皆坐席に設け置きて、其用を先覺に究理せり。是大丈夫、安きに居て危きを忘れざるの故也。武具馬具、すべて、我

○高衝たかつき、木にて全杯體たいを作り付けに製す。

用器足にあたらんことを憚るが故に、往來せんには、傍によせて置くべき也。

馬は大丈夫の足也。馬あらざらんには、長途を經、險阻を越ゆることを得べからず。豈ゆるがせに爲すべけんや。尤も撫育ぶいくすべし。而して其制法ありて詳に究理すべき也。次に、器物の利、各用あり、所謂之を制するには時を以てすべき也。時を以てせざれば、其制其用、疎にして詳ならず。器物、各其時あり。又所を考へて、其宜しき土地をはかり、而して、其地に於て是を制せしめ、是を置くに、其宜しき所を以てすべし。置くに所あらざれば、其物狼藉として早く破れ損ず。是を預けしむるの人あり。預からざれば、詳に糾明きうめいせざるを以て、事物あやまり有り。預りの奉行有りと云へども、猶ほ、是をたゞすの監者をあいて、是を巡察してたゞすべし。久しく蓋かほへるときは、濕にあたり、燥によつて、器必ず損ず。中にも、武器は切々たゞざれば、或は外よりして、内むしかみ、或は腐朽して、用たらざるもの也。文器は、唯便用を利す。武具は非常の變を守る器なれば、急に當つて損失すれば、大に敗亡するの基たり。監人おこたることなく、能くただして、奉行の非を改め、賞罰をなすべし。是、各器

物の制法也。

すべて、世上の用器、輕疎を貴び禮あるべし。是に心を費さんことは、君子の心に非る也。胡文定公曰く、人は須らく是一切の世味、淡薄たんぱくはうかう方好なるべし、富貴の相を有するを要せず。孟子謂はく、堂高數仞、食前方丈、侍妾數百人、我志を得ても爲さずといへり。一切の世味とは、飲食、衣服、居室のたぐひ也。器物の用、猶ほ以てしかり。然れども其制法に禮を以てせざるときは、威儀之こにかくべきなれば、疎に軽くすと云へども、専ら禮の式を守りて、上下の義をみだるべからざる也。

次に寶器の用あり。凡そ、世に寶と號する器は、徳を天地に比して、氣節、度量、溫潤おんじゆん、風流ともにそなはり、人々、是を以て、自ら省み、自らたゞしつべきの器あるときは、初めて寶器と號すべき也。人は是を全くする時は聖人と號し、鳥獸に此粧あれば、鳳凰麒麟と號す。器にこれある時は、瑞玉寶器ずいぎよくほうきと號す。上古より萬世まで、ともに是を崇敬す。人々、是を以て準則としつべければ也。然れども、寶器并に麟鳳の類は、世の名物也と云へるも、唯、其徳の溫潤風度

○溫潤—溫和
なること溫和
にして澤、溫潤
なりと孔子曰
へり。

を云ふ也。聖人に於ては、天地の徳にかくる所なく、徳こゝに正しく、知こゝにあまねく、勇こゝに卓爾たつじたり。故に、數千歳の間、世に出づること希有にして、寶玉は世々に乏しからざるゆゑん也。而して是に次では、世をあまねく利して人の用をたらしむるものを以て寶とすなれば、木火土金水の生々して、米穀、衣服、草木、魚鳥、鹽菜を生じ、器物名劍を出ださしむ。皆是、天下の寶にして、一日もなくんばあるべからず。而して、是を交易かうぎせしむるに、金銀銅錢の利あつて、有無互にかへて是を利す。こゝにおいて、初めて財を以て寶とするの説あり。

爰に案ずるに、便用の利を本として云ふ時は、一器一物の微も、時に至つて寶たらずと云ふことなし。殺罰の利劍りけん、ころすものゝためには寶にして、殺さるゝものゝ爲には、甚だ凶器なるが如し。然れども、一用一事に足つて、萬端に及ばざるものをば寶と號せず。此財能く交易利潤す。故に是を以て財寶と號す。世をわたり、便用をなすに、是に過ぎたる財あらず。是、世々相貴ぶのゆゑ也。玉は君子の寶とする處にして、便用の利、更にたらず。交易利潤の福な

し。故に、小人は是を寶とせず。世以て玉を重寶することあらざるは、人皆利を貴んで、徳を貴ばざるがゆゑなるべし。たまく玉を貴ぶの輩は、是を以て金銀にかへんことを思へば也。古は、天子、諸侯、大夫、士、庶人に至るまで各、玉を身に離さず。天子は佩玉とするに至れり。書五瑞を輯し、既月乃日四岳群牧を觀、群后に班瑞すと出でたり。是は天子より、群々の諸侯にそれくの玉をわかち玉はりて、人々、此玉の質の如く、徳の溫潤をまなび、玉の光の如く、知の正直を究むべきの事を示し玉へり。諸侯來朝せんには、拜領の玉をさしげ、常に忘れず忽にせず、此徳行知覺をつくすことを示し奉ること也。然れども、世澆季に及ぶに従つて、是を列侯に對し玉ふの證玉として、彼徳知を糾明するのゆゑんを失すること、是寶と云ふものを知らざるゆゑなり。周禮に玉を以て六瑞を作り、以邦國を等しうす、王鎮圭を執り、公は桓圭を執り、侯は信圭を執り、伯は躬圭を執り、子は穀璧を執り、男は蒲璧を執り、玉を以て六器を作り以て四天地四方に禮す云々。又、天府祖廟の守藏と其の禁令とを掌る。凡そ國の玉鎮大寶器藏すと出でたり。中庸に其宗器を陳すと云ひ、顧命

○輯五瑞云々
書經舜典篇
に出づ、五瑞
は一に五器と
いへり。

○顧命書經
周書の篇名。

○山海經地理
書の一種、地
理書の一種、
十八卷。禹の
治水の記録に
あり。夏書に

○于闐大明
一統志には撒
馬兒罕といへ
り。カンドとい

に其宗器と云へる、皆國の玉鎮大寶器にして、先代傳ふる所の玉どもをつし
みおさめて、傳世の寶とし、國家を安鎮するの徳を比せり。丘文莊曰く、先儒
謂く、玉は純陽の精氣にして、聖人の至寶たり。將に天地四方に禮せんとして
以て其の誠を歸するなし。乃ち玉を以て六器を作る云々。玉の物たる、古より
中國所在之れ有り、諸の山海經を觀て見るべし。堯舜の世にありて已に用ゐて
圭璧を爲す。禹貢の時、楊、梁、雍の三州貢する所已に玉石あり。戰國の時に在
りて卞和獻する所の玉荆山に出づ。漢の時關中の藍田、幽州の玉田、皆玉有り。
此時西域未だ中國に通ぜず。今の中國、未だ玉の出づる處あるを聞かず。用ゐ
る所の玉皆于闐國より來る。于闐の玉、白、玄、綠の三種あり。皆河より出づ。
亦古人の所謂玉石を蘊みて山輝く者と異なり、是則中國の玉は石より出で、必
ず撈を用ゐ、外夷の玉は水より生じ、必ず撈を用ゐる。豈、古今の土地生物同
じからざるあるか。抑も玉は乃ち玉石の精粹にして其の生ずるや限りあり、之
を取るや盡るあり、況や古人玉を以て徳に比し、故なくして其の身を去らず、
用ゐて以て器用をなす。雜佩の類一にして足らず。是を以て字を制するは瓊瑤

○瑄環一瑄は
璧六寸と、瑄は
は玉の光ある
をいふ。里中
の閭閻、轉じて
民問の人をい
ふ。

瑄環の類の如き、二百を踰れば則ち玉は古に在りて多く、用を爲す類知るべし。今世閭閻小民玉を識らざる者あり。何ぞ古彼の如く多く而して今此の如く少きや。といへり。而して、世人、皆、玉の寶たることを知らざるは、便用を専らとして、情欲をほしいまゝにするの故に、頻りに貨財を以て寶とす。是より目を喜ばせ、耳を樂しましめ、口の味をよくするの器物を貴び、或は古畫墨跡、或は玩器の奇物世にまれに、俗の乏きを以て、皆重寶とし、目を視、耳これをきき、手これを翫び、身これをまよふて、是を以て寶とす。其價を尋ぬるときは、皆貨財を出して賣買するに、高直のものを大寶とす。甚だ小人のわざにして、君子の云ふ所にあらず。大丈夫武器において、劍戟は其用尤も大なれば、是れを貴んで寶とするに足れりと云へども、わづか一人を殺し、一身を守護して、身を奉ずるにたれるものは、寶と云ふにあらず。漢の高祖の三尺の劍は、四海を平均するの用廣し。本朝の十握の劍は、外夷拱手の冷光あり。皆以て寶とするに足れり。されども、父祖の手澤の存する所、其家について其用あらんには、是一家の寶たり。古人曰く、人君先代藏する所の重器に於いて

○十握の劍は
刀双の長さ十
握なるをいふ

○手澤―手垢
のついたこと

手澤の存する所、心神の寓する所、宗廟に事有れば則ち之を陳し、以て其の能く守るを示し、終に臨み顧命す、即ち之を列し以て其の歸を全うするを見る。細故の小事に非ず。中庸は此を以て繼述の能を表はし、周書は此を以て傳守の失はざるを見、人子の孫となり、祖宗の位を踐み、祖宗の業を守り、祖宗の遺物を守る能はず、豈孝と爲すを得んやといへり。こゝを以て云へば、先祖相傳ふる處は家の寶として、つゝしみ守らんこと尤もなりといへども、入らざる器物を多くたくはへて、是を先祖の重寶と云はんは、却て先祖に辱を與へ、子孫に利欲を教戒するにも至るべし。世に名ある大丈夫と云へども、道に志あらず、聖人の本意を知らざるがゆゑに、平生聊か利害の心なき輩も、此の如く、ことに理を究めずして、器物を以て寶とするの輩多し。尤も戒むべき也。凡そ寶は天下の萬民に推及して、其理足らずと云ふことなきを以て寶とす。彼の財貨は乏しきものゝ爲めに甚だ利あり。大福分の者は用なし。彼の玩器は、もたざる者の爲めに寶とす。多蓄餘分あらんものは、是を屑とせず。然れば、准して天下の寶と云ふべからず。學者心付くべき也。

惣論 禮用之威儀

師の曰く、凡そ禮の用は威儀のかゝる所也。禮は一事一物の動靜にかゝらずと云ふことあらず。故に身軀より器物に至るまで、各法則を明にするは、君子大丈夫の貴ぶ所也。其間大禮を云ふときは、其制に冠、婚、喪、祭の禮あり。賓客、軍旅、相見、嘉禮あり。冠禮と云ふは、人既に成人して加冠の節に及ぶの時、其禮を行ふのことなり。儀禮に士冠禮あり。本朝亦之を重んず。其制江次第等の記に詳也。武將歴代是を行はる。近くは衣冠の制名すたれたるを以て士庶人を糾明せずして、冠禮の儀こゝにすたり、成人の禮明らかならず。禮に曰く、男子十五より二十に至り、皆冠すべし。必ず父母の期以上の喪なく、始めて之を行ふべしといへり。其の制甚だ詳なりといへども、當時用ゐざることなれば、之を略す。司馬溫公曰く、古は二十にして冠す。皆成人の禮を貴ぶ所以なり。蓋し人子たり人弟たり人臣たり人少なる者の行を其の人に責めんとす。故に其の禮以て重からざるべからず。近世以來人情輕薄、十歳を過ぎて總

○江次第とて大江家房の著年大
中恒例、臨時
儀政事大、臨時
式事を記載す

○總角一頭髮
を頭の兩端に
分ち集めて角
の形に束ねる
をいふ、童子
の髮風なり。

角鮮し。彼責むるに四者の行を以てす豈之を知らんや。往々幼より長に至り愚骸一の若し。成人の道を知らざるに由るが故なり。今遽に改むる能はずと雖も且十五より、其の能く孝經論語に通じ、粗々禮義を知るを俟ち、然る後之を冠す。其亦可なり。といへり。今の俗冠せずといへども、十五歳以上二十迄の間に、前髪をあととして、是より成人の禮とし、而して幼名を去つて字つく。則ち是冠禮也。豈ゆるがせにすべけんや。然れば、元服冠禮の前に、其童子成人の教を詳にして、而して其日に至り、父母に謁して、其禮を行つて、字を付くべき也。賓冠者と字つくと云ふ是也。賓は朋友の賢にして禮ある者一人を擇び之を用ゐるといへり。字は成人の名也。而して冠者父母の祠堂に謁し、尊長を見嘉禮を行つて其の威儀を正す。禮賓三献の禮を以て其賓に酌ゆ。則ち東帛乘馬其の詳なるは儀禮經傳通解に見ゆ。程子曰く、冠禮廢し天下成人なし、或は魯襄公十二にして冠する如きを欲す此不可なり。冠は成人の事を責むる所以、十二年責むべき時に非ずといへり。女子亦十五にして笄す。是成人の禮也。人既に成人の禮あつては、衣服飲食居室よりはじめ、身軀動靜人の人たる道あり。

○魯の襄公
名は午、成王
の子。

豈忽にすべけんや。是冠禮を重んずる故也。婚禮は二家の好みを合せ、子孫の設をなし、父母に代りて事を行ふの道爰に究まる。男女の大禮なれば、聊か便用を利すべからず。喪祭は子として親々追遠の禮なり。詳に其用法を究め、時宜を考ふべし。而して賓客の禮、饗應の次第、飯酒の禮、尤も其威儀を慎しむべし。軍旅は士の用にして、死生存亡のかゝる處甚だ重し。一舉して論ずべからず。詳に尋ね、審に思うて、其事物の用をたゞし、戰略軍法を心得べし。唯王者の兵を以て期とすべし。相見は臣として初めて君にまみえ、或は師友、或は長者に謁する、是を相見と云ふ。儀禮に士相見の禮を出す。具さに其品をただし、其用を委しくすべき也。嘉禮は、すべて吉禮を行ふ佳辰禮日の制也。以上是等の儀、皆禮の大なるわざなり。大丈夫として禮容を知らず、唯剛強を専らとせんは、甚だ鄙劣にして、まことに北方の勇士と云ふべき也。大丈夫は勇武剛操を本とすといへども、禮容を放埒にいたし、情欲に従はゞ、文武の器識あるべからず。文武の器識あらずんば、唯伎倆を本とするがゆゑに、彼の眞勇如何してか得べきや。すべて禮は人の本にして、人倫の交際、器物の制、皆禮

○北方の勇士
徒に強勇な
るをいふ。

を出でず、禮こゝに違ふときは、節こゝに失す。節あらざれば、動靜云爲、皆過不及に陥り、天理の宜しきに合ふべからず。古の聖人、禮を重んじて、品々の制法をたて、人の惡に陥らざるを戒とす。故に、大丈夫の事物における、母不敬を以て心にあて、一生の品節を禮用に合せ、其究理を具さにせば初めて威儀の則りにあたるべき也。

慎日用

惣論 日用之事

師嘗て曰く、易に云く、百姓日用而知らず。中庸に曰く、道たるや須臾も離るべからず。離るべきは道に非ずと云へり。人の世に在る、一動一靜、皆是を出でず。我これを名づけて道とす。知らずと云へども、天地我に形ちを與へて、是に理をそなへ、其用をたらしめ、聖人上代に在つて、其彝倫の制を定め、止むを得ざるの則りを立てぬ。聖人爰に出でずといへども、世々是により、人

○彝倫―彝は
常なり、人の
道に守るべき

人自ら是を守る。ゆゑに日々の用ゐる處、悉く道の存する處也。世遠く道次第
 におとろへて、人物事變あることは、是道の離るゝゆゑ也。しかれども、事變
 道によらざれば成らず。こゝを以て云ふ時は、治亂盛衰の大より、一事一物の
 變動に至るまで、天地の法則をはなるゝことさらになし。君子大丈夫、能く此
 心を體認して、初めて道をかたるべし。されば身を顧るに、形に耳、目、鼻、
 口、四支、百體あり。其内に性、心、情、意、血氣の差別あり。此一身を用ゐ
 るに、行住座臥視聽言動の用あり。此身を奉ずるに、衣服居室用器用物あり。
 飲食、情欲のわかちあり。此身の相接する處に、君臣、父子、夫婦、長幼、朋
 友の交際あり。其間に吉、凶、軍、賓、嘉の禮出來る。是我一身を顧みるに、
 悉く此事物はなるべからず。身に貴賤貧富の差別ありといへども、右の品々は、
 一つとして缺くこと有るべからざる也。此身を持ち、此心を得て、此事を去
 りなんと云ふは、死して而して後に止みぬべし。此間、其理を詳に究めて、一
 事をなし、一物を制し、一人と交接し、獨坐すと云へども、皆天地の準則を守
 つて離るべからざるの道に相叶ひ、天地を仁の躰として、萬物を制せんこと、

是君子日用の工夫と云ふべし。我説く處の理、更に遠からずして離るべからず。
 人々皆日用の間に因り其心に快きを號して道と云ふ、其内にやましきを人欲と
 云ふ。唯此兩般のみ也。日用の事、豈に忽せにすべけんや。

正一日之用

師嘗て曰く、人壽百歲に至るを以て上壽とす。大丈夫、唯今日一日の用を以
 て極とすべしと。一日を積みて一月に至り、一月を積みて一年に至り、一年を
 積みて十年とす。十年累りて百年たり。一日猶ほ遠し、一時にあり。一時猶ほ
 長し、一刻にあり。一刻猶ほあまれり、一分にあり。爰を以て云ふ時は、千萬
 歳のつもりも、一分より出て、一日に究まれり。一分の間をゆるかせにすれば
 つひに一日に到り、終りには一生の懈怠ともなれり。天地の生々一分の間も止
 まらず。人間の血氣、一分もつかふることなし。此の如くして、其天長地久を
 得、此の如くして壽命の永昌をなす。徳知の流行此の如くして聖人たり。大禹
 の寸陰を惜しみ、孔子の水觀をなし玉ひ、徳の流行、置郵して命を傳ふるより

○孔子の水觀
 在つて曰く、
 逝く者斯の如
 きか、晝夜を
 舍てず云々と
 あるに依ると
 置郵して命を
 傳ふるより

速しとは、此心なるべし。ここに一日の用を案ずるに、先づ夙に起きて盥漱し櫛り、衣服を正し用具を佩び、其容貌威儀を正し、静坐して手を拱き、能く平坦の氣を養ひ、天地生々已むなきの理を看るべく、君父の恩義を體認し、今日の家業を思量し、謹んで觀るに在り、身軀髮膚之を父母に受け敢て毀傷せざるは孝の始なり。身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯はすは孝の終なり。君に事へ其の身を委ね、人のために謀つて忠たり。此間意味深長、尤も幾微の動を察すべし。既に明に向へば則ち門戸を開き道を清めて洒掃し、天氣于入、地脉于長、家事あり、則ち示諭して其の教を詳にし、其間賓客の來り、使价の侍つあれば速に謁し速に答へ、之を遲滯せしむる無し。君に事へては則ち夙に出て、之に仕へ、父母に事へては則ち其安否を察す。出て、事ふれば則ち其居る所其言ふ所全く慎み、謀つて其位に出でず、長者に侍せば則ち禮敬を正し、奉ずること父兄の如く、能く謙退して争はず。凡そ仕官の途、朝に出づれば則ち人に先んぢ、夕に退けば則ち人に後れ、宅に歸れば則ち父母に謁し、氣を下し聲を怡げ、席を安んじ、留守の事を問ひ、其急緩を計り、其の事をな

し、閑あれば朝眼を改め、靜坐審思し、今日の行跡を省み、暇あれば則ち書傳を披き、古人の言行を考へ、聖賢の趣向を知り、日既に没すれば則ち夜戒を示し、約束を堅くし寢所に入り、躰を寬にし氣を休め、侍者の勞佚を時にす。是夙興夜寐は仕官省晨の用なり。

師又曰く、士に燕居の戒あり、慎まざるべからず。傳に曰く、仕官の途は四十を以て強仕の年とす。是出でて仕へ謀つて合する節なり。然れば子孫の量を考へ、君父の命に因り弱冠の間たりと雖、之をして官途を経せしむべきなり。士仕官すと雖其職勞少く、常に間暇多く、或は休暇を賜ひ、燕居し、不幸にして未だ君に仕へず。或は父母早没し遠く離るゝに及び朝夕の恪勤を得ず。燕居閑暇の日多ければ則ち其志怠り、放肆邪侈に到り、自ら天地一閑人と稱し、家業を慎まず、殆ど遂に禽獸に陷る。曾子曰く、小人閑居して不善をなし至らざる所なしとは是なり。故に閑居の間教戒なかるべからず。凡そ大丈夫は昭々たるために節を信ぜず。冥々たるために行を惰らず。故に先づ夙に興きて身を潔め、養省認觀し、席を出て、諸士に謁し來賓を待つ、或射を見馬を御し飯食を

○放肆邪侈
我儘にしてお
ごること。

○箠を運ぶ
陶侃の故事。

速に饗應招請せず、食時來客あれば則ち疏食を改めず、簞膠を共にし、徹すれば則ち盥漱し、容貌を正し威儀を莊にし、用事なければ則ち劍を握り弓を控へ、或は鐵炮或は長槍、各其の藝を遊び骨節を矯め、進退を正し先覺を招き、彼許に到り更に怠るべからず。久しく懈れば則ち手足自由ならず、骨節相應せず、身馴れず、躡輕からず業闕く。古人饗を運ぶを以て力を致す。其志を勵し力を勤むる併察すべきなり。猶暇あれば則ち書を閱し兵法武義を論講して、其事物の理を窮め、其器用の制を詳にし、唯聖人の言ふ所を宗とす。日既に西すれば則ち暮食復禮し、朝暮の食は疏にして速なるを貴ぶ、日昏きを云へは早く燭を立て物色を辨じ、嫌疑を去り、事有れば則ち進んで之を恪し、事なければ則ち靜かに氣を安ず。凡そ大丈夫燕居の間、其の獨を慎しむこと此の如くなれば、則ち内疚からず、明暗を以て禮を廢せず、心廣く、躡胖に氣專一なれば、志定向する所有り、放辟邪侈の意發する所なし。是燕居の戒なり。

辨財用受與之節

○洗耳云々
許由伯夷叔齊の故事。

師曰く、財有りて用ゐるを得ざれば則ち財皆財に非ず。用ありて財を量らざれば則ち用皆用に非ず。財は用を以て財となし、用は財を以て用となす。財用の間更に兩つあらず。財は量る有り、用は得る有り。夫れ貨財は乏者に給し、貧者を救ひ、給せざるを省み、賢者を招き士を聚むるの禮用なり。交易、有無、利潤、賣買の通物たり。用得る有れば則ち寶となし、用得ざれば則ち鄙吝の情日に萌し、過奢の禍時に起る、共に君子の道に非ず、大丈夫の存する所に唯義のみ。若し財寶を吝み、器物を翫べば則ち武義自ら闕如し、大節に望み、殆ど家を忘るべからず。家を思ふの切なる、義を棄て死を遁れ、謗を指頭に受け、汚を父祖に及す。人面獸心の事何の樂か有らん。金銀財器餘有るの輩、或は國を失ひ家を滅し、或は身を易へ財を積む古今枚擧すべからず。夫れ豪傑の士は天下國家を屑しとせず、或は耳を潁川に洗ひ、或は巖を首陽に採り、其の氣節高尚併せ案ずべし。然れども財貨有れば則ち之を山に棄て、之を海に溼む、土石と同じきを欲するに非ず、此間詳に其の量用を糾すのみ。又曰く、天下の財寶は天下の財寶にして一人の財寶に非ず、能く交易利潤して能く萬物に通用す。

故に是を財寶と曰ふ。財有るの人皆費を厭ふと言ふ、費を知らず、金玉堂に盈ち、財器府に在り、施用を知らざれば則ち天下の財各其の府庫に滞り天下の用に通ぜず、費の蔽はるゝ何事か之に如かん。人財を好めば大槩之を吝嗇す。故に聖人は財貨を以て寶となさず。得難きの財を貴はず、況や土器、畫墨、銅鐵の器を藏め、而して之を寶とし、千金を以て之に易ふる、其惑甚しきか。

師嘗て曰く、凡そ施受の道、君臣上下の義、朋友相接の禮、士の慎しき守るべき所なり。物に輕重大小なく其間皆義有り。或は與へ或は受く。故に與施は道義を以てせざれば則ち人喜ばず、士來らず。傳に曰く、義士を使ふには財を以てすべからず。爾來の食は乞食の賤も之を受けず。豈慎まざるべけんや。受の道に其義あれば則ち物の輕重に依らずして之を受けて可なり。一義を闕き一道を去れば則ち千鍾の祿天下の重と雖も受くべからず。故に與ふれば則ち其物の輕重を考へ、其制法を詳にして之を用ゐ、以て言辭を書せしむ。假令一个の微一掬の少と雖も皆志の寓する所、義の存する所なり。彼の受くる所感ぜざらんや。之を受くるの道、送迎辭讓の用豈忽にすべけんや。其道を得ざれば則ち與へて

○爾來の食
禮記壇弓下篇
に出づ。

感ぜず。受けて喜ばず、施と受の間専ら慎むべきなり。或は曰く、士吝惜して財を積まんよりは寧ろ之を施して餘りあり。

慎游會之節

師嘗て曰く、士は明暗共に怠らず、志を勵み行を勤む是其職なり。賢を賢とし親を親とし、游宴の席を設け、飲酒の禮既に行はれ、音樂の和數整ふ、是密主燕樂の節なり。春服して風に浴し、暑を避けて舟を艤し、月に嘯き山に棧し山間の明月、江上の清風、洒々落々、天々申々、花に傍ひ柳に隨ふ、是大丈夫の游會なり。何ぞ唯讀書字畫を事とする、徑々然たる小人たらんか。度量廣く風流潔く、然して飲酒必ず戒あり、游宴必ず節有あり、一遊一豫、諸侯の度となる者、流連の樂荒亡の行なし。文王の靈囿、鹿濯濯、白鳥鶴々、兎に魚躍る。是古の人民と偕樂の戒なり。大丈夫放鷹に、狩漁に豈に節を忘れて荒暴せんや。尤も慎むべし。

○文王の靈囿
詩經大雅靈囿
囿は禽獸を放
ち、飼へる處
囿は雌の鹿、
麋は充滿する
こと。
○濯々肥え
居ること。
○鶴々羽毛
の白きさま。

附録

先生自警

夙に興き夜に寐ね、父母に事へ、子弟に誨へ、親族に睦み、僕従を養ひ、賓客に接し、志士を貴び、無能を矜み、行餘力あれば則ち文を學ぶ。各我志す所其實厚からず、只名聞にあり。故其のなす所盡く其の極を致さず。是我尤も力を着け自ら省みるべき所なり。

○昏定晨省
暮に静め晨に
省る父母への
孝心。

吾父母に事へ、未だ嘗て力を竭す能はず、口に唯之を言ひ、心に之を思はざるにあらず。然れども其の實厚からざれば昏定晨省の勤亦缺き易し。父母高年にして其の事ふる所の日短し、自ら省みざるか。

吾子弟に於ては誨を薄うして功を待つ。身厚からずして彼に重きを責め、身正しからずして彼の正しきを欲し、子弟の化せざるは身の責薄きためなり。

吾僕従を御し、彼能く勞役して休まざらんことを欲す。備はるを一人に求め、

彼を待つに君子を以てす。是皆我四支を逸し、専ら身を利し、知を致さず。内に徳知の化なく、外に刑賞の具なくば、彼小人何ぞ其の忠を盡さん。強いて忠を盡さんことを求むれば、乃ち怨竟に及ぶ。且我利心多し。故に僕従の我を利し、家を富さんと言へば、我私に之を喜ぶ。甚だ恥づべきなり。

吾の朋友に於ける、多く己に如かざるを以て知を伐り彼を慢る。故に半日の交際和に過ぎ、禮を以て節せず、莊以て之に蒞まず、敬以て之を嚴にせず、竟に慢易浮躁なるに到る。

吾れ毀譽する所、皆其の好む所に辟し、誠むる所あらず、尤も自ら省るべきなり。然諾太だ輕應、是我知に伐り、人の譽を求むるなり。故に詳に盡さず、其の事多く乖戻す。

吾れ元器物を玩好せず。故に武の器物の外其制其の用甚だ疏なり。凡そ玩好は志を喪ふなり。太だ疏なるは及ばず、器物も亦人間の應用なり。

吾が生質元太だ簡にして、禮容に乏しく、衣服居宅飯食皆儉に過ぐ、是れ居簡にして、行簡、豈に盡く禮容を究め、其の節に中るを思うて企望せざらんや。

○慢易—あな
どる。
○浮躁—かる
はづみ。

○捷徑―早く成さんとすること。

士 道

一六四

吾れ甚だ利害を喻ふ。故に言ふ所利口に涉り、行ふ所捷徑を貴び、切に己を立てんと欲し、人を立つるを思はず、吾薄徳此の如くして志を得んと欲す。是人を傷け辱を貽す、天地の罪人なり。天命與からず、亦宜ならざるか。何ぞ思はざらん。

吾れ日に老衰し、事多く懶惰に武教軍容の勤數々怠る。且治教日に篤く、安きに居り、必ず危きを忘るゝは古の戒なり。何ぞ志を茲に錯かざらん。

己を潔くせんと欲して大倫を亂るは異端なり。己を立てんと欲し衆人を顧みざるは不仁なり。己が名聞を達せんと欲し舊官に背くは不忠なり。己の孝を先にせんと欲し親族に與せざるは不孝なり。一善を行ひ、之に伐るは不知なり。義を見て爲ざるは勇なきなり。

言の出、行の發、一字の畫、一器の制、皆其全躰有りて相表はる。豈自ら警めざらんや。

○寒族鄙夫―身分の賤しきをいふ。

吾れ常に身を忘る、尤も自ら警むべし。寒族鄙夫、貴族高客に同じからんことを思ひ、此生を長くせんと欲し、死を忘れ、惟欲を招き身を利し、其の身を

害ふを忘れ、年高くして血氣の衰へるを忘れ、志を得んと欲し、知寡く徳薄きを忘る。

吾唯外人の見聞する所を恥ぢ、自ら閨門僕従の知る所を警めず。閨門僕従の知る所を恥ぢ、皇天后土の鑒る所を思はず。

凡そ外事は、其の事に慣るゝの輩を以て、之を致すべし。内事は閨門僕従を以て鑒とすべし。其れ才徳なり。聖教を以て之を致すべし。意情の機、燕居獨座の愼、天地を以て鑒とすべし。

凡そ時勢あり。強ひて之をなすべからず。夫子曰く、愚にして自用を好み、賤にして自尊を好み、今の世に生れ古の道に反く、此の如きは裁其の身に及ぶ。子思曰く、其の禮有り、其の財ありて其の時なければ君子も行はずと。孟子曰く、智慧ありと雖勢に乗ずるに如かず、鎡基ありと雖、時に従ふに如かずと。

先生子弟警戒

爾子弟、人の輔養は衣食居日用の間にあり。衣服は寒暑に備へ、禮容を節し、

○皇天后土―天地の神明といふ意。

○鎡基―鋳や鋳のこと。

士 道

一六五

其の職業に従ひ、其の制裁を設け、疎密染飾各用あり。着用の法正しからざれば則ち心亦之に因つて正しからず。褻衣を服す、乃ち心従つて佚す。禮服を着用すれば乃ち心檢にして正し。故に疎密制裁、表紋着服の法禮を以てすれば、則ち自ら其の心氣を輔養す。飯食は餽饑を時にして身體を養ふに其の厚薄各禮あり。志士惡食を恥ぢず、腹滿暖衣すれば勤必ず怠り、飯食の間、輕忽放辟なれば乃ち禮容を失ふ、飯食時を以てせず、好惡に従へば則ち餽饑節を失ふ。居室は濕風雨露を避け、衆を會し人を安じ物を置き儉を守り禮に應ず。居氣を移すは古の戒なり。水は元一にして、其の因る所或は泥沙、或は流止、或は遠近、各其の性を異にす。身の居る所、豈に忽にすべけんや。日用の事、物心氣惟寓すること器物の輕さが如く、能く理を究め禮を盡し形を盡し用に具すれば則ち心氣を輔養するに足る。

爾子弟身を檢すること、専ら視聽を慎しむにあり。視聽は心の先づ動く所なり。故に容貌顔色を正し、輕視傾聽すべからず。眼晴數轉、視る所正しからず、聽形傾側聽く所禮に非ざれば、則ち心之がために動く。

○眼晴一ひとみ。

○言語は寡を以て箴しんとなし、顧を以て慎となす。言ふべくして言ひ、答ふべくして答ふ。其の間辭讓じじやうなし、色容左右して後之を發す。色容亦實を以てせざれば、則ち人の受く所虛なり。凡そ辭の發し易き、利口を先にし辨才を事とす、是己を立つる輕卒の失なり。平生卑劣、懦弱、悠艶、利害、賣買、色欲、淫樂を慎めば、政の非、人の惡、談笑すべからず。凡そ書札往來、古案を必とすべからず。奇文異字を用ゐるべからず。時宜を詳にし、禮様を厚うし、己の文才に依り容易に俗禮を改むべからず、是禮樂私議せざるの謂なり。常に自ら省み我が生質の輕重を認め、長ずる所短なる所、其の過ぐる所を退き、其の及ばざる所を進む。凡そ佚事には則ち人を先にし、勞事には則ち自ら先にす。且武の義とする所、尤も此の一事にあり。急警戰事他に讓るべからず。

平生の動容周旋、各道の存する所なり。忽にすべからず。士は唯軍戰の進退を思ひ、平日の禮容を詳にせず、是君子の勇に非ざるなり。

久しく危坐すれば、則ち足痿痺あびして急に奔走し難し。寒凍を憚り手を懷にし寒凍を閉じて龜手する、共に急に用難し。手足の舉動不仁なれば則ち武の用

○痿痺あびしびれる。

卒に缺く。然れども手足の舉動放逸なれば則ち禮容に背く、此の間専ら手足を練り身體を肆するに在り。

凡そ身は心の寓居する所なり。行往坐臥、顔色辭氣、面の向ふ所、足の踏む所、其の禮容を思ひ、漫りに舉動せざれば則ち心茲に正し。非禮視る勿れ、非禮聽く勿れ、非禮言ふ勿れ、非禮動く勿れ。

爾子弟、君臣父子夫婦は人倫の大綱なり。大綱紊るれば則ち其の才四海を括ると雖、其の實天地の間を容られず。三綱惟れ舉れば則ち其の本正しく、其の俗厚く、仁道惟になす。

親に親しむは孝悌を以て本となす。父子に親あり、兄弟に友あり、夫婦に別あり。其の宗子を崇び、其寒族を矜み、善名を揚げ、不能を祐け、族を會するに時を以てし、談を交ふるに禮を以てし、數々其の非を諫めて患難喜樂を共にし、人其の父母昆弟の言を問へば、則ち怨を隱ず、速かに過を改め、討論して善に遷る、是親を親とするなり。賢を賢とするとは君臣師友の謂なり。君臣の義は父子の親に出づ。君に事へて忠を盡し、義を究めて事を詳にし、彼の身

其の位を守り、君命を辱しめざるは臣の職分なり。其の僕従より能く養ひ能く教へ、己の癖欲を節し彼の勞役を顧ひ、其の老衰、其の病患、義を思ひ、利を放るべからず。其の上たるの難さなり。師を貴び實を以て之に事へ、傳へて習ひ、習ふて説く。人學ばざれば道を知らず。朋友の交りは久しうして敬し、信を以てし和を以てし、後輔くるに仁を以てす。人皆賢ならず、切に愚不肖を惡めば朋友數々疏んず。

爾子弟、天地是れ明、萬物是れ安なるを慎思するに在り。唯常に天地を畏れ物に循ふべし、則ち之れ自然なり。

平生我が業とする所、我が職とする所を慎思し、家既に武門に列し、生茲に士手に長ず、思ふ所は此の義を守るに在り。

冠婚喪祭の大禮は私を以てすべからず。能く古今聖賢の法に通じ、時代の風俗に隨ひ、其の大意を失はざるにあり。

凡そ事物の用は、各々其の理を究め其の實を詳にす。天地の常經を以て糾明すべし。知を致すの極は學問にあり。唯學問して知を致さざれば、則ち文を是

れ害するのみ。

凡そ君子小人の機を明らかにすべし。君子は天地の大道により、少しも己の利害を喻らず、小人は成敗利鈍を以て其の才を銜し、其の知を賣る。才知の及ぶ所、其の根とする所を同じうすと雖、天壤の如く、毫釐の差、千里の謬、唯義利の辨に在り。慎思茲に誠なれば、則ち智其れ判然たり。

爾子弟戒めよや。四支安佚を求むる勿れ、耳目視聽を慢にする勿れ、無用の事を談ずる勿れ、衆人の毀譽を必する勿れ、知に慢にし己を利する勿れ、儉に過ぎ奢を究する勿れ、専ら樂を好み業に荒む勿れ、戒めよや子弟。

先生御僕之警戒

同じく是れ人にして、其の上下主従となるは天の命なり。天下皆主たり。彼來りて家僕となる、其の命尤も畏るべし。我の能くする所にあらず。皆天なり。僕隸豈慢に褻すべけんや。

彼亦性情あり。唯其の習ふ所、皆氣に従ひ利を専らにす。今彼を待つに君子の道を以てす、亦急に通ずべからず。愚を以て愚を使ひ、其の利を利するにあり。

○契狀—約束の證文。

家僕の戒は公禁次家禮天下の大禁者を示す。契狀を定め證人を質し、他に因り彼の暴惡を止む。

僕隸の樂しむ所は飯食にあり。能く其の勞を計り、飯食を時にして冷暖を詳にし、羹食太だ飽なれば則ち彼苦しみ、太だ厚ければ則ち彼慢る。自ら省み時に之を試むべし。然らざれば必ず司あり私あり。悍強の徒之を侵奪す。又専ら飽滿を以てすれば、則ち彼慣れて慢し易し。無用の費あり。其の時を考へ、其の勞を節するに在り。

家僕の居宅詳ならざれば、則ち疾病を生じ寒暑の節を考へ、其の冷暖を時にし、其の居は唯膝を容るゝに足るを以てす。寛なれば則ち衆を會し、他を招ぎ逸樂を催す。其の地司長に遠れば乃ち奸曲生ず。故に或は人々窺を便にするの地を以てし、或は監士を以て時々之を改む。速かに其の機を知るにあり。男僕○司長、監士の居は女家に近かるべからず。夫妻ある宅は、夫居らざれば則ち親縁と雖壯夫

○司長、監士
取締役と監
督人。

を漫りに往来せしむべからず。用事あれば則ち兩人相共にす。凡そ人飯食既に足れば則ち淫佚いんしつの機あり。尤も之を戒むべし。奴隸閑居獨坐すれば則ち奸曲を行ふ。然らざれば則ち久しく寝ね、漫易して疾を生ず。故に伍ごを設け其の間に雜居せしむ。篤實の者に屬し、監士となり其の機を察せしむ。

○衣服の制裁
| 着物の仕立
方。着衣—ふだ
ん。着衣—ふだ

衣服の制は家禮を示し、其の制裁を正し異様を用ゐるべからず。褻服禮服を別にせしめ過奢を禁ずべし。

僕隸となり井泉を設け、其の勞役を利し、其の邊りを潔うし、惡水を飲ましむるなかれ。水を汲むの家交々巡察し、其の制を糾し其の破損を改むべし。廁及び不淨舎は遠近を考へ其の掃灑そうらいを時にす。

其の使役たる、時を以て具に彼の勞佚を計り、好んで小惠を行へば、則彼慣れて逸を求む。守休すれば必ず時あり。唯其の腹を實にし其の體を勞すれば、則ち他の求めなし。

○綿被—木綿
のふとん。

僕從の病は疎ずべからず。速かに醫を招ぎ湯藥を備へ巡察之を詳にす。其の伍をして代つて看病せしめ、嚴凍に及べば則ち綿被紙帳を設け、病癒いよくれば則ち

其の初に復す。巡省して之を私せしむべからず。其の病により、或は親戚の宅に遣す。然れども猶監士を發し之を憐む。且其の實を察す。凡そ僕從の疾病は多く勞役にあり。故に盛暑極寒風濕の節、其の使役を時にするにあり。

僕隸は暇日に群居放言し、其の樂を樂しむ。切に之を禁ずべからず。唯大禁を犯すを戒しむるにあり。博奕逸樂の禁皆通制なり。世或は佳辰令節に因り、其の日相許して之を行はしむ。是れ彼が不義の機をして以て助長せしむなり。彼の機一たび動れば則ち相續いて止む能はず。尤も其の初を慎しむにあり。其の飲食狂する若く、亦其の時に因り之を放す、亦可なり。一張一弛の道なり。

○放僻—我儘
のこと。

家僕と他僕と相往行するを禁ずれば、彼必ず慣れて放僻の心生じ、竟に不義に陥る。僕隸は愚を以て貴となす。世知數々生ずれば則ち害相成る。

凡そ夜行を禁ず。夜久しく寝ざれば皆奸曲あり。故に其の伍を正し、其の顔色辨氣を察し、速に其の機を戒む。

○逸樂—無精
をすること。

家僕或は年給を得、或は賞賜を得るの時、必ず飲食はしやまを放にし、逸樂を專にし衆を會す。此の節を考へ監士をして其の財を費さざらしむ。凡そ小人は財豊か

なれば則ち放僻邪侈あり、身を失ひ人を害ふ。故に其の與奪尤も之れを慎しむにあり。

○伍五人組
と。即ち組合のこと。

僕隸ただ乏しければ則ち必ず常心なし。其の乏しきは必ず時あり、監士早く察し、或は伍をして之を糾さしめ、其の由を具にし其の設をなすにあり。

家僕の事を司る、其の職利あれば、則ち奸曲生じ、家禮以て違ひ風俗竟に陷る。其の蔽上を犯し盜をなすに到る。故に詳に其の事を盡し、其の司る所を糾し財を費すなからしむ。彼の行ふ所正しければ、則ち祿を厚うし、吝むべからず。令を犯し以て公財を盗み、公財を費し彼の利をなす勿れ。

凡そ一人の怖ふ所により、令を改め惠を行ふべからず。廣く衆に及ぼすべし。後令を改め惠を行へば、則ち其の及ぶ所正し。

僕隸の使役疾病は、詳に日簿に識し、其の功績を考へ其の禮を厚うす。

家僕久しうして篤實なれば、則ち其の職を改め、其の祿を厚うし、其の才過れば則ち之を抑ふ。彼をして應接辨用の事に預らしめ、數々義を以て之を正し、出納詳なれば則ち彼をして出納を司らしめ、己を利するを以て家事を幹り、其

の人を重ずべからず。家僕其の志職を勤め、衆を利するを上となす。主を利するを以て下となす。唯其の長ずる所を以て其の職を命ず。

家僕を勞し、菜園を專にし、民と利を争ひ、之を以て利をなすは君子の志にあらず。彼は小人なり。我其の情を詳にし、其の欲を節し、他をして不義の地に陥らざらしむ。是主の教導なり。之に由らしむべし。之を知らしむべし。

彼の己を譽むることを求むべからず。彼は小人なり。小人の人を譽むるや、皆己の逸樂に従ひ、己の怠慢を專にするを以て、教戒を省察せず。安をなし利をなす。然らざれば則ち之を譽めず。故に小人の譽むる所は虚譽なり。凡そ毀譽賢者を以て準となす。

新仕の僕隸は、監士を以て其の居所飲食の事を詳にし、公禁家戒を示し、朝夕勤仕の様を教へ、衣服禮容の節を正し、篤實にして久しく事ふる者をして彼を教へしむ。其の初め正しからざれば則ち終に全からず。且新來の僕は飲食を以て衆を饗し、人の喜を求む、尤も之を禁ずべし。

凡そ僕隸は互に相饗應送答する、皆堅く之を禁ず。凡そ伍中暴惡利口、人を

○公禁家戒
表向きの禁令
即ち法律と一
家内の戒めな
る箇條

して不義に陥らしむるの輩は速かに之を逐ふ。凡そ家僕は専ら味を好み、魚鳥を嗜めば必ず竊かに火を私し、火災の難を知らず。是れ大夫なり。速かに之を放つ。

女僕の制亦男僕に異ならず。女僕齡三十歳を超え留まるを願はざれば、則ち之を縦ち、其の功勞により資けて之を嫁せしむ。

凡そ令する所、戒する所數々省みざれば、則ち空言なり。吾其の實を行はざれば則ち人從はず。時々省察し、其の化をなすにあり。

士 道 要 論

解題

山鹿素行の士道を提唱せるは徳川四代將軍の頃にして士風漸く頽廢の兆を呈せりといへども、尙ほ昔の面影を存するも其後太平打續きて懦弱の風、士道を毒する徳川十一代將軍の天保八年に伊勢の碩儒齋藤拙堂によつて著はされたのが本書である。拙堂、名は正謙、字は有終、世々伊勢の藤堂氏に事へ、寛政九年江戸の藩邸に生れ、長じて昌平黌に入り業を賀精里に受け、終に一家を成し、歸つて藩政に參與して盛んに文武を奨勵し治蹟大に擧る。拙堂、最も詩文に長じたるを以て世誤つて一介の文人とするものもあるも、拙堂の志は實に士道の振興にあり、本書、穩健の思想を以て平易に士道の要を説き當世を教訓する所頗る多し。上州安中侯板倉氏之れを讀んで大に感じ、刻して甘雨亭叢書に收む。本書は之れに據つたのである。

自序

孔子曰、觚不觚、觚哉、觚哉。蓋歎物失其舊也。余於當今悠悠之士、亦私有此歎。遂不敢自量、述此書以諭從游之士云。夫士以武爲質幹、職任雖分、其業則同。作原士第一。凡人有此業、則有此風。故其風一定、而後其業可守矣。作士風第二。風之所由在於氣。故其氣一奮、而後其風可恃矣。作士氣第三。有氣無節、欲益反損。故其節一立、而後其氣可用矣。作士節第四。氣節之源出於心。先浚其源、而後其流可洪矣。作士心第五。心有公私、唯其心之恃、而其道之不求可耶。且士之職、有以奉上、有以臨下、上下之交、豈可各無其道哉。作士道第六。蓋士以武爲業、而其職必資於文。文所以知道也。士而知道、能事畢矣。以爲篇之終。然道外無事、一文一武、莫非道者。故合而名之、曰士道要論也。蓋士道雖廣、不過文武。苟知其不可偏廢、則職業舉矣。論雖平々、庶得其要歟。讀者勿以其語淺字假輕視之可矣。

天保八年龍集丁酉秋八月

齋藤正謙

士道要論

齋藤正謙著

原士

士の職、くさくさにわかれ、民を治むる任あり、財を掌つかさどる官あり、文學顧問に備はるものあり、侍御扈從をつとむるものあり、下は厨ちゅう庖ぼう倉庫そうこなどの雜司にいたるまで、みな士と名付けて、兩刀を佩かしめ、もはら不虞ふぐに備へしめ亂のおこり寇あだの出来ることあらんには、みな戈やを提たげて事に従ふべき定めなればなべてこれを武士といふなり。或人難じていへらく、いにしへ文武、官をことにせり。武士といへるもの、源平の頃より始り、古制にあらずといへり。是よく古をしらざる人の言なり。官に文武をわかちそめしは、中昔このかたのことなり。あがれる御代の定にはあらざりき。されば、いにしへ事あれば、公卿大臣はものかは、天子皇后もみづから軍をひきゐて、亂賊をうちほろぼし玉ひ、あ

○膏梁膏は肥えたる肉、梁は美味なる穀物に慣れたるをいふ。○金鼓戦争に用ふる太鼓の類

○左氏傳をいふ。秋左氏傳をいふ。

るひは外國までも事むけし玉へることもありき。かく天子皇后も士卒の將となり玉ひぬれば、公卿より下つたかた、文武のけじめなきことしるべし。中昔よりこのかた、天子九重の内になりたまひ、公卿大臣以下も、大むね膏梁の子弟にて、金鼓の聲を聞けば、頭をちぢめ、耳をふさぎておちわなき、ものゝ用にたつべきものなかりしかば、源平などの家出來て、もらは兵革のことをつかさどれることゝはなりぬ。夫より縉紳の人々思ひあがり、武事をあとしめて、卒徒の任とのみ思ひ給ひ、遂に大臣たらん人の、物具したるためし、古よりなきよし、物にも書けるにいたれり。いかに思ひあやまてるにや。さて、文武を分てること、西土隋唐の世にも見えず。まして西土のいにしへは、左氏傳にも、國之大事は在_リ祀_ト與_レ戎_トとさへいひて、天子諸侯も、士卒の將となりて征伐すること、この古のちもむきによく似たり。かく天子諸侯も士卒の將となり、武をもて職としたれば、士の武をもて名とすることも、ことわりならずや。且つ士といふ文字を考ふるに、古訓に事とよめり。事は戎事より大きなことなれば、事とのみいへば、戎事をむねとすべし。論語に、將_ニ有_ラ事_ト於_レ顛_トとあり。

○姦宄よこしま、かしまし。

事の戎事たる證なり。祀も大事なれば、たゞ事とのみいへり。春秋に有_レ事_レ於_ニ大廟_トとは、祀をいへり。餘事にたゞ事といふことはなし。故に、諸士の職多きなかに、兵刑をつかさどれる官のみを、ことに士とは云へり。尙書に皐陶士の官をもて、蠻夷の夏を猾_ミれるを平らげ、寇賊の姦_ミ宄_ミなるをせめ詰_ミれるをみてしるべし。周の世にいたりても、獄のつかさを士師といひ、其屬官に郷士、遂士などありて、いづれも暴をいましむるをもて職とするも、周官にみえたり。これも士の武をむねとする證とすべし。大御國のいにしへは、美真手_ノ命、神武帝の御時、天の物部をひきゐてあだを平げ給ひ、又、内の物部をもひきゐたまひしかば、天皇詔して、世々、物部の職を繼がしめ給ひしこと、舊事_ノ紀、日本紀などに見えたり。さて、物部はものゝべとよみ、又、萬葉集にはものゝふとよめり。物とは兵をいへり。むかしの書に、兵卒を物共といひ、武器を物の具といひ、後の世にも、兵士のつかさを、物主、物頭などいふをもてしるべし。されば、物部は即ち武士なり。後の世の歌物語などに、武士とかきて、即ちものゝふとよめり。もろこしの士を、事とよめるに略相似たり。武士の名、源、平氏にはじまれるにあらざることあきらけし。さてまた、もろこしも、周のころまでは、天子、諸侯、大夫

も武をもてむねとするゆへ、其富をいふに専ら軍役をもて、萬乘、千乘、百乗とくなへて、一國の内、上下、貴賤、軍役の内にあらざるものなし。されば、その一乗には、甲士三人、歩卒七十二人と定めて、歩卒は農民にて、その將は即ち士なり。又、公卿、大夫その將となれば、公卿、大夫も士と功をともにせり。ゆゑに公卿の子も、いまだ官につかざる内はみな士なり。禮に士の冠禮のみありて、公卿、大夫の冠禮なきをもてしるべし。されば、大御國のいにしへも、西土のいにしへも、公卿、大夫に武家の名なけれども、みな武家といふべし。士の皆、武士なることは、もとよりなり。詩の國風周南に、赳々たる武夫は、公侯の干城といひ、また公侯の腹心といへり。それ武士を干城といひ、腹心とさへいへるに、中世にはいやしみて侍といひて、長袖の人の僕隸のごとくなれり。しばらくは從ひ居たれども、事變の會に及びて、武人遂に大君のすがたとなりて、公家の人々は權柄を失ひたまひぬ。これもと公家の士の名義を失ひて、武事をいやしみがゆへなり。されど、公家のことは、既に過にし事なれば、とかふ云ふべからず。世は承平の久しき、武士たるものも、むかしの公

○禮—支那の周禮をいふ。

○詩—詩經を指す。

家のすがたになりゆかんことを恐れて、かくはいふなり。およそ武をうとみて賤むにいたるは、よくも其功德をわきまへざるがゆへなり。武の貴く功德あることは、天祖の寶劍をつたへ玉ひ、左傳に、武の七德をのぶるにてもしるべし。されば、神聖天下を治めたまふに、文事武備兼ね用ふること、車の兩輪、鳥の兩翼のごとし。世儒いたずらに、湯、武の征伐をもて、堯、舜の揖讓に及ばずとし、武を第二義と思ふものあれど、堯、舜より先つかた、黃帝すでに武をもつて天下を定めて、そのうち、禮樂文治の沙汰には及べるなり。御國もまたしかり。仁徳、履仲の列聖、衣裳をたれて天下をしろしめされたれど、神武、崇神、應神などのすべらぎ、そのまへにのみまして、干戈を用ひたまひ、經津主命、武甕命等、その事ありてこそ、後の太平をひらきたるなれ。又、開闢のはじめりいへど、猛獸鷲鳥横行する時に、人は爪牙の利もなくなして、其中に立ちまじらば、みな食ひつくさるべし。されば、神聖いて給ひて、弓矢刀劍を作りて、禽獸を制し、人類を繁くし玉へり。此武のはじめなり。人常に治より亂にをもむくとのみ思へど、開闢のはじめよりみれば、常に亂より治にちもむけ

○周易一開展
の順序を述べ
たるにて屯蒙
需訟の師比泰
等卦の名、泰
否は太平の象
は亂世の象

り。武功なかりせば、文徳は施しがたかるべし。これを周易の序次に考ふるにまたしかり。乾坤のち、わづかに屯蒙需訟の四卦を経て師となれり。屯の艱める、蒙の穉きは、開闢のはじめなれり。其つぎ需の飲食をもて、訟の争ひをひきいだせば、師の軍旅を興して、うち平らぐることはなれり。さて、師の次は比なり。比よりまた小畜、履の二卦を経て泰となれり。雜卦傳に、師憂比樂とあり。比の樂をいたすは、師の憂苦して亂を平らぐるゆへなり。それより小畜にて物を畜へ、ものをたくわへて後、履の禮もてきて、泰の泰平をいたす也。今の士大夫、師の憂なく比の樂ありて、泰の安きに居り、租を食み、税を衣て、やすく世をわたることは、祖先の武の功德によればなり。もし武の功德をわすれ、驕奢安逸にすぎみなば、泰變じて否の亂をなすべし。されば、泰の次は否の卦なり。こひねがはくは、泰の否とならんことをおそれて、師の憂苦を思ひ、又、その卦象の至險を、大順の中によするといふ事を思ひて、武を太平のときにわすれず、國家の爲に、爪牙とも腹心ともなるべきことにこそ。

士 風

士大夫は四民の首となり、上は、君に事へ、下は、民に臨むものなれば、その風正しかるべきなり。士風正しといふは、禮義廉恥をむねとするにあり。近世、士風日に下り、まづ驕奢にながれ、つゝに懦弱におちいり、ほとく禮義廉恥のころを失ふにいたれり。この弊風を正さんとはまづ、質朴強毅の風を尙んで後、禮義廉恥の風にもなるべし。且つ質朴強毅は、武士の本色にて、國家の爪牙となることも、こゝにあれば、いつもかくあるべし。さて、風といふことは、なべてのならひなれば、士林にあるもの、三歳の童子たりとも、弱きを恥らひ、強きをよろこぶ習ひとし、畏れ驚くなどいふことは、臆病と云うて、いたく恥しめこらすべし。人は強きも弱きも、みな、生質なれど、我たるものは、ひたぶるに強きをむねとし、弱きをきらひおそれ、驚くべきこともこらへしのびて、口にも色にもいさぬこそ、たのもしけれ。若し平生さまざまなきことにも驚き怖れては、霰たばしる矢玉のさきに向ひて、槍をいれ、太刀